

# 史跡利神城跡 保存活用計画（案）

令和2年（2020）3月

兵庫県佐用町教育委員会

## 序 文

利神城は別名「雲突城」<sup>くもつきじょう</sup>とも呼ばれた山城であり、豊かな自然に囲まれたその城跡は、地域の象徴として人々が花見を楽しんだり、日常的に訪れたりする憩いの場となってきました。また来訪者にとっても、城郭と併せて平福の歴史的町並みを探索できる趣きある観光地の一つです。この利神城は、昭和 58 年（1983）に佐用町第 1 号の指定文化財となり、平成 29 年（2017）には本町初の国史跡に指定されました。

しかし近年、度重なる風水害による土砂の流出や地盤の不安定化、石垣の変状などが著しく進行し危険性が高まってきています。現在は入山禁止措置をとっており、早急に適切な保護を図ることが課題となっています。

そこで本町では、利神城跡が有する本質的価値と構成要素を明らかにし、周辺地域の社会的環境の特徴を捉えた上で、適切な「保存」と有効な「活用」を行うための基本方針や活用・整備に関する方向性を示すこととしました。そのために、地元町民の皆さまや様々な分野の学識経験者で構成する「利神城跡保存活用計画策定委員会」を設置し検討を重ね、このたび「利神城跡保存活用計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を指針として、貴重な文化遺産である利神城跡を次世代にしっかりと保存、継承し、それとともに、より多くの人々が利神城跡を訪れ、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう活用・整備を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご助言をいただきました町民の皆さま、長きにわたり様々な視点からご検討いただきました策定委員の皆さま、多くのご指導、ご助言、ご協力をいただきました文化庁、兵庫県教育委員会ほか関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和 2 年（2020）3 月

佐用町教育長 浅 野 博 之

## 例 言

1. 本書は、史跡利神城跡（兵庫県佐用町）の保存活用計画の策定報告書である。
2. 策定事業は、平成 29 年度から 31 年度（令和元年度）にかけて実施し、平成 30・31 年度は史跡等保存活用計画策定費国庫補助事業を活用した。
3. 策定にあたっては、佐用町教育長が委嘱した利神城跡保存活用計画策定委員会の意見を受けたほか、文化庁及び兵庫県教育委員会の指導助言を受けた。
4. 本書に掲載した図・写真等は佐用町教育委員会及び佐用町所有のものを主に使用した。そのほか兵庫県立考古博物館や既出の文献等に掲出されているものを借用・引用しており、その場合は表題に出典を併記した。
5. 利神城跡の石垣について、石積みや石材の違いから少なくとも新旧 2 時期の石垣が存在し、慶長 6 年以後池田由之が入り改修を加えた時期と、不詳ながら天正～慶長 4 年頃までの間、宇喜多秀家が播磨において赤穂・佐用両郡を領した時期にあたると想定されている。このことから、本書中においては、それぞれの石垣を、池田期、宇喜多期の石垣と呼称する。ただし、石垣には部分的な積み直しの可能性もあり、将来の調査研究によっては構築主体の見直しや構築時期の細分等が行われる可能性がある。
6. 本書中における山城地区の曲輪呼称は付-8 のように区分する。
7. 策定業務と並行して、平成 30 年度に史跡指定地周辺の平面図（縮尺 1/1000）を作成し、本書に利用した。また、平成 30・31 年度には石垣カルテの作成事業を実施した。
8. 本策定事業の事務局は、佐用町教育委員会教育課企画総務室に置いた。
9. 本策定業務の一部を株式会社都市景観設計に委託した。
10. 本書にかかる諸記録は、事務局で保管している。

# 目 次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第 1 章 保存活用計画策定の経緯と目的      | 1   |
| 1. 計画策定の経緯と目的             |     |
| 2. 保存活用計画の構成              |     |
| 3. 計画策定の体制                |     |
| 4. 上位・関連計画及び参考計画等         |     |
| 第 2 章 利神城跡の周辺環境           | 11  |
| 1. 自然的環境                  |     |
| 2. 社会的環境                  |     |
| 3. 文化財                    |     |
| 4. 歴史的環境                  |     |
| 第 3 章 利神城跡の概要             | 33  |
| 1. 史跡指定                   |     |
| 2. 利神城の歴史                 |     |
| 3. 利神城跡の概要                |     |
| 第 4 章 利神城跡周辺地域（平福と口長谷）の概要 | 63  |
| 1. 集落の変遷                  |     |
| 2. まちなみの特徴                |     |
| 3. 平福の伝統文化 年中行事           |     |
| 4. 地域のまちづくり体制             |     |
| 第 5 章 利神城跡の価値と構成要素        | 75  |
| 1. 利神城跡の価値                |     |
| 2. 利神城跡及び周辺を構成する要素        |     |
| 第 6 章 現状と課題               | 95  |
| 1. 調査研究の現状と課題             |     |
| 2. 保存の現状と課題               |     |
| 3. 活用上の現状と課題              |     |
| 4. 整備上の現状と課題              |     |
| 5. 運営・体制の現状と課題            |     |
| 6. 課題のまとめ                 |     |
| 第 7 章 保存活用の大綱と基本方針        | 115 |
| 1. 保存活用の考え方               |     |
| 2. 保存活用計画の大綱と基本方針         |     |

|                          |       |     |
|--------------------------|-------|-----|
| 第 8 章 保存管理               | ----- | 119 |
| 1. 保存管理の方法               |       |     |
| 2. 史跡指定地内における現状変更等に関する基準 |       |     |
| 3. 公有化及び史跡の追加指定について      |       |     |
| 第 9 章 活 用                | ----- | 131 |
| 1. 各地区の活用                |       |     |
| 2. 広域における活用              |       |     |
| 3. 共通の取り組み               |       |     |
| 第 10 章 整 備               | ----- | 135 |
| 1. 保護・復旧に係る整備            |       |     |
| 2. 活用に係る整備               |       |     |
| 3. 整備のスケジュール             |       |     |
| 第 11 章 運営・体制             | ----- | 147 |
| 1. 基本的な考え方               |       |     |
| 2. 保存活用の体制               |       |     |
| 第 12 章 経過観察              | ----- | 150 |
| 1. 経過観察の方向性              |       |     |
| 2. 経過観察の方法               |       |     |

## 付 編

1. 用語の解説
2. 石垣の日常的な管理
3. 保存管理や活用に関わる地域組織等
4. 利神城跡平面図
5. 山城中心地区曲輪区分図
6. 山城中心地区石垣位置図
7. 御殿屋敷地区石垣位置図

## 第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

### 1. 計画策定の経緯と目的

利神城跡は、兵庫県南西部に位置する佐用郡佐用町平福および口長谷にまたがる標高373mの利神山頂と、その西麓に位置する（図1-1）。佐用町は交通の結節点として重要な地であり、戦国時代から近世初頭にかけて、この利神城は播磨国西部の軍事・政治的な拠点であった。

伝承によると、利神城は14世紀代の赤松一族の別所敦範の築城とされるが、詳細は不明である。利神城に関する記述が文献に現れるのは、16世紀半ば以降のことである。

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いの勲功により池田輝政が播磨国52万石の国主となり姫路に入ると、姫路城の六支城（高砂城・三木城・明石城・龍野城・利神城・赤穂城）整備の一環として甥の由之に佐用郡2万2000石を与え、利神城の改修を命じた。その後、幾度かの城主交代を経て、寛永8年(1631)に廃城となった。

廃城後、山麓部の御殿屋敷は田畑化し、平福は姫路と鳥取を結ぶ因幡街道の宿場町として幕末まで栄えた。今も往時の風情が残る平福は、兵庫県の歴史的景観形成地区に選定されている。

山城は利神山頂を中心とする南北 350m、東西 200m の範囲に曲輪が展開し、また西麓には南北 370m の範囲に城主屋敷が配置されている。建物はすべて滅失したが、山上の石垣や館の南北を固めた石塁、城への入口である枡形の石垣が今も残る。利神城は、昭和 58 年（1983）に佐用町第 1 号の指定文化財となり、平成 29 年（2017）に同町初の国史跡に指定された。町指定に先立ち昭和 54 年（1979）より、利神城跡を含む遺跡分布調査が実施された。昭和 59 年（1984）に財団法人観光資源保護財団（日本ナショナルトラスト）が発刊した『利神城と平福の町なみ』にて、当国史跡指定に向けた地域活動の様子を窺い知ることができる。

利神城は別名「雲突城<sup>くもつきじょう</sup>」と呼ばれ、地域の象徴として、その姿が継承されてきてきた。利神城は、地元にとっては小中学生が山登りをしたり、花見を楽しんだりする憩いの場、日常に訪れる場であり、来訪者にとっても、城郭と平福の町並みを探索できる歴史的観光地の一つであった。しかし、近年、度重なる豪雨や台風の影響を受け、土砂流出や地盤の不安定化、それらに伴う石垣の変状などが進行し危険性が高まっている。そのため平成 13 年（2001）からは入山禁止の措置がとられている。

この貴重な文化遺産である利神城跡を次世代に継承するため、重要遺構の保全についての課題を整理し、城跡の適切な保護を図ることが急務である。また地域の象徴としての利神城を内外に発信し、かつてのように地元の人々や来訪客が楽しめるようにすることも検討が必要であろう。

そこで、史跡の保存管理の方針を定め、整備活用のあり方を示すために利神城跡保存活用計画を策定する。本報告書は、利神城の持つ価値や課題を明らかにし、佐用町を代表する歴史文化遺産としての保存・管理方法を示した上で、適切な活用・整備のあり方を検討するものである。

### 策定の目的

- ①利神城跡及び周辺環境の持つ価値を明らかにし、次世代に継承する
- ②利神城跡の適切な保存管理方法を示す
- ③地域を代表する歴史文化遺産として適切な整備・活用のあり方を検討する



図 1-1 位置図

## 2. 保存活用計画の構成

史跡等の「保護」は、史跡等の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、望ましい状態を創出する「保存」と、地域に生きる人々や来訪者が本質的価値を享受し、それを適切に現代社会に活かす「活用」から成り、両者が相乗効果を生み出されるようにするための技術的な方法が「整備」である。

本計画においては、史跡利神城跡を適切に保存し次世代へと確実に伝えていくために、まず利神城跡の本質的価値や構成要素を明確化すると共に、周辺の社会環境の特徴を捉えたうえで、望ましい「保存」と「活用」の在り方を検討する。さらに本質的価値の望ましい保存状態を維持・創造し、地域社会に活用と発展の場を提供するための具体的な手法である「整備」の方針についても検討する（図 1-2）。

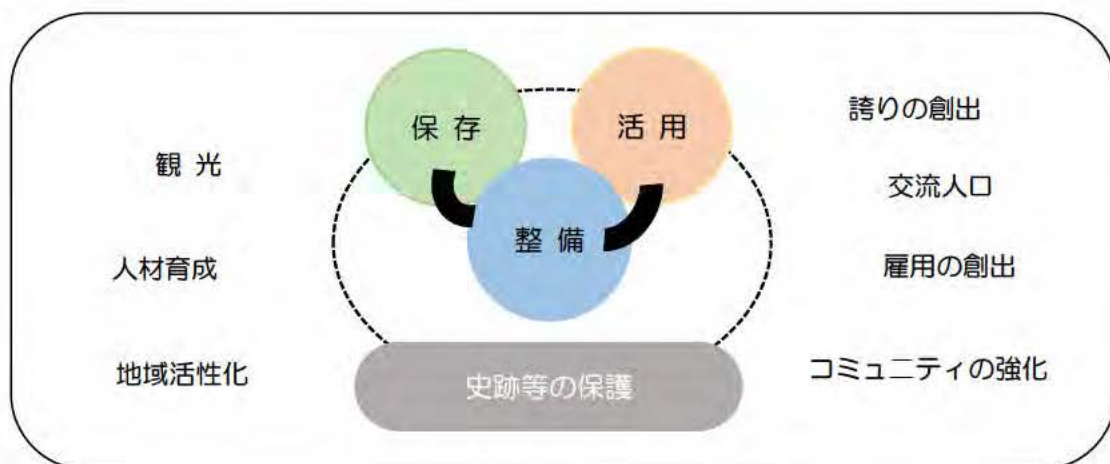


図 1-2 史跡等の保護と社会的環境

### （１）保存活用計画の検討範囲

本計画においては利神城跡の調和のとれた「保護」をめざし、本質的価値の整理を行い、史跡の現状と課題を整理したうえで、保存活用の基本的な方針を検討する。さらに保存においては法的、行政的、技術的な措置を、活用においては公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営についてその方針を検討する（図 1-3）。

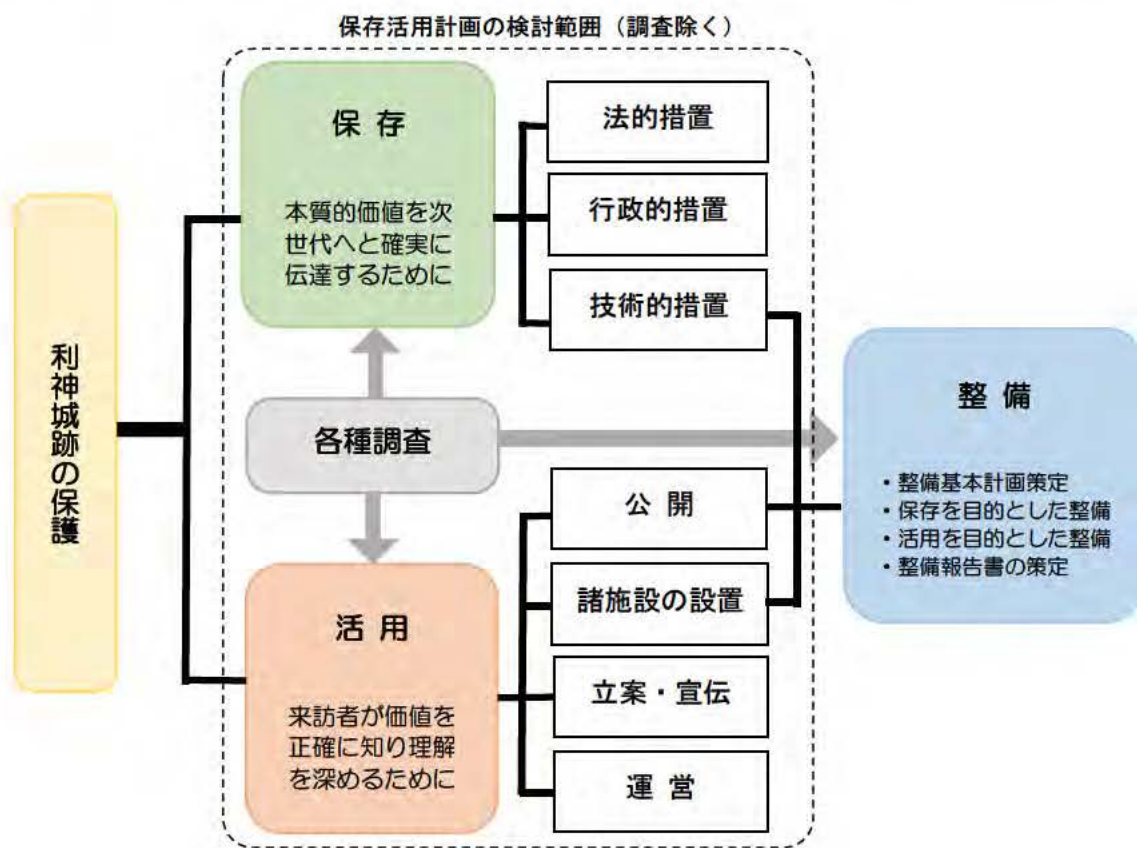


図 1-3 利神城跡の保護概要

（文化庁記念物課編『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』2015 より抜粋改変）

### （２）保存活用計画で定める主要事項

- ① 史跡及び周辺環境を構成する諸要素の特定と本質的価値の明確化
- ② 保存活用の基本方針
- ③ 保存管理の方法
- ④ 現状変更などの許可に関する取扱い基準
- ⑤ 公有化、整備、公開、追加指定などに関する将来像
- ⑥ 運営方法及び体制整備
- ⑦ 経過観察

## 3. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、佐用町教育委員会 教育課 企画総務室を事務局とし、関連する業務を(株)都市景観設計に委託した。また検討にあたって学識経験者、地元住民委員、行政関係者からなる「利神城跡保存活用計画策定委員会」を設置して意見を受けるとともに、文化庁記念物課ならびに兵庫県教育委員会文化財課、兵庫県立考古博物館の指導助言を得た。

表1-1 利神城跡保存活用計画策定委員会 名簿

|         |      | 氏 名    | 専門分野    | 所属等                                  |
|---------|------|--------|---------|--------------------------------------|
| 学識経験者   | 委員長  | 藪田 貴   | 歴史文献    | 兵庫県立歴史博物館長                           |
|         | 副委員長 | 北垣 聡一郎 | 石垣      | 金沢城調査研究所名誉所長                         |
|         | 委員   | 西形 達明  | 土木      | 協同組合関西地盤環境研究センター顧問<br>関西大学名誉教授       |
|         |      | 福井 亘   | 環境・景観   | 京都府立大学大学院准教授                         |
|         |      | 水島 あかね | 保存整備    | 明石工業高等専門学校准教授                        |
| 住民委員    | 副委員長 | 森本 實   |         | 文化財保護審議委員会会長                         |
|         | 委員   | 永井 薫   |         | 教育委員                                 |
|         |      | 福井 泉   |         | 長谷地域づくり協議会企画委員長                      |
|         |      | 五名 和雄  |         | 平福地域づくり協議会長                          |
|         |      | 谷本 学   | 平成29年度  | 佐用町商工会長                              |
|         |      | 井口 覚   | 平成30年度～ | 佐用町商工会長                              |
|         |      | 梅内 克敏  | 平成29年度  | 佐用町観光協会会長                            |
|         |      | 北村 広樹  | 平成30年度～ | 佐用町観光協会会長                            |
|         |      | 高木 照雄  |         | 平福文化と観光の会長                           |
|         |      | 中島 基生  |         | 大字平福管理委員会会長                          |
|         |      | 松本 洋子  |         | 公募委員                                 |
|         |      | 矢代 成生  |         | 郷土を考える会長                             |
|         | 指導助言 | 山下 信一郎 |         | 文化庁(文化財調査官)                          |
|         |      | 小川 弦太  |         | 兵庫県教育委員会 文化財課 主査                     |
|         |      | 山上 雅弘  | ～平成30年度 | 兵庫県立考古博物館 学芸員                        |
|         |      |        | 令和元年度   | 公益財団法人兵庫県まちづくりセンター<br>埋蔵文化財調査部 技術専門員 |
| 事務局     |      | 平田 秀三  | ～平成30年度 | 佐用町教育委員会 教育長                         |
|         |      | 浅野 博之  | 令和元年度   | 佐用町教育委員会 教育長                         |
|         |      | 谷口 俊廣  | ～平成30年度 | 佐用町教育委員会 教育課長                        |
|         |      | 宇多 雅弘  | 令和元年度   | 佐用町教育委員会 教育課長                        |
|         |      | 服部 吉純  | 平成29年度  | 佐用町教育委員会 教育課 企画総務室長                  |
|         |      | 宇多 雅弘  | 平成30年度  | 佐用町教育委員会 教育課 企画総務室長                  |
|         |      | 大下 順世  | 令和元年度   | 佐用町教育委員会 教育課 企画総務室長                  |
|         |      | 藤木 透   |         | 佐用町教育委員会 教育課 企画総務副室長                 |
|         |      | 椿 博子   | 平成29年度  | 佐用町教育委員会 教育課 企画総務室                   |
|         |      | 中村 剛彰  |         | 佐用町教育委員会 教育課 企画総務室                   |
|         |      | 戸屋 雅裕  |         | 佐用町商工観光課 商工振興室長                      |
|         |      | 眞岡 明信  | ～平成30年度 | 佐用町商工観光課 商工振興室                       |
|         |      | 大上 崇   | 令和元年度   | 佐用町商工観光課 商工振興室                       |
|         |      | 重崎 勇人  | ～平成30年度 | 佐用町企画防災課 まちづくり企画室長                   |
|         |      | 江見 秀樹  | 令和元年度   | 佐用町企画防災課 まちづくり企画室長                   |
|         |      | 松本 和也  | 令和元年度   | 佐用町企画防災課 まちづくり企画室                    |
| コンサルタント |      |        |         | 株式会社 都市景観設計                          |

表1-2 利神城跡保存活用計画策定委員会の開催経過

| 委員会    | 開催日         | 主な報告・協議事項                      |
|--------|-------------|--------------------------------|
| 第1回委員会 | 平成30年2月27日  | ・役員選任                          |
|        |             | 【協議】                           |
|        |             | ①保存活用計画策定の目的と経緯                |
|        |             | ②利神城跡の現状 特徴と課題                 |
|        |             | ③今後の進め方、保存活用についての意見交換          |
|        |             | ④現地視察 御殿屋敷地区                   |
| 第2回委員会 | 平成30年6月9日   | 【報告】利神城跡に関する動向                 |
|        | 午前：専門会議     | 【協議】                           |
|        |             | ①専門的立場から 技術面                   |
|        |             | ②応急的措置                         |
|        |             | ③専門的立場から 活用面                   |
|        |             | ④本質的価値に追加すべき事項                 |
|        | 午後：全体会議     | 【報告】利神城跡に関する動向                 |
|        |             | ①現状と課題                         |
|        |             | ②専門委員の意見                       |
| 第3回委員会 | 平成30年10月29日 | 【協議】①本質的価値 ②基本方針の設定            |
| 第4回委員会 | 平成31年2月9日   | 専門会議<br>①価値と構成要素 ②保存活用の大綱と基本方針 |
| 第5回委員会 | 令和元年7月3日    | 【協議】第5章～第10章確認                 |
| 第6回委員会 | 令和元年12月9日   | 「利神城跡保存活用計画」報告書の確認             |

表 1-3 計画策定までのフローチャート

| 内容 \ 委員会            | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1. 現状の確認・現在までの経緯の確認 |     |     |     |     |     |     |
| 2. 現状の確認・保存管理の検討    |     |     |     |     |     |     |
| 3. 策定の目的・経緯の確認      |     |     |     |     |     |     |
| 4. 計画条件の整理          |     |     |     |     |     |     |
| 5. 本質的価値の明確化と課題の抽出  |     |     |     |     |     |     |
| 6. 基本方針の設定          |     |     |     |     |     |     |
| 7. 計画の検討            |     |     |     |     |     |     |
| 8. 現状変更基準の検討        |     |     |     |     |     |     |
| 9. 保存と活用のあり方の検討     |     |     |     |     |     |     |
| 10. 将来に向けた体制整備の検討   |     |     |     |     |     |     |



利神城跡保存活用計画策定

#### 4. 上位・関連計画及び参考計画等

佐用町の最上位計画である「佐用町第2次総合計画」（平成29年度から10年間）では、「自然と歴史・文化を守り生かす きらめきの郷づくり」がまちづくりの基本目標のひとつとして掲げられている。これまで「佐用町総合計画」（平成19～28年度）においても歴史的資産の保全と整備・活用を実施してきており、同後期基本計画（平成24～28年度）においては、文化財保護の観点から特に重要なものは文化財指定を推進して保全に努め、歴史文化遺産の保全と活用を施策として実施してきた。これらは、先人のたゆまぬ努力と営みにより守り育てられてきた歴史文化遺産や、豊かな自然環境等、地域に息づく歴史や文化などの地域特性を活かしたまちづくりを目標としており、「佐用町第2次総合計画」にも引き継がれている。また、第2期佐用町教育振興基本計画（夢ある教育きらめきプラン）においても、文化財の保存と活用をかね、後世への継承の重要性を示している（図1-4）。

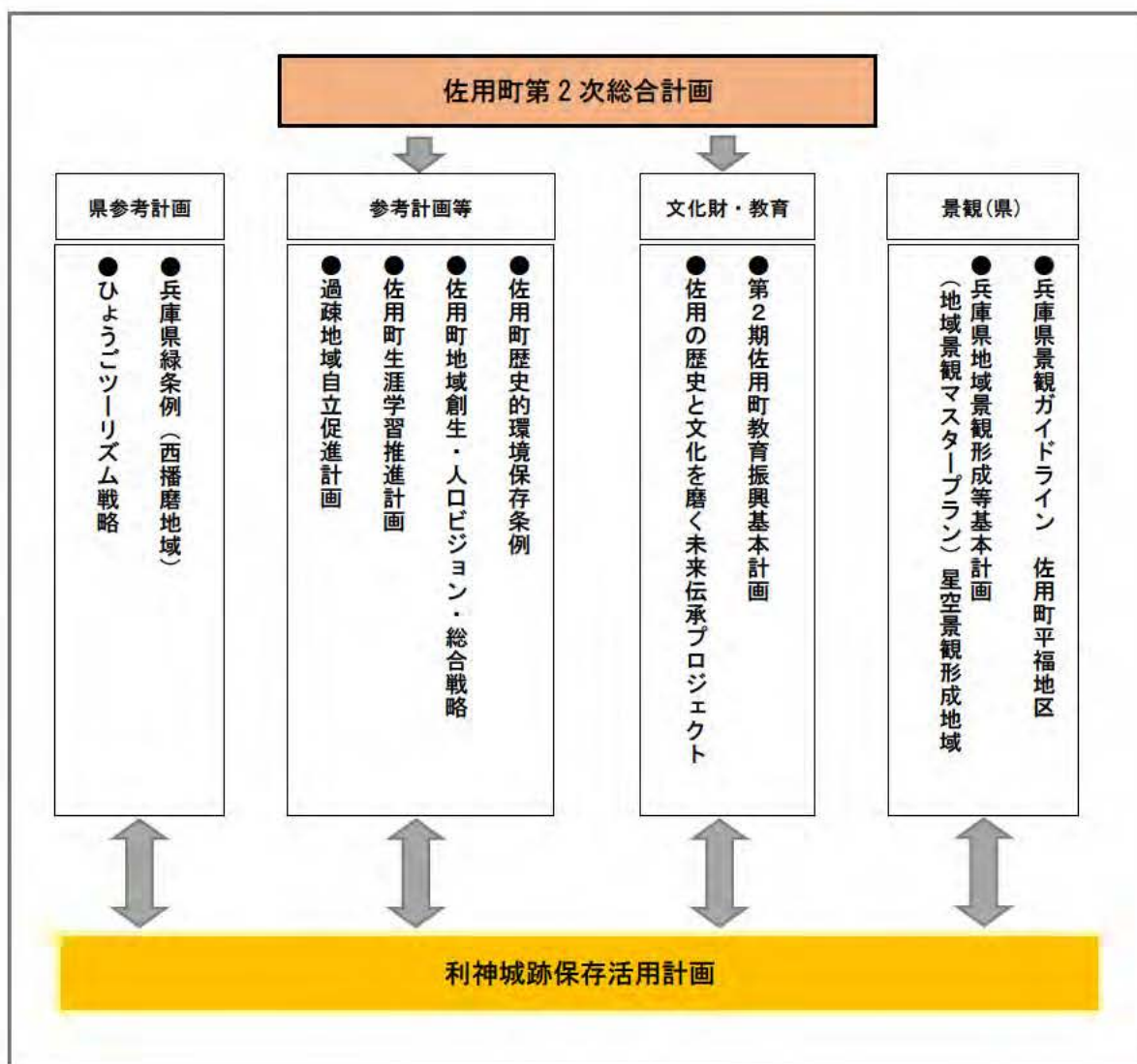


図1-4 本計画の位置付け

参考計画として観光や景観に関わる条例なども取り上げ、国や県、隣接する境域の自治体とも連携が図れるように努める。本計画の上位・関連計画および参考計画は、表1-4のとおりである。

表 1-4 上位関連計画と参考計画等

|                  | 名 称                                          | 内 容                                                                                                   | 分野       | 策定者 | 策定年             |
|------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-----------------|
| 1                | 佐用町第2次総合計画                                   | 佐用町の将来像、まちづくりの基本理念、実施にむけた基本姿勢、主要施策などを掲げている。                                                           | 総合       | 佐用町 | 平成29年<br>(2017) |
| 2                | 第2期佐用町<br>教育振興基本計画                           | 子どもたちが自立的に生きる力を培う教育、学校・家庭・地域が一体となって郷土の自然や伝統文化を大切にする豊かな人間性や社会性を養う教育を推進する目標を掲げている。                      | 教育       | 佐用町 | 平成27年<br>(2015) |
| 3                | 佐用の歴史と文化を磨く<br>未来伝承プロジェクト                    | 町内に残る歴史的・文化的地域資産を守り、学び、活かし、磨く、4つの柱で過疎地の人々に失われつつある地域への愛着と誇りを感じる活用を目指す計画                                | 歴史<br>文化 | 佐用町 | 平成31年<br>(2019) |
| 4                | 兵庫県景観ガイドライン<br>佐用町平福地区                       | 県と町が景観まちづくりを支援するため「兵庫県 景観の形成等に関する条例」に基づく地区指定を行い、景観形成基準を定めたもの。平福地区の景観まちづくりや景観形成の基準の考え方について解説および提案している。 | 景観<br>環境 | 兵庫県 | 平成22年<br>(2010) |
| 5                | 兵庫県地域景観形成等<br>基本計画(地域景観マスター<br>プラン) 星空景観形成地域 | 美しい星空が見える環境を創造、保全し、それを将来に引き継ぐための計画。                                                                   | 景観       | 兵庫県 | 平成20年<br>(2008) |
| 参<br>考<br>計<br>画 | 兵庫県緑条例(西播磨地域)                                | 開発工事に際して、環境形成区域ごとに定められた緑化修景等の基準を示す。                                                                   | 景観<br>環境 | 兵庫県 | 平成17年<br>(2005) |
|                  | 佐用町歴史的環境保存条例                                 | 佐用町平福地区の歴史的環境保存区域において、歴史的環境を保存するため、建築物や景観に関する基準を示す。                                                   | 景観<br>環境 | 佐用町 | 昭和58年<br>(1983) |
|                  | ひょうごツーリズム戦略                                  | ひょうご五国が有する、多様な地域資源を生かした兵庫ならではのツーリズム振興の基本指針および実践的なアクションプログラム。                                          | 観光       | 兵庫県 | 平成29年<br>(2017) |
|                  | 佐用町地域創生・<br>人口ビジョン・総合戦略                      | 人口減少がもたらす課題解決に向けた計画。                                                                                  | 総合       | 佐用町 | 平成27年<br>(2015) |
|                  | 佐用町生涯学習推進計画                                  | 文化遺産、文化財の管理整備等の施策があげられている                                                                             | 教育       | 佐用町 | 平成28年<br>(2016) |
|                  | 過疎地域自立促進計画                                   | 利神城跡石垣の保存と整備が重要な課題とされている                                                                              | 総合       | 佐用町 | 平成28年<br>(2016) |

### (1) 佐用町第2次総合計画

佐用町第2次総合計画は、行政運営の総合的な方向性を示す町の最上位計画である。本計画は、今後10年間で目指すべき将来像やまちづくりの施策方針をまとめている。

本計画は、在住者や通勤通学者にとって心豊かな暮らしを創出することができるよう、①人口減少と少子高齢化社会への対応、②県境域を含む生活圏の拡大への対応、③財政安定化への取り組み、④地方分権社会にふさわしい町組織の構築、四つの視点に基づき、町民と行政が一体となり、まちづくりの効果を最大のものにするための施策を示し、豊かなまちと暮らしの創出につなげる。

平成25年4月に施行した「まちづくり基本条例」の考え方に沿った基本理念は下記三点である。

#### ①自然と歴史・文化を育み未来につなぐまち

長い歴史の中ではぐくまれてきた地域の多彩な自然、歴史資源や風土、景観を今後も守り、育みながら未来につなぎ、循環型社会を構築し、地域環境の維持と持続的な発展を目指している。

## ②温かい絆と一人ひとりを大切にすま

地域コミュニティに根付いた温かい絆をさらに醸成するとともに、だれもが安心して暮らせる福祉社会と、生きがいを持って自己表現できる社会を築く。すべての住民が心身ともに健康で、安心して生活できる総合的な保健・医療・介護・福祉体制を確立し、未来につないでいく。

## ③協働で夢と希望をつくるま

町民同士の支えあいの中で、連帯感のある地域コミュニティを維持、形成していくとともに、未来を築く子どもたちを育み、安全と安心のまちづくりのほか、自然、歴史、文化などの地域資源や人材、地域特性を生かし、交流の促進や産業を育成するなど、町民にとって夢や希望をもてる魅力あるまちづくりを推進する。

### 目指す将来像

絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷  
～わたしたちの手で作る わたしたちのまち 佐用～

まちづくりの基本理念と、ワークショップで出されたさまざまな意見を踏まえ、目指す将来像を上記のように設定し、地域に息づく歴史や文化を大切にし、地域に生きる人々の主体的な行動と知恵を活かしながら、町民と行政の協働のまちづくりを進めていく。

## (2) 第2期佐用町教育振興基本計画

これまで町では「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」を基本理念とし教育を推進してきた。これまでの取組みの評価を踏まえて第1期佐用町教育振興基本計画を見直し、佐用町総合計画を加味しつつ、「第2期佐用町教育振興基本計画」を策定した。内容は学校教育に関わる教育行政の基本的な方針を示すとともに、保幼小連携の視点を中心として保育・就学前教育に関わる内容について提示している。また、佐用町総合計画に掲げる「生涯学習のまちづくり」の実現に向け、佐用町まちづくり推進会議（平成21年1月設置）で策定されている生涯学習推進計画につながるよう、家庭教育・社会教育分野の充実を図り、子どもたちが夢や明るい希望を持ち、自立的に生きる力を培う教育、学校・家庭・地域が一体となり、郷土の自然や伝統文化を大切にする豊かな人間性や社会性を養う教育を推進している。

## (3) 佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト

利神城跡の国史跡指定を契機として、城跡そのものの保存整備事業にとどまらず、町内のあらゆる歴史的・文化的資源を効果的に活用していくための「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」計画を策定し、歴史遺産を学ぶ生涯学習活動の実施や、歴史的・文化的資源を活用した観光振興事業の実施等を行い、本町の観光振興とブランド価値の向上を図り、住民の地域への愛着と誇りの醸成を図るとともに、交流人口の増大と民間による投資を促進させていくプロジェクト実施を目指している。

文化的資源は、相当な交流人口増加を目指すことができるポテンシャルがあると考えられるため、利神城跡の国史跡指定を契機に史跡としての保存・整備を行っていくのみならず、点在するあらゆる資源の効果的な活用を図り、地域の賑わいづくりに努め、利神城跡を核とした宿場町平福をはじめとする本町の歴史的資源（例：上月城跡、船越山南光坊瑠璃寺、三日月藩乃井野陣屋跡等）を活かした観光振興とブランド価値の向上を図り、住民の地域への愛着と誇りの醸成を図り、交流人口の増大と民間による投資を進めている。



図1-5 プロジェクト模式図（プロジェクト推進）説明資料より抜粋

#### （4）兵庫県景観ガイドライン 佐用町平福地区 歴史的景観形成地区

佐用町では昭和58年(1983)に「佐用町歴史的環境保存条例」を制定し、平福地区の景観形成に努めてきた。これまで町で進めてきた景観形成の取り組みを重んじ、兵庫県が町の歴史的環境保存条例の対象範囲と同じ範囲を歴史的景観形成地区に指定し、ガイドラインが作成されている（図2-16）。

景観形成区域の中には、四つの景観形成ゾーンと二つの通りが設定されている。四つのゾーンとは、①町家周辺ゾーン、②町家景観形成ゾーン、③利神城跡ゾーン、④山麓景観形成ゾーンで、二つの通りは、①町家景観通り、②川端景観通りである。

#### （5）兵庫県 地域景観形成等基本計画(地域景観マスタープラン)

平成19年(2007)に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要がある地域について、「地域景観形成等基本計画(地域景観マスタープラン)」を定めることとなった。佐用町は平成20年(2008)に、町全体が星空景観形成地区に指定されている。

都市活動の活発化により夜間照明が増加し、自然の星空を見ることができない地域があるが、佐用町では、星や月、ホテルなど自然界に夜間現れる自然の光を大切にしながら、豊かで美しい自然環境と調和したまちづくりが進められている。

#### （6）参考計画

##### ①兵庫県 緑条例

兵庫県の西播磨地域では、平成17年(2005)から緑条例を施行している。1,000㎡以上（一部の区

域は500㎡以上)の規模の開発行為を行おうとする場合は、市町や県との協議、届出等の手続が必要となる。(自己用住宅の新築・増改築や通常管理行為、軽易な行為等は、対象外。)

開発工事に際しては、環境形成区域ごとに定められた緑化修景等の基準をもとに、開発地の森林の保全や建物の周辺の緑化等が必要となる。佐用町全域が対象地域となっている。

緑条例の区分中、史跡指定地内には、森を守る区域、森を生かす区域、川とさとの区域、まちの区域、伝統的なまちの区域が存在する。区域設定の詳細及び範囲については、第2章 2. 社会的環境 (6)法規制等の項で述べ、図示する。

### ②佐用町歴史的環境保存条例

佐用町平福地区の歴史的環境保存区域において、歴史的環境を保存するために、「保存区域」「重点保存区域」「最重要建築物」の3つの指定がある。①建築物や工作物の新築、改築、増築及び撤去。②宅地の造成。③建築物や工作物の修繕、外観を変更するもの。④その他歴史的環境区域の保存に影響及ぼす行為。上記について届出及び協議が必要となる。

具体的な区域設定の詳細および、その範囲については、第2章 2. 社会的環境 (6)法規制等の項で述べ、図示する。

### ③ひょうごツーリズム戦略

ひょうご五国(但馬、丹波、播磨、阪神、淡路)が有する、多様な地域資源を生かした兵庫ならではのツーリズム振興の基本指針及びその具体化のための実践的なアクションプログラムである。

兵庫の強みである多様なツーリズム資源を磨き、様々な連携によってその魅力を高め、外国人や高齢者等すべての人が安心して旅行を楽しめるユニバーサルツーリズムを推進する。西播磨地域においては、武士(もののふ)のこころ息づく歴史、大型放射光施設SPring-8などの先端科学技術、他府県を含めた広域的な交流を活かした体験・交流イベント等、多彩なツーリズムを推進する。

### ④佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略

佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略は、佐用町第2次総合計画で定める各種施策と一体となって取組みを行い、地域創生とその好循環を確立することにより、人口減少を抑制し、将来的に持続可能な地域を実現するための戦略である。

目指すべき将来の方向性は次の四点である。①地域の若者が地域で暮らせる、地域に戻ってこられる環境をつくる。②町外からの移住や交流人口の増加を促進し、地域の魅力をつくる。③若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出生数の増加を図る。④人口減少社会に対応した安心・安全な暮らしを守り、地域の活力、魅力の維持・向上を図る。

### ⑤佐用町生涯学習推進計画

「地域文化の継承と創造」の項目において、文化遺産、文化財の管理整備等の施策があげられている。

### ⑥過疎地域自立促進計画

「地域文化の振興等」の項目において、「利神城跡は石垣の老朽化が進む中、それらの保存と整備が重要な課題となっている。」との記載がある。

## 第2章 利神城跡の周辺環境

### 1. 自然的環境

#### (1) 位置・地勢

佐用町は、平成 17 年（2005）10 月に佐用郡の佐用町、上月町、南光町、三日月町が合併し、現在の町域となった。

佐用町は兵庫県西部の西播磨地域に位置し、西は美作市・備前市、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しており、その面積は 307.44 ㎢で、兵庫県の約 3.7%を占めている。

地形は、中国山地の東端部に連なる西播磨の山間を水源として北から南に千種川水系が中央を貫流しており、北部には標高 1,047m の日名倉山をはじめ郷嶋山、高鉢山、壇の平など 600m 以上の山々がそびえる。中部は河川の流域に沿って、なだらかな標高 300m 前後の丘陵地が見られ、集落や農地などが分布し、町域の約 8 割が山林となっている。山間の平野部は盆地地形を示し、朝霧の発生が顕著である。

佐用町は、『播磨国風土記』には、讃容の里と記され、古くから歴史に名を残しており、東西に美作さらには出雲と大和を結ぶ出雲街道と、南北に吉備と因幡、但馬を結ぶ因幡街道が交差する交通の要衝であった歴史的特性を有している。このため町内には播磨地方を主としながら美作や山陰方面の影響を受けた遺跡や文化が見られる。利神城跡の存在する平福は、近世には因幡街道の宿場町として発展している。

町内は豊かな自然環境に抱かれた一方で、町の南部には大型放射光施設 SPring-8 を有した播磨科学公園都市があり、先進の学術研究がなされており、快適な居住環境を備えた国際的な科学公園都市を目指している。



図 2-1 佐用町の地勢

## (2) 地質・植生

### ①地質

播磨地域の地層や岩石は中生代白亜紀の火山岩類が多い。これは今から約7千～8千万年前頃にできた岩石である。これより古い岩石や地層は、播磨の中央寄りから西寄りに偏っている。それに反して花崗岩とその仲間の岩石は全域に点在している。

史跡指定地周辺の地質は、安山岩および同質火砕岩があり、流紋岩～デイサイトおよび同質火砕岩、流紋岩質凝灰岩、凝灰角礫岩、凝灰岩砂岩が見られる。また河川周辺は、泥・シルト・砂礫からなる堆積層で、谷底平野を形成している。

### ②植生

播磨地方の中南部は、モチツツジアカマツ群集が一般的で、北部に行くにつれてコナラ林やスギ・ヒノキの植林が増加する。製塩に薪炭が使用され、繰り返し伐採され、地力が衰えた結果、やせ地に強いアカマツ林(二次林)が成立した。

佐用町は、総面積の約8割が森林で、北部の国定公園内地域は人工林、天然性の広葉樹林が存在する。営林地域ではスギ・ヒノキ林、社寺などにはシイやカシ林、千種川中流では、コナラ林が見られる。

史跡指定地周辺の植生は、コナラ群落が多く、次にモチツツジアカマツ群集が見られ、スギ・ヒノキ・サワラ植林が混在する。平成10年代には、タケやネザサが繁茂していたが、現在は減少傾向にある。河川周辺には水田雑草群落が見られる。

### 【参考文献】

- ・後藤博弥 武田義明『播磨の地理 自然編』田中眞吾編著 神戸新聞総合出版センター 1994

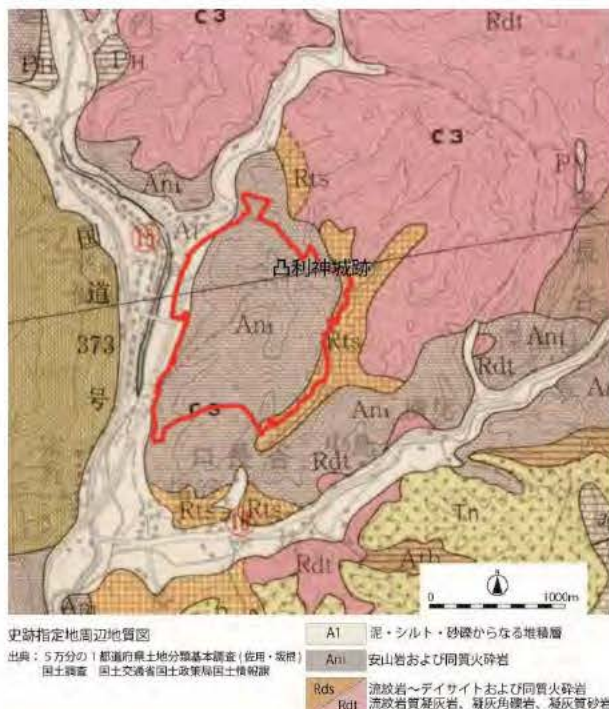


図 2-2 史跡指定地周辺の地質図  
 (「5万分の1都道府県土地分類基本調査(佐用・坂根)」兵庫県都市住宅部政策課 1987)



図 2-3 利神城跡周辺植生図  
 (環境省第6回自然環境保全調査 2000～2003年)

### (3) 野生動物（兵庫県森林動物研究センター「平成28年度 年報」2016 49-50p）

兵庫県森林動物研究センターの平成28年度（2016）年報によると、ニホンジカ、イノシシは佐用町全域で目撃情報がある。史跡指定地周辺においては、御殿屋敷地区周辺の農地一体でイノシシの被害が多く、山城地区においてはニホンジカの食害による斜面の裸地化や、踏圧による石垣の落石等の被害が見られる。

また、史跡北部を中心に、ツキノワグマやニホンザルの目撃情報や被害情報もあるため、今後人的被害等が危惧される。

#### ①狩猟者の目撃情報から

##### ア. ニホンジカの生息分布図

図は、狩猟者が銃猟一日あたりに目撃するニホンジカの平均頭数(目撃効率)をメッシュごと(5km四方で1メッシュ)に産出し、示したものである。目撃効率が高いメッシュが濃赤で、低くなれば色が薄くなる。図2-4は平成23～27年度(2011～2015)までの目撃効率の変化率を示したものである。赤色のメッシュで増加しており、青色のメッシュで減少している。史跡指定地周辺での目撃効率は高く、生息密度も高い。

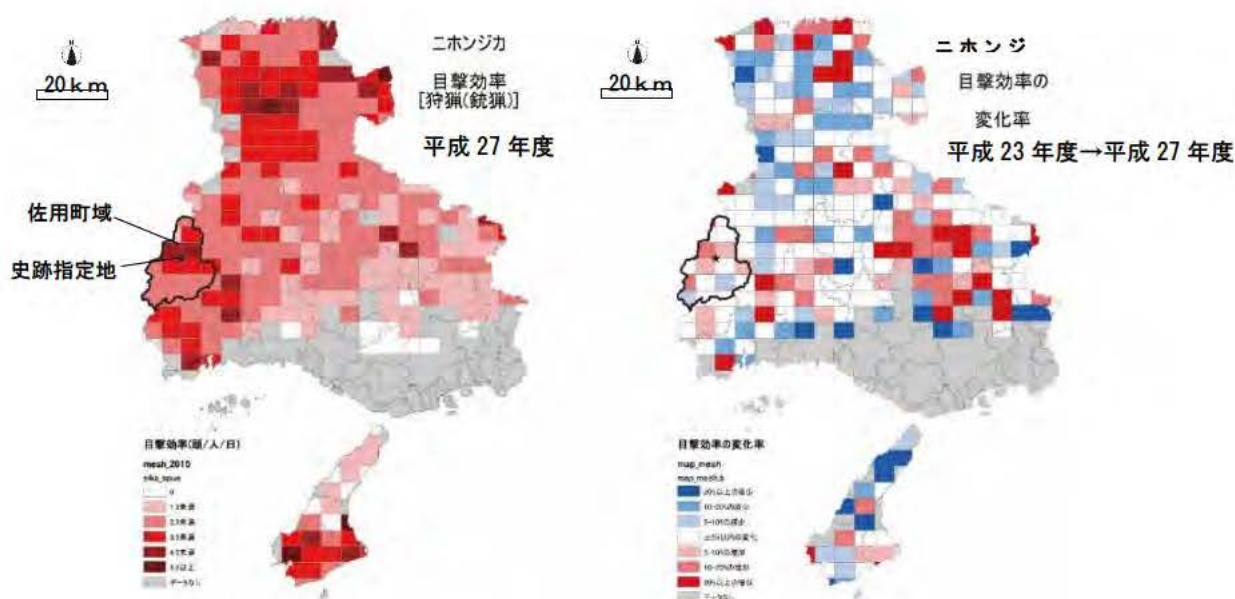


図2-4 ニホンジカの目撃効率図

##### イ. イノシシの生息分布図

ニホンジカ同様の情報処理をしたものである。但馬北部と淡路島に目撃効率が高いメッシュがまとまって存在している(図2-5)。平成23～27年度(2011～2015)までの変化をみると、播磨地域において増加メッシュが多い。史跡指定地周辺でのイノシシの生息密度は高い。

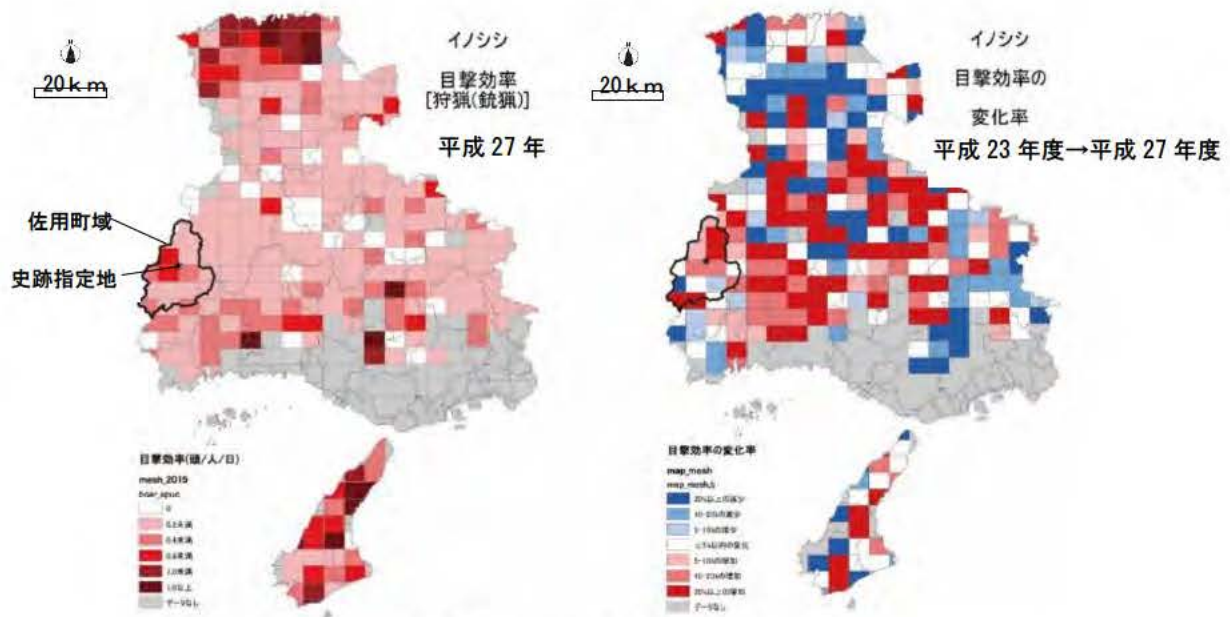


図 2-5 イノシシの目撃効率図

## ②農会長アンケート調査から

### ア. 農業被害の状況

平成 27 年度 (2015) におけるニホンジカとイノシシの農業被害についてのアンケート結果を図にしたものである (図 2-6)。茶色が濃くなるほど被害が深刻な集落を示している。ニホンジカは但馬、西播磨から丹波地域にかけて被害の深刻な集落が多い。一方、イノシシは県の広域にわたって被害が大きい、または深刻な集落がみられる。史跡指定地周辺では、ニホンジカ・イノシシ共に深刻な被害がある。

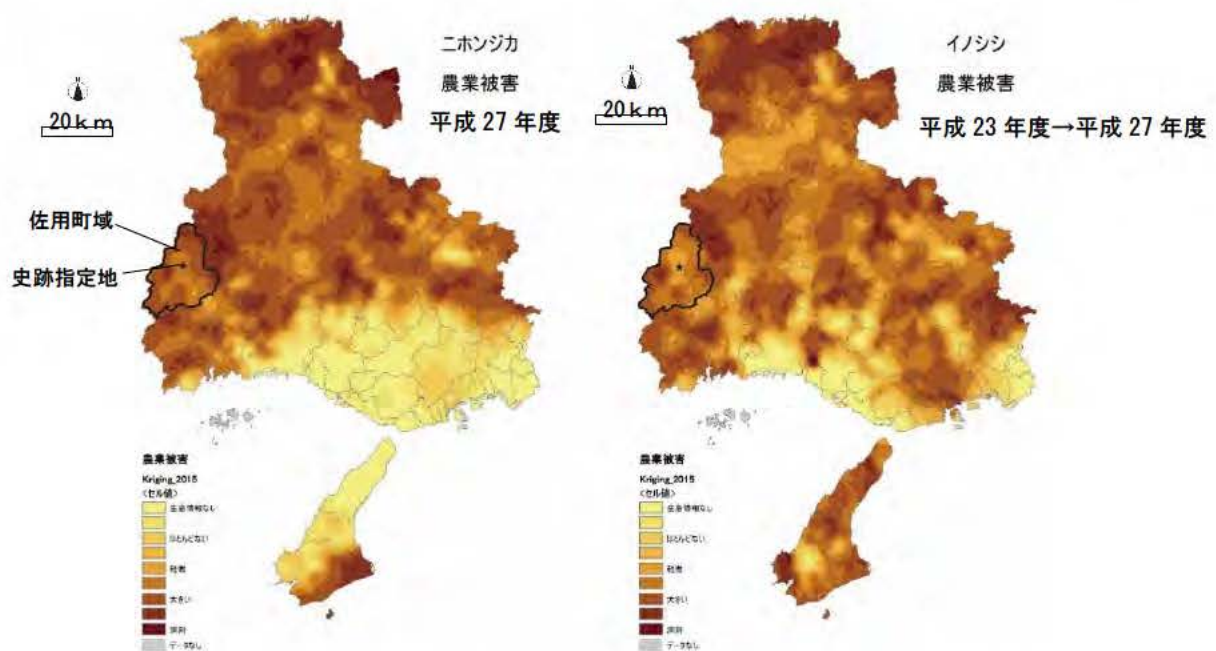


図 2-6 ニホンジカの農業被害図

## イ. 農地・集落周辺への出沒状況

平成27年度(2015)におけるツキノワグマとニホンザルの農業被害についてのアンケート結果を図にしたものである(図2-7)。平成27年度(2015)は堅果類が豊作だったため、ツキノワグマによる農業被害が深刻な集落は少なかった。一方ニホンザルは、群れの存在するエリア(豊岡、小代、篠山、神河)で農業被害が深刻と回答した集落が多い。

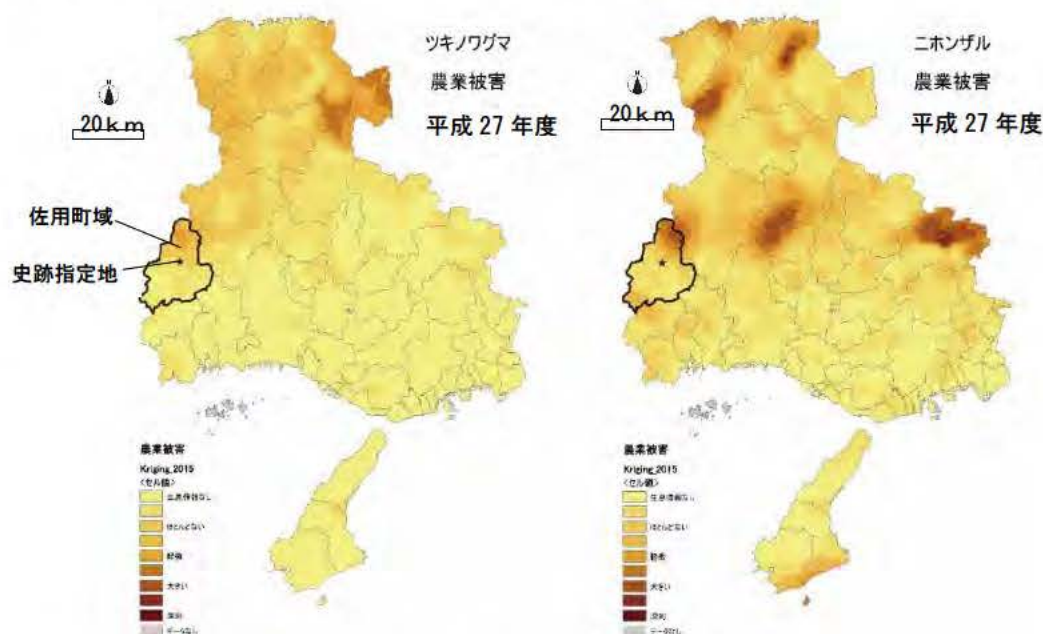


図2-7 ツキノワグマ農業被害図

## ③史跡周辺の被害状況

史跡周辺における野生動物による被害については、山上付近では石垣下の法面でアライグマ等の営巣によるものと推定される堀穴が確認された他、シカ等が草本類を食べつくすことによる斜面等の裸地化等が確認され、石垣や法面の不安定化の一因となっている。

また、麓の御殿屋敷跡周辺の農地においては、イノシシによる食害が確認されており、現在は電気柵等による防止対策が施されている。

## (4) 気象・気候

佐用町は内陸にありながら、瀬戸内海式気候に属する。夏の季節風は南の四国山地に、冬の季節風は北の中国山地によって各々遮られる。年間を通じて天気や湿度が安定しており、降水月が梅雨時と秋雨・台風時の二峰性となり、二峰間の盛夏の降水量が少ないのが特徴である。年間を通した1mm以上の降水が観測される日数も、梅雨や台風を除いて少ない。北に中国山地、南に四国山地があるために乾燥した気候となり、1年を通じて晴天日数や日射量が多い。平均風速は、神戸市と比較すると年間を通じて弱く穏やかである(図2-8)。

主に秋から初冬にかけて発生する佐用の朝霧は放射霧で、これは昼間温かい空気中に含まれた水蒸気が、夜間気温の低下によって飽和状態を超え、空気中の水蒸気が、小さな水滴となって大気中に漂うものである。

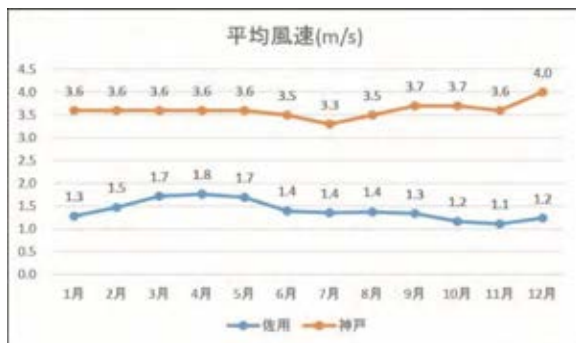


図 2-8 平均気温・降水量・平均風速グラフ  
気象庁より神戸市気象データを取得)



写 2-1 朝霧の風景

## 2. 社会的環境

### (1) 人口

佐用町の人口は、終戦後の昭和22年(1947)をピークに、以降減少傾向が続いている。特に平成7年(1995)以降に減少傾向が強まっている。年齢3区分別人口の昭和60年(1985)から平成22年(2010)までの推移は、年少人口、生産年齢人口ともに大幅に減少している一方、老年人口は約1.5倍の増加となり、少子高齢化が進展している。地域別の人口は減少傾向にある。高齢化率については、どの地域も33%~35%で大差は見られない(図2-9)。

対象区として兵庫県と神戸市の人口推移を掲載した(図2-10)。

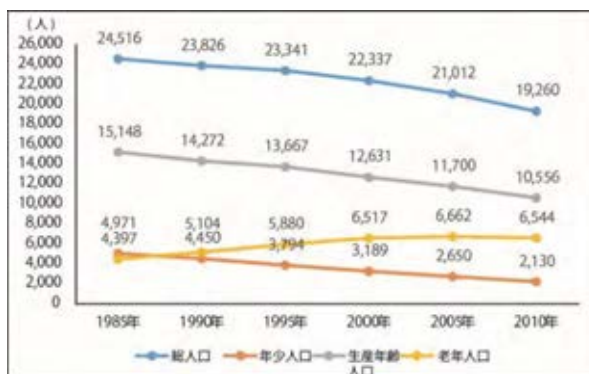
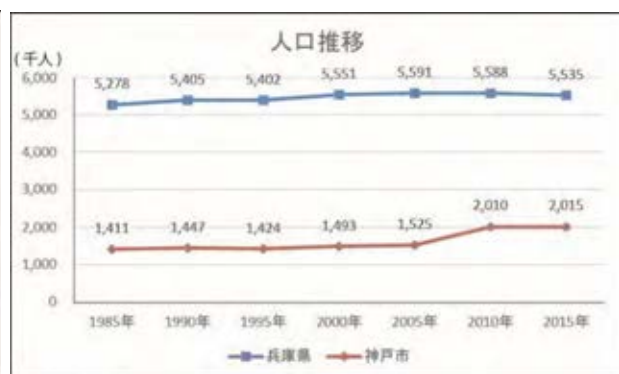


図 2-9 年齢3区分人口推移)



資料：総務省統計局、兵庫県統計課、神戸市統計課

図 2-10 兵庫県・神戸市の人口推移

### （2）交通

道路網は、東西方向に国道179号、南北方向に国道373号が走る。県内外の交流を支える中国自動車道が東西方向に、鳥取自動車道が佐用JCTから南北方向に通っている。利神山の下を鳥取自動車道のトンネルが通っている。鉄道網は、智頭急行株式会社・智頭線が南北方向に、JR姫新線が東西方向に通っており、姫路市への時間的距離

はJR姫新線で約1時間。大阪駅から特急スーパーはくと利用で1時間30分。岡山駅から特急スーパーいなば利用で約50分である（図2-11）。

利神城跡には、史跡指定地に隣接して智頭急行智頭線・平福駅がありアクセスに恵まれた立地である。北西には佐用平福IC、南方には東西に走る中国自動車道と、国道373号の結節点に佐用ICがあり、その東には鳥取自動車道と中国自動車道の結節点に佐用JCTがあり、国道373号を南下すると、JR姫新線佐用駅付近で、国道179号線と交わる。



図 2-11 佐用町への交通図（佐用町観光協会サイト）

### （3）土地利用

佐用町は、河川の流域に沿って集落や農地が分布し、なだらかな丘陵地に囲まれている。平地の占める割合がわずかで、山林などの自然的土地利用がその多くを占めている。

山林原野が最も多く林野率は約8割を占めており、耕地率は約7%、住宅及び商工業地などの割合は1割程度となっている。

なお、史跡指定地周辺の土地利用は、平福のまちなみが見られる集落地域に住宅及び小規模な商工業地が集まっており、その他は林地・農地・河川となっている（図2-12）。

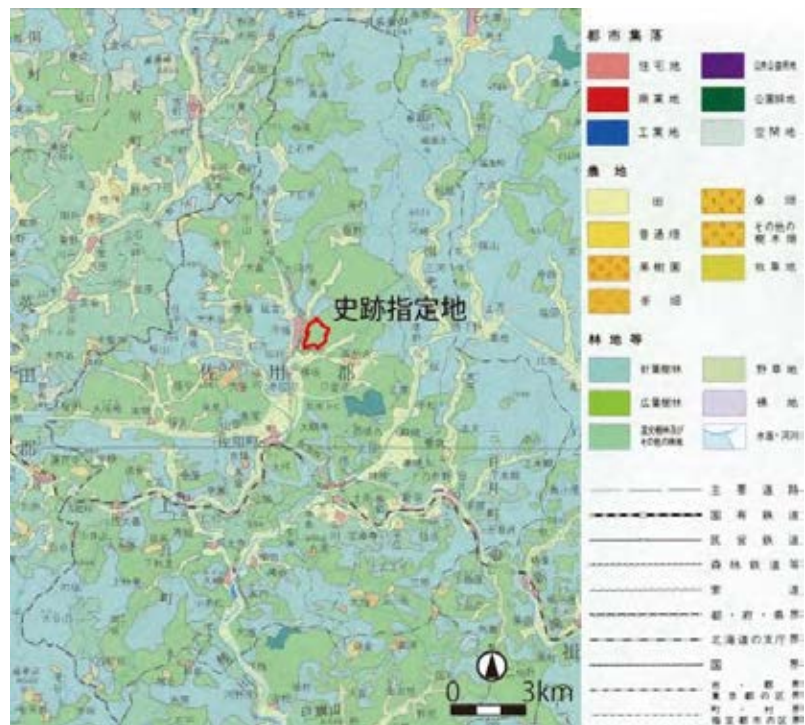


図 2-12 土地利用図

#### (4) 観光・地域資産

佐用町には、多彩な歴史文化遺産とともに、美しい山並み、滝や溪流の水辺や棚田、花の名所等、豊かな観光資源がある。また、星空が美しい町としても有名であり、兵庫県立大学西はりま天文台には公開施設として世界最大級の望遠鏡「なゆた」があり、町内外の生涯学習拠点として多くの人々が訪れる。平成28年度(2016)における入込数は約61万5千人であった。宿泊動態はほとんどが日帰り客となっており、平成28年度(2016)の観光動態グラフからは、四季別では、夏に多く観光客が訪れている。目的別来訪者数は、スポーツ・レクリエーションが半数以上を占めており、次いで行催事・イベント、歴史文化が多い(図2-13、2-14)。

平成27年(2015)5月には、佐用ハイキングコース選定の会により『佐用ハイキング34コース』という書籍が刊行された。城郭や街道など、9つのテーマで構成されている。ここで利神城跡は、因幡街道沿いの平福宿から象徴的な山城として望めることが紹介されている。

また、平成28年(2016)には「因幡街道・千種川ロングライドin佐用」というロードサイクリングの広域イベントが開催され、毎年町内外多くの参加者で賑わっている。

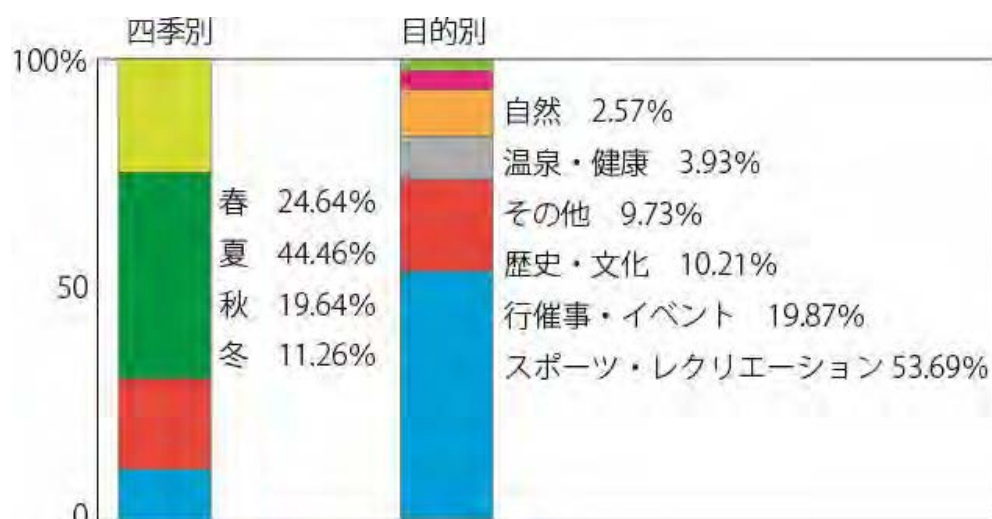


図 2-13 平成 28 年度 (2016) 観光動態グラフ



写 2-2

因幡街道・千種川ロングライド in 佐用 2017  
※佐用町観光協会提供



写 2-3

小路より見る利神城跡



図 2-14 観光・レクリエーション・地域資産 (佐用町観光案内看板)

### (5) 景観

佐用町内には、山並や水辺等の自然的景観、棚田や民家、集落等、そこに暮らす人々が形作ってきた文化的景観、社叢や古刹、城跡等の歴史的景観など、多彩な景観がある。

千種川流域の景観は、豊かな水環境が貴重な生き物の生息場としてだけでなく、農業用水、飲み水、防火用水、アユやアマゴ等の恵みをもたらす、生活と結びついた清流として原風景を形成しており、平福では佐用川に面した土蔵や川座敷の景観等が見られる。日本の棚田百選に認定された乙大木谷の棚田、日本のむら景観百選に認定されたひまわり畑を中心とする田園風景、佐用の大イチョウなど記念物に指定されている巨樹も多い。

また、日名倉山に茅場の草原が保たれている。この日名倉山の茅場は、平成18年度(2006)より文化庁が設定した、文化財建造物の修理に使用される植物性資材(檜皮・木材・茅・漆・苧殻・竹・い草)の安定的な確保を目指し採集技術の継承を目的とした制度、「ふるさと文化財の森」に指定されている。

その他、佐用の語源となった女神を祀る佐用都比売神社、瑠璃寺などの古刹等、その土地の歴史を物語る社叢や建造物があり、豊かな自然や歴史に根ざした文化的な景観が多い。利神城跡及び平福のまちなみ周辺の景観については、第5章で改めて述べる。



写 2-4 船越山南光坊瑠璃寺



写 2-5 佐用の大イチョウ



写 2-6 日名倉山の茅場



写 2-7 乙大木谷の棚田

## (6) 法規制等

利神城跡の周辺における法規制等の一覧は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 法規制等一覧

| 名称                            |               | 指定、規制に関する法律等                                     | 概要                                                                                                                                               | 指定日等                      |
|-------------------------------|---------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 国指定史跡<br>利神城跡                 |               | 文化財保護法                                           | 城跡などの遺跡で我が国にとって歴史上、または学術上価値の高いもののうち重要なものの保護。<br>現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には文化庁長官の許可もしくは同意(国機関の場合)が必要。                                         | 平成29年<br>(2017)<br>10月13日 |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地                   |               | 文化財保護法                                           | 土地に埋蔵されている文化財の保護                                                                                                                                 |                           |
| 歴史的環境保存区域                     |               | 佐用町<br>歴史的環境保存条例                                 | 歴史的環境を保存するために、「保存区域」「重点保存区域」、「最重要建築物」の3つの指定がある。①建築物や工作物の新築、改築、増築及び撤去。②宅地の造成。③建築物や工作物の修繕、外観を変更するもの。④その他歴史的環境区域の保存に影響及ぼす行為。上記について届出及び協議が必要となる。     | 昭和58年<br>(1983)           |
| 佐用町<br>平福地区<br>歴史的景観<br>形成地区  | 町屋景観<br>形成ゾーン | 景観の形成などに<br>関する条例<br>景観ガイドライン                    | 街道に沿って形成された町の範囲。                                                                                                                                 | 平成23年<br>(2011)           |
|                               | 町屋景観<br>通り    |                                                  | 旧街道等主要な通り沿いに設定。町の特徴である播州系と作州系の町屋の意匠を守るための基準を策定。また基準とは別に伝統的な平福の町屋の基調として、それぞれの町屋修景指針を示す。                                                           |                           |
|                               | 川端景観<br>通り    |                                                  | 佐用川沿いの石垣と川座敷や土蔵群が川面に映る景観を守るために設定                                                                                                                 |                           |
|                               | 利神城址<br>ゾーン   |                                                  | 城下町として平福の町が最もよく残されている佐用川左岸から利神山にかけての遺構群の風景を守るために設定                                                                                               |                           |
|                               | 町屋周辺<br>ゾーン   |                                                  | 景観形成地区内外の急激な変化を緩和するために設定。                                                                                                                        |                           |
|                               | 山麓景観<br>ゾーン   |                                                  | 山林部分の植栽等の基準を定めることにより、佐用川から眺めた山麓の緑の景観を守るために設定。                                                                                                    |                           |
| 環境<br>形成<br>区域<br>(西播磨<br>地域) | 森を守る<br>区域    | 緑豊かな地域環境の<br>形成に関する条例<br>(緑条例)                   | 地域の骨格となるスカイラインを形成する山、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な山地、森林の区域。<br>森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図る。                                       | 平成17年<br>(2005)           |
|                               | 森を生かす<br>区域   |                                                  | 森林が持つ経済機能及び公益的機能を発揮させるため、レクリエーションや交流など自然とのふれあいの場としての役割に配慮して、森林の適切な保存・整備を図る。                                                                      |                           |
|                               | 川とさとの<br>区域   |                                                  | 農地、集落、河川、樹林地などが調和した、魅力あるさとの環境を維持していくことが重要であり、地区ごとの特徴を伸長しながらさとづくりに取り組む。なお、河川に隣近接した箇所にあつては、良好な河川景観を維持していくため、橋梁、河川沿いの道路等からの眺望や河川景観との調和が保たれるよう配慮を行う。 |                           |
|                               | まちの区域         |                                                  | 市街地としての集積を誘導し、都市的魅力の充実、快適な居住空間の形成、優れた景観づくりや緑化の推進などにより、良好な市街地環境を形成する。                                                                             |                           |
|                               | 伝統的な<br>まちの区域 |                                                  | 伝統的な町割りや町並みの保全を図ることが特に重要であり、伝統的町並みに調和する施設の立地を誘導していく。また区域内に位置する既存樹木、樹林などを保全してまちづくりに活用する。                                                          |                           |
| 伐採行為の届出                       |               | 森林法第10条                                          | 伐採及び伐採後の適正な造林を図る。                                                                                                                                |                           |
| 現状変更の申請                       |               | 農地法第5条                                           | 農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地の利用関係の調整を図る。                                                                                                          |                           |
| ハザードマップ<br>(洪水・土砂災害)          |               | 水防法第14条<br>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<br>第7条 | 自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。防災マップとも呼ばれる。                                                                       | 平成29年<br>(2017)           |

### ①周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、これらを保護するため、兵庫県や佐用町の教育委員会では、「埋蔵文化財包蔵地」の場所・内容を示した「遺跡地図」作成している。「埋蔵文化財包蔵地」内で、土木工事等を行う場合、事前の届け出が必要となる。

図2-15で示された史跡指定地範囲内には、利神城跡と平福御殿屋敷跡の他に、金倉谷製鉄遺跡がある。また、周辺地域には、平福陣屋跡、別所構跡、長谷陣屋跡、口長谷製鉄B遺跡がある。ここでは、利神城跡と関係の深いものについて取り上げ解説する。



図 2-15 周知の埋蔵文化財包蔵地

#### ア．別所構跡

別所構跡は、中世利神城跡の居館であり、利神城跡の要素そのものである。実際に機能していた時代は16世紀前半を主体にして15世紀後半から16世紀後半である。

#### イ．製鉄遺跡

金倉谷製鉄遺跡と口長谷製鉄B遺跡は、時代は不明であるが、古代～中世にかかる遺跡と推測される。佐用町には製鉄遺跡（鍛冶遺跡を含む）が数多く存在し、江戸時代より続いた平福の瓜生原家の生業は鋳物師である。

#### ウ．平福陣屋跡・長谷陣屋跡

陣屋とは、江戸時代の幕藩体制における、無城格大名領（藩）の藩庁が置かれた屋敷、また徳川幕府直轄領や旗本領の代官の住居及び役所が置かれた屋敷で、平福陣屋・長谷陣屋は旗本松井松平氏の代官所として設置された。

### ②兵庫県景観ガイドライン 佐用町平福地区 歴史的景観形成地区

景観ガイドラインは、兵庫県と佐用町が景観まちづくりを支援するため「兵庫県 景観の形成等に関する条例」に基づく地区指定を行い、景観形成基準を定めた（図2-16）。

史跡指定地および周辺地域では、町屋周辺ゾーン、町屋景観形成ゾーン、利神城跡ゾーン、山麓景観形成ゾーンの4つのゾーンと、町屋景観通り、川端景観通りの2つの景観通りが設定されている。

### ③佐用町歴史的環境保存条例

昭和58年(1983)に佐用町歴史的環境保存条例が制定され、歴史的環境保存区域が、指定されている（図2-17）。区域内には「保存区域」、「重点保存区域」及び「最重要保存建築物」の3つの区分があり、以下の行為をしようとする場合には、町への届け出と協議が必要となる（図2-18）。

ア．建築物その他の工作物の新築、改築、増築及び撤去

イ．宅地の造成その他土地の形質の変更

ウ．建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更で外観を変更することとなるもの

エ．その他歴史的環境区域の保存に影響を及ぼす行為

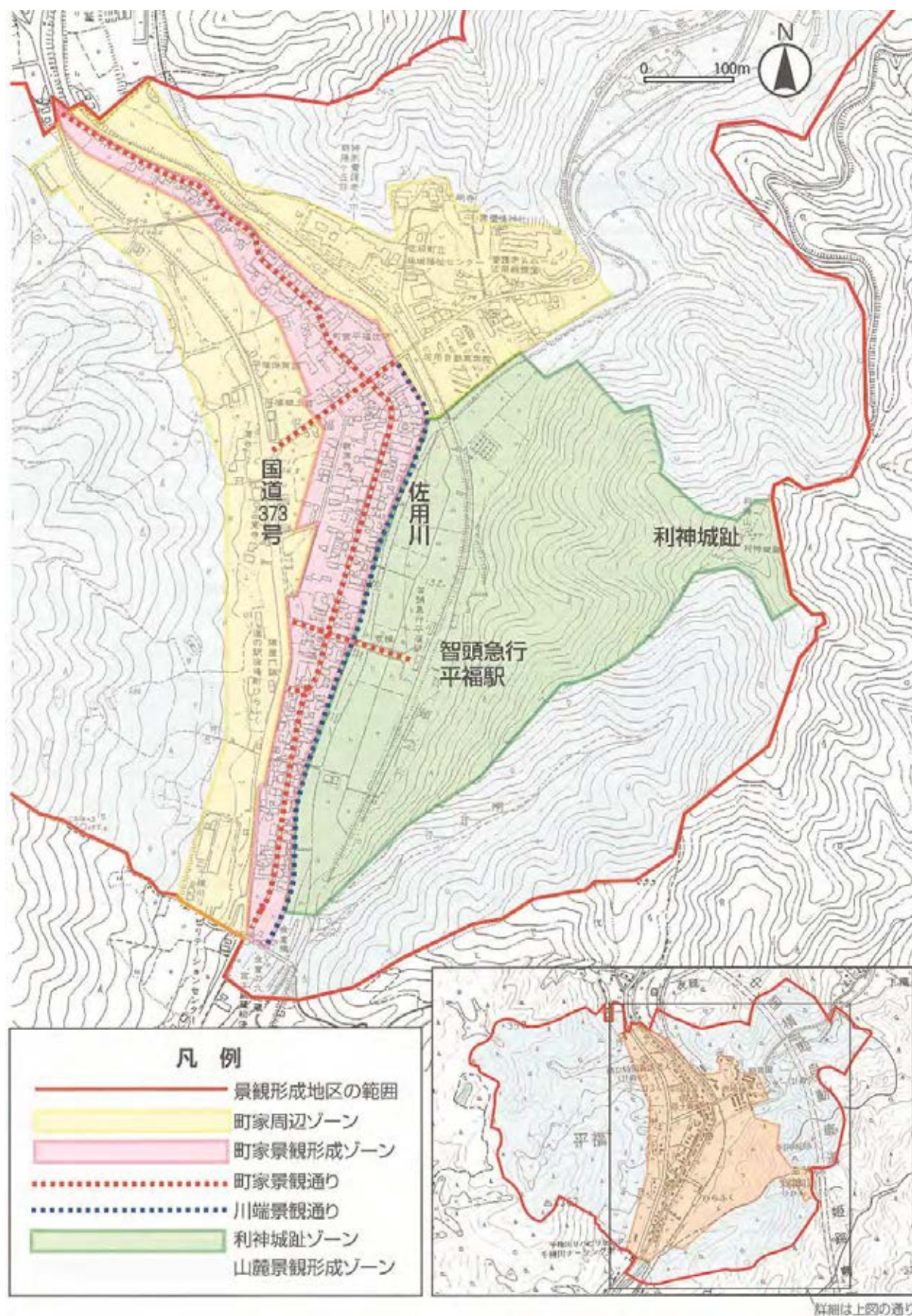




図 2-17

佐用町歴史的環境保存条例 歴史的環境保存区域



図 2-18

保存区域 最重要保存建築物 重点保存区域

#### ④緑豊かな地域環境の形成に関する条例 (緑条例)

緑条例の目的は、都市計画法上の都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図ろうとするものである。

まず、自然環境や社会的なまとまりから広域的に緑豊かな地域環境の形成を図ろうとする地域を指定し、次に、環境形成地域における土地利用の方向、景観形成、住民主体のまちづくり等地域環境形成に関する基本的な方向を定め、環境形成地域を、森を守る、森を生かす、田園、まちなどの区域に区分されている(図2-19)。

史跡指定地では、森を守る区域、森を生かす区域、川とさとの区域が該当する。

西播磨地域 環境形成区域指定図

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1号区域(森を守る区域)    | 緑色 |
| 2号区域(森を生かす区域)   | 白色 |
| 3号区域(川とさとの区域)   | 黄色 |
| 4号区域(まちの区域)     | 赤色 |
| 2項区域(伝統的なまちの区域) | 茶色 |
| 2項区域(高原の区域)     | 水色 |
| 2項区域(光都の区域)     | 紫色 |

史跡指定地



図 2-19 緑条例による指定区域

## ⑤鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

史跡指定地は、特定猟具使用禁止区域となっており、銃器及びくくりわなの使用が禁じられている（図2-20）。

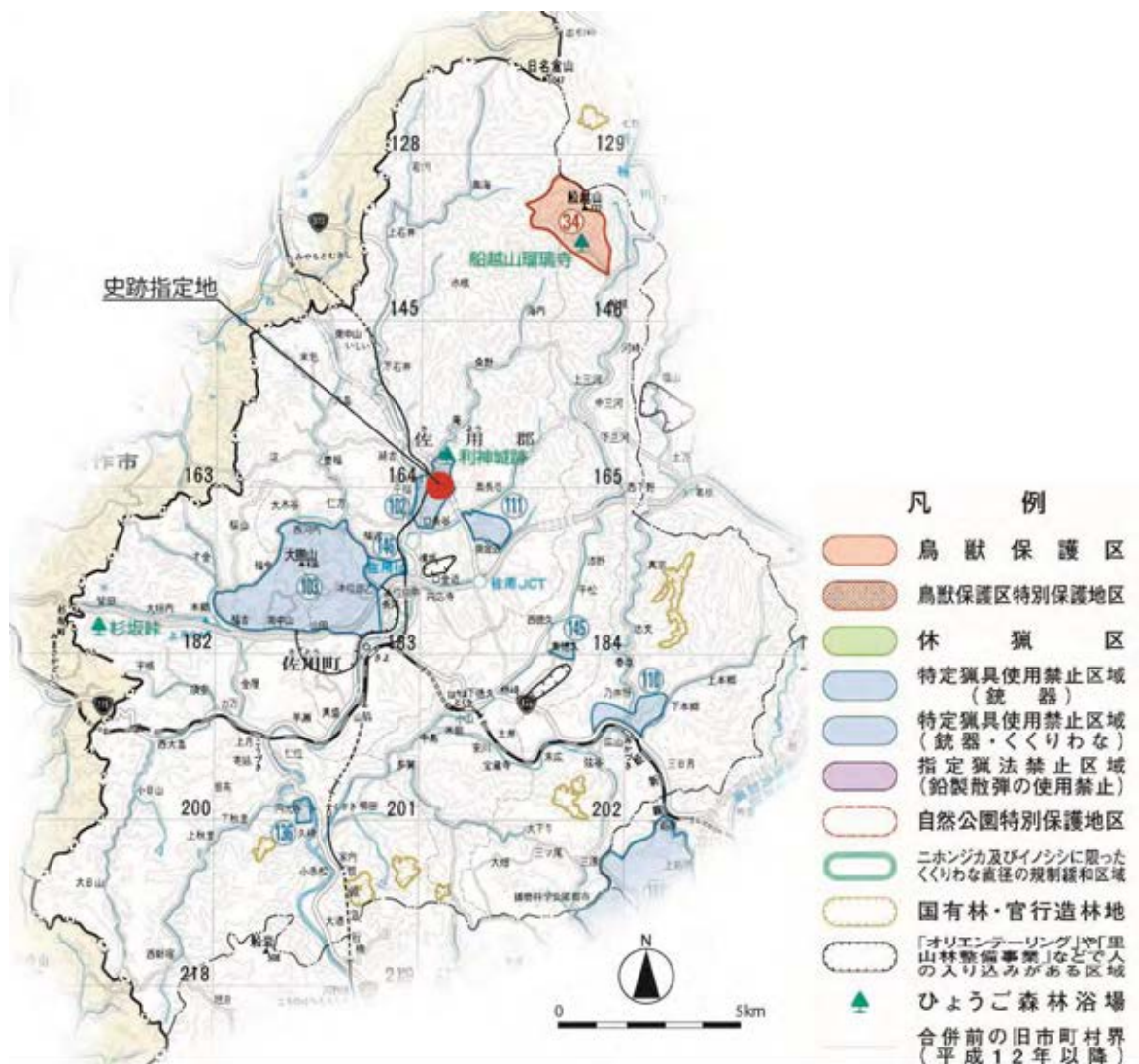


図 2-20 鳥獣保護区

## ⑥保安林

保安林制度は、木材供給、水源確保、防災、心にやすらぎを与える等、森林が持っている公益的な機能を守るための森林法に基づく制度である。保安林に指定された森林は、その公益的機能を守るために伐採や開発等が制限されており、制限の範囲内でこれらの行為を行う場合にも、許可や届出が必要な場合が定められている。保安林の種類は下記の通りである。

①水源涵養保安林、②土砂流出防備保安林、③土砂崩壊防備保安林、④飛砂防備保安林、⑤防風保安林、⑥水害防備保安林、⑦潮害防備保安林、⑧干害防備保安林、⑨防雪保安林、⑩防霧保安林、⑪なだれ防止保安林、⑫落石防止保安林、⑬防火保安林、⑭魚つき保安林、⑮航行目標保安林、⑯保健保安林、⑰風致保安林。

史跡指定地内に含まれる保安林範囲は図2-21のとおりで、保安林の機能は土砂流出防備保安林である。

なお、利神城跡は、ひょうご森林浴場50選に選定されている（図2-20）。

## ⑦農業振興地域

農業振興地域制度において、経済的社会的条件や地形等の自然条件などを踏まえて、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域が、兵庫県知事により「農業振興地域」として指定され、ほ場整備、農業用施設整備等の農業振興施策が重点的に進められる。史跡指定地内の御殿屋敷地区の一部が農業振興地域となっている（図2-21）。

## ⑧ハザードマップ

佐用町では、地域の危険性を知り、平時から備え対処できるようにハザードマップを作成している。データは令和2年（2020）3月更新のもので、史跡指定地および周辺は、図2-22のようになっている。史跡指定地内では、智頭急行平福駅の東側と、利神小学校の北側に土砂災害警戒区域があり、利神小学校北側の土砂災害警戒区域の東側には土石流危険渓流が記されている。

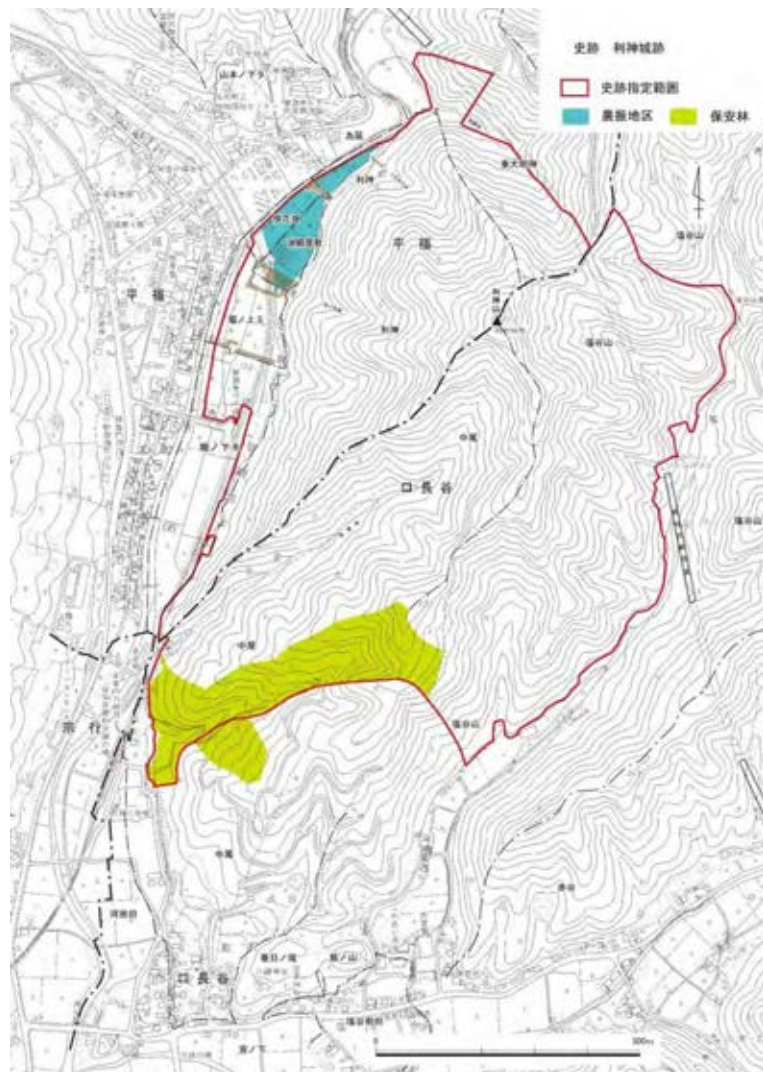


図2-21 保安林及び農用地区域

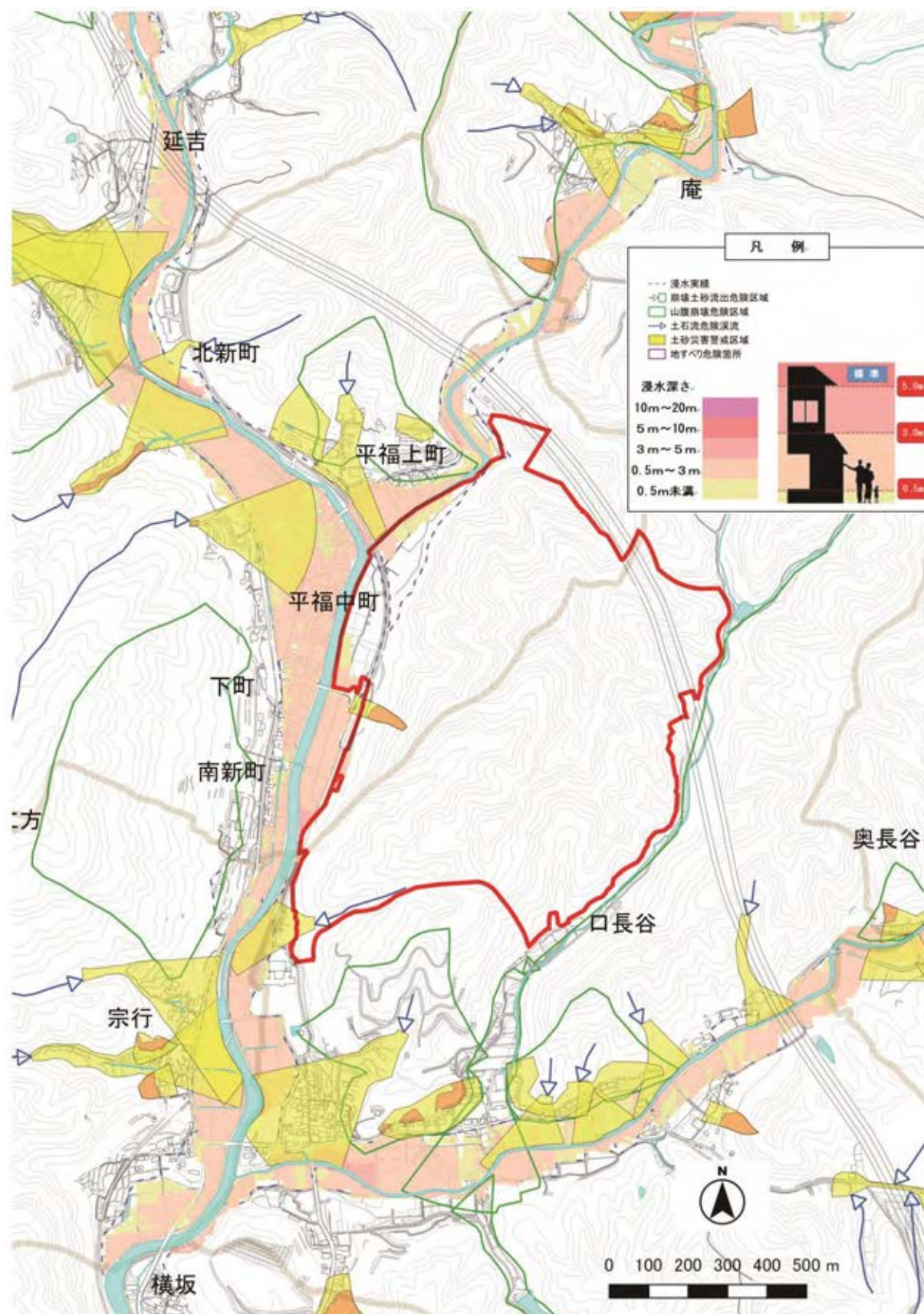


図 2-22 史跡指定地周辺のハザードマップ 令和2年(2020)3月

### 3. 文化財

#### (1) 指定文化財

佐用郡内各町の文化財保護条例の制定は昭和55年(1980)で、文化財保護法の趣旨に添い、文化財保護の機運の高まりによって実現した。昭和56年(1981)に佐用郡文化財保護審議委員会が構成され、第一次指定の取り組みでは、町ごとに重要度、緊急度を勘案して候補物件のリストが作成された。第二次指定は、分野を天然記念物にしぼり調査が行われた。第三次指定は、石造物を中心にしながらも、南光町瑠璃寺では兵庫県立歴史博物館の総合調査が瑠璃寺で行われたことを契機に木造不動明王坐像が重要文化財に指定された。第四次指定は美術・工芸分野について行われた。

佐用町は古代から近世に至るまで多彩な文化財を有する。中でも石造建造物と天然記念物の指定が多く、天然記念物の中で、巨樹・古木の指定が多いことが特徴である。

表2-2に文化財の分野別、国・県・町別の指定件数合計を記した。また、町内の指定別文化財の一覧は表2-3の通りである。

平成17年(2005)に郡内4町が1町となり、佐用郡教育委員会社会教育課文化財係のほかかつて各町に存在した文化財部局は、現在、佐用町教育委員会事務局 教育課 企画総務室に一元化されている。

表 2-2 指定文化財の種別と件数

| 種 別   |       | 国 | 県  | 町  | 合計 |
|-------|-------|---|----|----|----|
| 有形文化財 | 木造建造物 |   | 1  | 6  | 7  |
|       | 石造建造物 |   | 2  | 10 | 12 |
|       | 彫刻    | 2 | 1  | 3  | 6  |
|       | 絵画    | 1 | 1  | 5  | 7  |
|       | 工芸    |   | 3  |    | 3  |
|       | 考古資料  |   | 2  | 4  | 6  |
|       | 歴史資料  |   |    | 3  | 3  |
|       | 小計    | 3 | 10 | 30 | 43 |
| 民俗文化財 | 有形民俗  | 1 |    |    | 1  |
|       | 無形民俗  |   |    | 1  | 1  |
|       | 小計    | 1 |    | 1  | 2  |
| 記念物   | 史跡    | 1 | 1  | 4  | 6  |
|       | 名勝    |   | 1  |    | 1  |
|       | 天然記念物 |   | 8  | 15 | 23 |
|       | 小計    | 1 | 10 | 19 | 30 |
| 登録建造物 |       | 1 | 1  |    | 2  |
| 合 計   |       | 6 | 21 | 51 | 78 |

※国登録9棟を1件としてカウント

### 4. 歴史的環境

#### (1) 原始・古代

佐用町内には2万年くらい前から人が生活していたと考えられる。約8000年前の土器や石器が出土しており、約4000年前にかけての住居跡や墓などが発見されている。弥生時代中期後半から後期末にかけて遺跡が増加しており、佐用盆地周辺でも山上に多くのムラが作られるようになった。

奈良時代の初めに記された『播磨国風土記』には、讃容郡(さよのこおり)と記され、6つの里、①讃容、②速湍(はやせ)、③邑宝(おほ)、④雲濃(うの)、⑤中津川(なかつかは)、⑥柏原(かしはばら)からなっていた。現在の佐用・長尾周辺は当時の中心区域で、古代の郡役所(郡衛)が置かれ、八反田遺跡では大型建物



写 2-8  
「石庖丁(上)、石鏃(下)」  
平福遺跡出土品



写 2-9 「石棒」  
平福遺跡出土品  
縄文時代後期

跡が見つかっている。国家的宗教として広まった仏教により、各地に寺院が建てられ、7世紀に建てられたとされる長尾廃寺は、塔の心柱を受ける心礎が今も現地に残る。

また『播磨国風土記』には、佐用郡で鉄を産ることが記されており、実際に製鉄遺跡が多数存在する。



写 2-10 「長尾廃寺 瓦」奈良・平安時代

表 2-3 佐用町内指定文化財一覧

| 指定別 | No. | 名称                |
|-----|-----|-------------------|
| 国   | 1   | 木造北条時頼坐像          |
| 国   | 2   | 絹本著色不動明王二童子像      |
| 国   | 3   | 上三河の舞台            |
| 国   | 4   | 木造不動明王坐像          |
| 国   | 5   | 利神城跡              |
| 国登  | 6   | 石堂家住宅             |
| 県   | 1   | 銅鐘                |
| 県   | 2   | 細形銅剣              |
| 県   | 3   | 長尾廃寺塔跡            |
| 県   | 4   | 三日月の大ムク           |
| 県   | 5   | 江川神社本殿            |
| 県   | 6   | 円応寺宝篋印塔           |
| 県   | 7   | 新宿墓地宝篋印塔          |
| 県   | 8   | 佐用の大イチョウ          |
| 県   | 9   | 光福寺の大イトザクラ        |
| 県   | 10  | 八幡神社のコヤスノキの叢林     |
| 県   | 11  | 八幡神社のケヤキの大木       |
| 県   | 12  | 佐用中山のスダシイの古木      |
| 県   | 13  | 三日月のムクノキの古木       |
| 県   | 14  | 飛龍の滝及びその周辺        |
| 県   | 15  | 大避神社コヤスノキ社叢林      |
| 県   | 16  | 木造釈迦如来及び両脇侍像      |
| 県   | 17  | 鰐口                |
| 県   | 18  | 孔雀文磬              |
| 県   | 19  | 絹本著色随求曼荼羅図        |
| 県   | 20  | 高畑古墳（第1号・第2号墳）出土品 |
| 県登  | 21  | 旧瓜生原家住宅           |
| 町   | 1   | 西御丸下御上屋鋪之図        |
| 町   | 2   | 金倉の六地藏            |
| 町   | 3   | 杉坂峠関所跡            |
| 町   | 4   | 平松武者踊り            |
| 町   | 5   | 新宿廃寺跡             |
| 町   | 6   | 八幡神社の大ムクロジ        |
| 町   | 7   | 素盞鳴神社の大アベマキ       |
| 町   | 8   | 八幡神社のツクバネガシ       |
| 町   | 9   | 奥海神社の大スギ          |
| 町   | 10  | 三社八幡神社の大ムク        |
| 町   | 11  | 三社八幡神社のカゴノキ       |
| 町   | 12  | 瑠璃寺の大スギ           |

| 指定別 | No. | 名称           |
|-----|-----|--------------|
| 町   | 13  | 瑠璃寺の大トチノキ    |
| 町   | 14  | 瑠璃寺のヨゴグラノキ   |
| 町   | 15  | 瑠璃寺のサワグルミ    |
| 町   | 16  | 八幡神社の大ケヤキ    |
| 町   | 17  | 八幡神社の大イチョウ   |
| 町   | 18  | 下本郷のムクノキとフジ  |
| 町   | 19  | 高蔵寺のシイ林      |
| 町   | 20  | いぶし清明塚宝篋印塔   |
| 町   | 21  | 大船寺宝篋印塔      |
| 町   | 22  | 大谷家墓地宝篋印塔    |
| 町   | 23  | 上上月五輪塔       |
| 町   | 24  | 清林寺宝篋印塔      |
| 町   | 25  | 瑠璃寺宝篋印塔      |
| 町   | 26  | 雪花姫宝篋印塔      |
| 町   | 27  | 真宗宝篋印塔       |
| 町   | 28  | 日岡八幡神社本殿     |
| 町   | 29  | 降三世明王像       |
| 町   | 30  | 三宝荒神（伝八幡荒神）像 |
| 町   | 31  | 愛染明王像        |
| 町   | 32  | 神座ナメ磨崖仏      |
| 町   | 33  | 三日月藩乃井野陣屋跡   |
| 町   | 34  | 三日月観音庵不動明王立像 |
| 町   | 35  | 薬師如来坐像       |
| 町   | 36  | 善導大師像        |
| 町   | 37  | 普賢菩薩像        |
| 町   | 38  | 福原城麾下之図      |
| 町   | 39  | 千手観音坐像       |
| 町   | 40  | 光福寺本堂        |
| 町   | 41  | 瑠璃寺奥の院       |
| 町   | 42  | 小野の大カヤ       |
| 町   | 43  | 平福陣屋門        |
| 町   | 44  | 長尾廃寺礎石       |
| 町   | 45  | 円応寺の礎石       |
| 町   | 46  | 常德寺境内の塔心礎    |
| 町   | 47  | 早瀬廃寺塔心礎      |
| 町   | 48  | 大畑五輪塔        |
| 町   | 49  | 三日月藩乃井野陣屋物見櫓 |
| 町   | 50  | 旧三日月藩郭内之図絵馬  |
| 町   | 51  | 三日月藩乃井野陣屋表門  |

### （2）中世

中世・鎌倉時代以降には、広大な荘園、佐用庄が形成された。多くの在地豪族の中で赤松氏が台頭し佐用郡の多くは南北朝期以降赤松氏の支配下に入った。

建武3年(1336)足利尊氏が幕府を復活させると、播磨は赤松円心が守護に任じられる。一方で尊氏に従った山名時氏が、暦応4年(1341)に、伯耆・出雲・隠岐の守護に任じられ、山陰道に勢力を拡大していく。両氏の攻防は播磨・美作国境で繰り広げられた。赤松氏は途中嘉吉の乱(1441)でいったん姿を消すが、応仁元年(1467)の応仁の乱で復活し、播磨・備前・美作で長きにわたり君臨し播磨国を代表する武将となる。

天正5年(1577)、羽柴秀吉の率いる織田軍が佐用郡侵攻。当時、利神城は上月城や福原城と共に織田方に敵対していたが、福原城が落ち、続いて上月城も陥落したのを見て抵抗を断念し降伏した。翌年、毛利・宇喜多の連合軍が上月城奪還のために出陣し、再び佐用郡は混迷状況となった。

幾度かの領主変遷を経て、文禄期までに佐用郡は宇喜多領となる。豊臣期の佐用郡は、備前岡山の宇喜多秀家領に組み込まれた。このような歴史的背景から、佐用町内には中世遺構の城館が多数存在している。

### （3）近世

上杉征伐や関ヶ原での功績を認められ、家康の次女督姫の婿である輝政は、東西両にらみができる人物として姫路藩主となった。輝政は、三木、明石、高砂、龍野、利神、赤穂に支城を置き、播磨の外周の守りを固めるとともに、総構えの姫路城下町の建設にとりかかった。利神城は姫路城の支城として、石垣造りの城郭として大改修され、城下町が整備された。

徳川幕府によって寛永12年(1635)、武家諸法度が改められた。各藩の大名は1年ごとに江戸と自藩を行き来する「参勤交代」が義務付けられた。利神城下として整備されていた平福は鳥取藩の本陣が置かれるなど、旧城下町は在郷町の宿場として栄えた。

### （4）近現代

近代になり新たな行政単位や国道の制定がなされる。明治9年(1876)には、美作街道(釜須坂～佐用～上月)、因幡街道が国道となった。交通網の変化により、明治15年(1882)頃には、千種川の水運を担っていた高瀬舟がなくなった。

明治21年(1888)ごろから養蚕が広まり、平福に養蚕伝習所が開設された。明治30年(1897)には優良種牝牛を導入し、畜産の振興が図られた。明治36年(1903)には蚕糸同業組合が結成され、明治39年(1906)には佐用郡畜牛組合が発足、大正元年(1912)には木炭同業組合が設立された。このように、明治期には地域資源を生かした新しい産業が次々と興った。人々の暮らしでは、明治時代後半から荷車・人力車・馬車・自転車の利用が増加しはじめ、大正8年(1919)に播美バスが開通した。

昭和3年(1928)には、平福と佐用で町制が施行された。

昭和10年(1935)には、国鉄姫新線の三日月～佐用間、次いで佐用～美作土居間が開通した。

戦後、昭和33年(1958)に佐用町観光協会が発足した。昭和38年(1963)、日名倉山が「兵庫県立自然公園」に指定され、高度経済成長の建設ラッシュにともない、国内の交通網が整備され地域観光も盛んになりはじめた。

智頭線が計画され、着工されたのは昭和41年(1966)6月のことであったが、以後10余年の間、

進んでいた工事が国鉄経営再建のあおりで中止を余儀なくされた。その間、昭和44(1969)年に中国縦貫自動車道のルートが決まり、昭和50年(1975)には、中国道、佐用インターが開通した。その後、凍結していた智頭線の工事は、鳥取・岡山・兵庫の3県と関係12市町村を主体に、民間や関係団体の支援を得て昭和61年(1986)5月、智頭鉄道株式会社が設立され、工事再開より8年後の平成6年(1994)12月、30年近くの歳月を経て完成開業となった。

平成17年(2005)10月1日、旧佐用郡の佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町が合併した(図2-23、2-24)。



写2-11 昭和42年(1967)国鉄智頭線工事



写2-12 昭和62年(1987)智頭線工事再開



図2-23 近代以降の旧佐用町の変遷

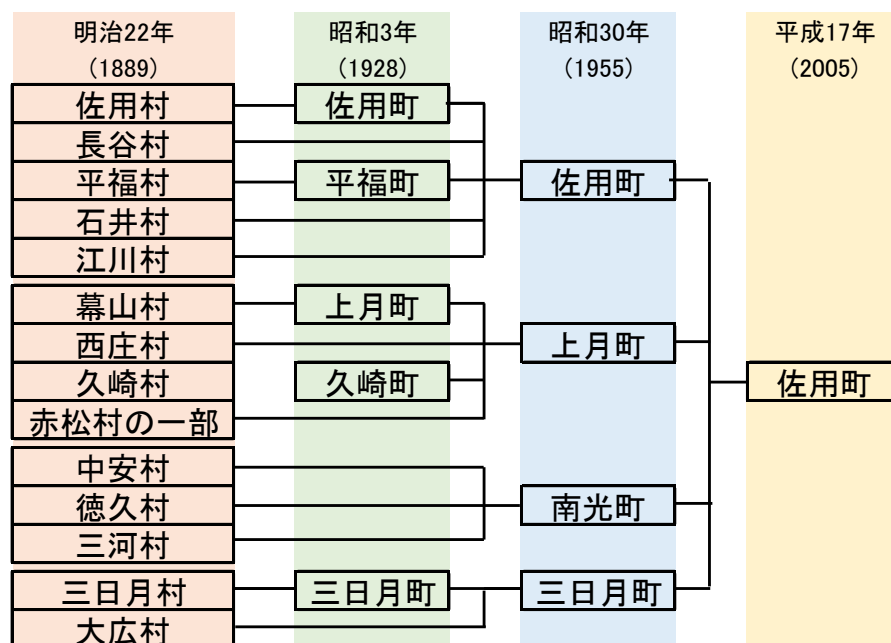


図 2-24 行政区画の変遷

【参考文献】

- ・兵庫県「5万分の1都道府県土地分類基本調査(佐用・坂根)表層地質図」1987
- ・後藤博弥 武田義明『播磨の地理 自然編』田中眞吾編著 神戸新聞総合出版センター 1994
- ・兵庫県森林動物研究センター「平成28年度 年報」2016 49-50p
- ・佐用町『佐用町勢要覧』2008
- ・佐用町役場企画振興室『佐用偉産 伝えたい風景、残したい記憶 佐用町のあゆみ』2004
- ・佐用郡教育委員会『佐用郡の文化財』1994
- ・佐用町観光協会 (<http://34cho.com/>)

## 第3章 利神城跡の概要

### 1. 史跡指定

#### (1) 史跡指定状況

指定名称：利神城跡（りかんじょうあと）

所在地：兵庫県佐用郡佐用町平福および口長谷地内

指定地：兵庫県佐用郡佐用町平福298番地外 334筆

指定日：平成29年(2017)10月13日

指定面積：864,134.35m<sup>2</sup>（約86.4ha）

指定理由：慶長5年（1600）、姫路城主となった池田輝政が播磨領内に設けた六支城の一つで、山頂の城を改修、西山麓には居館が整備された。現在山頂部には江戸時代初期の石垣遺構が、山麓部には御殿跡が残る。近世初頭の高石垣を有する山城として、また山城と山麓の居館が一体として残る事例として貴重であり、中世城館から近世城郭への変遷、近世大名による支城体制を理解する上で重要である。

#### (2) 利神城跡の概要

利神城跡は、戦国時代から近世初頭にかけて播磨国北西部の軍事・政治的拠点として営まれた城跡である。雲突城跡ともいう。城跡は兵庫県西部の山間地を流れる佐用川及び同川支流庵川の左岸、標高373mの利神山山頂及び西山麓に位置する。

利神城は14世紀代の赤松(別所)敦範築城の伝承をもつが、記録に明確となるのは16世紀半ば以降であり、城をめぐる合戦が知られる。天正5年(1577)、織田信長麾下の羽柴秀吉による播磨平定に際し、毛利・宇喜多方の佐用郡三城の一つに「別所中務と申者之城」(羽柴秀吉書状)とみえ、国人層の別所氏が城主であったと考えられている。豊臣期には備前の宇喜多秀家の支城になったと思われる。

慶長5年(1600)、池田輝政が関ヶ原の戦いの勲功によって播磨国52万石の国主となると、国内六支城整備の一環として、甥の池田由之(池田恒興嫡男元助の長男)に佐用郡2万2000石を与え、播磨・美作国境の要となる利神城の大規模改修を行わせた。利神山南麓にあった居館(別所構)も同山西麓と佐用川との間に移り、城主や家臣の屋敷が配された。慶長14年(1609)、由之に替わって片桐池田氏(輝政弟の系統)が入ったが、その後、岡山藩主池田忠継(輝政次男)の所領に組み込まれ、元和元年(1615)の忠継死去後は、池田輝興(忠継弟)が佐用郡2万5000石を相続して平福藩が成立、当地を拠点とした。輝興は寛永8年(1631)播州赤穂に移封、佐用郡は山崎藩主池田照澄(輝興兄)へ加増されたことに伴い、廃城となった。寛永12年(1635)には山麓の居館・家臣団屋敷が耕作地と化したことが知られる。寛永17年(1640)に平福は旗本松平(松井)氏の所領(一時期天領)となり、姫路と鳥取を結んだ因幡街道(智頭往来)の宿場町として幕末に至った。宿場町平福の歴史的町並みが現在も残る。

昭和58年度(1983)、観光資源保護財団(現・公益財団法人日本ナショナルトラスト)が城跡と町並みの総合調査を行い、平成5年(1993)には城郭談話会による調査研究も発表された。昭和58年(1983)町史跡に指定され、平成15年度(2003)には佐用郡教育委員会が山城部分の平面図を作成し、平成27～28年度(2015～2016)には城跡の航空レーザー計測、文献・城郭調査を行った。また平成22～24年度(2010～2011)には兵庫県教育委員会が河川改修に伴う西山麓部の発掘調査を実施した。

これらの成果により城跡等の概要が明らかとなった。

山城跡は、利神山の山頂を中心に、南北350m、東西200mの範囲に曲輪が展開する。曲輪は、山頂の天守丸を中心に東南の馬場へ延びる尾根、南西の三の丸へ延びる尾根、北側の鴉丸の尾根に位置し、天守丸北西斜面を下って派生する大坂丸への尾根等にも配置される。天守丸・本丸・二の丸・三の丸には、急峻で狭い地形的な制約の中で最大高8～10mの高石垣が構築される。周辺の尾根先には西・南面のみ石垣構造をもつ馬場、石垣をもたない大坂丸・鴉丸等の曲輪がある。馬場や鴉丸には先端を堀切で遮断する等の土城の要素が残り、戦国時代から豊臣期の遺構を残す。本丸・二の丸・三の丸の石垣は慶長期(1596～1615)、天守丸・馬場の石垣は文禄・慶長期(1592～1615)に遡ると考えられ、各曲輪には鯰瓦や鬼瓦を含む多量の瓦類の散布が確認される。

一方、西山麓の居館跡は、南北370m、東西110mの規模である。南北を石塁で仕切り、南側は前面に堀を有し、西側は佐用川と支流の庵川を自然の堀として石垣で護岸していた。敷地北側の山裾側は城主屋敷といわれる一段高い場所で、その南には櫓形虎口があり、前面石垣が残る。後世の改変により不明な点もあるが、この櫓形虎口が城主屋敷及び山城への大手門として機能したと考えられ、櫓形虎口の奥から山上の三の丸に向け登城道が延び現在もよく残る。発掘調査の結果、居館跡の造営は17世紀初頭と考えられている。地元平福には「平福明屋敷検地帳」(寛永12年(1635))「利神城古図」(18世紀代)(ともに『田住家文書』)等、城跡に関わる貴重な江戸時代の史資料も残る。

このように、利神城跡は、戦国時代には別所氏の居城として、慶長5年(1600)以降は播磨国を領した大名池田家の有力支城として、最後には平福藩の拠点として営まれた城跡である。近世初頭の高石垣を有する山城として、また山城と山麓の居館が一体として残る事例として貴重であり、中世城館から近世城郭への変遷、近世大名による支城体制を理解するうえで重要である。よって、史跡に指定し、その保護を図るものである。

(引用：文化庁文化財部『月刊 文化財』 平成29年(2017) 9月号)

#### (3) 将来保護を要する範囲

黄線範囲(図3-2)は、史跡指定時に今後保護を要する範囲として線引きされ、中・長期的に保護を図る区域とされた。

#### (4) 所有及び管理団体

指定地の所有は、町有地(麓部分の道路、水路、地番のない里道、水路)の他、社寺有地が1筆あり、その他は私有地である(図3-1)。

比率は、私有地が98.2%、社寺有地が1.2%、町有地が0.6%となっている。

管理団体は佐用町で、平成30年(2018)2月19日に国から指定された。

#### (5) 利神城跡の現状

利神城跡は、中世城郭を基礎としながら、近世初頭・慶長期に改修された石垣が、山城跡、御殿屋敷跡に存在する。山城の構造は、総石垣と土造りの部分がみられ、大堀切を残す等中世城郭の要素から、総石垣の構造をもつ近世城郭の要素への変遷が見られる。

利神城跡の石垣は、宇喜多期と、池田期の新旧が残存している。時代毎に積み方と石材に違いがあり、宇喜多期には、利神山産出の通称東山石が主に用いられ、慶長～寛永年間の池田期には、

佐用川を挟んだ通称西山石が主に用いられている。

また、今後保護を要する範囲の口長谷には「別所構跡」があり、近世以前の登城道は口長谷からであったといわれる。その後、池田氏の改修時に御殿屋敷が利神山西麓に造られたことにより、山頂の山城へ至る主な道は、御殿屋敷付近の大手枳形虎口から続く登城道へと移った。

史跡は現在、特に山城跡中心部の遺構の風化、土壌の流出、石垣の崩落等、危険箇所が多く入山禁止となっている。国指定史跡として、適正な保護を図ることが急務であり、今後保護を要する範囲にある別所構跡との関連等、築城初期の中世を含めた利神城跡の全容を明らかにするために、今後も継続的な調査が必要である。

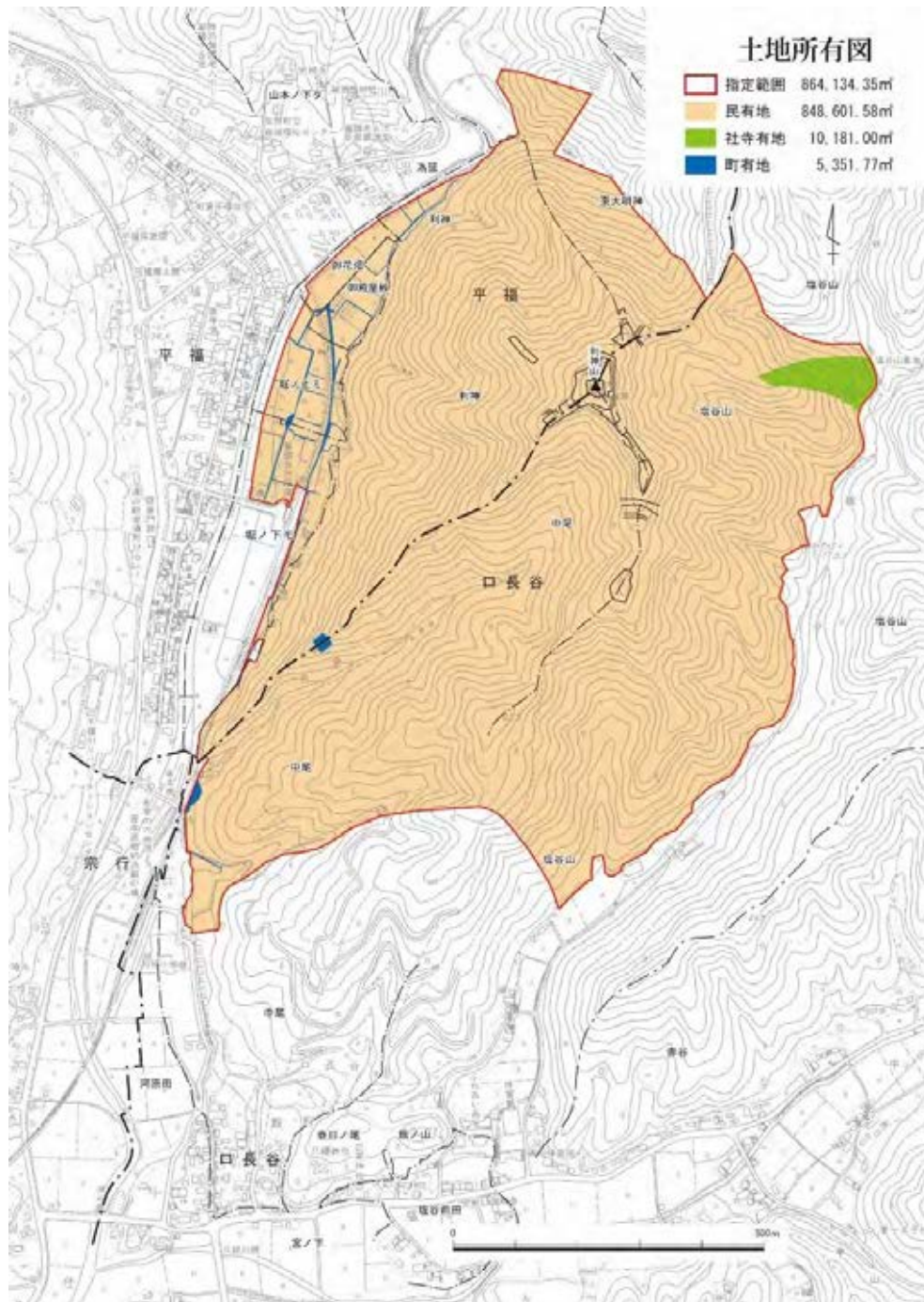


図 3-1 土地所有図

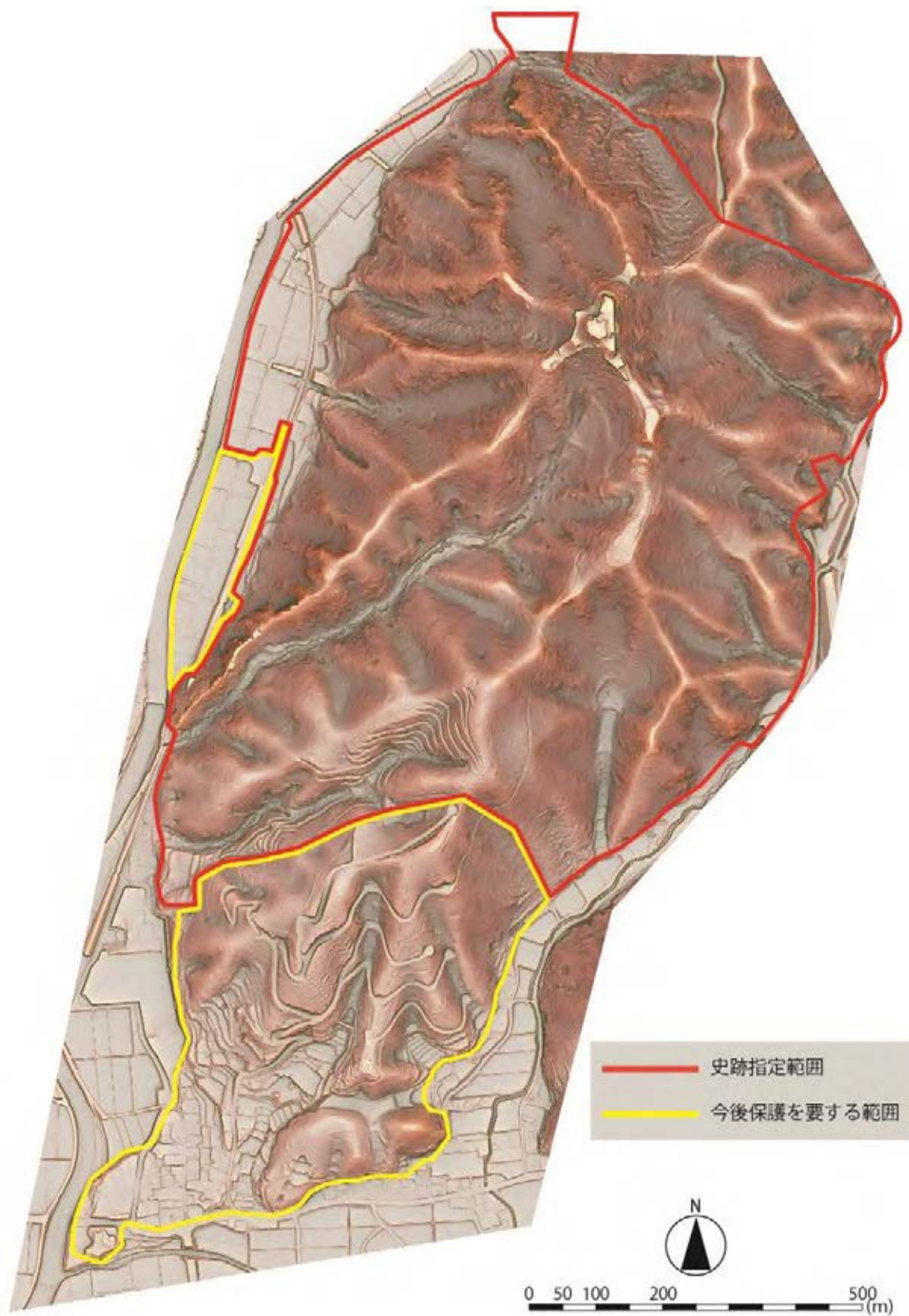


図 3-2 史跡指定範囲図  
※平成27年度（2015）航空レーザー計測による赤色立体図

## 2. 利神城跡の歴史

### (1) 中世～近世

#### ①美作道と因幡街道

播磨国西端に位置する佐用郡は、備前国<sup>びへんこく</sup>和気郡、美作国<sup>みさくこく</sup>英田（英多）郡と接し、その北に位置する山陰道諸国との関係が深い。街道として奈良・平安時代以降に播磨・美作（備前）・因幡地域を結ぶ道が整備され、中世の軍記物「太平記」では後醍醐天皇の隠岐配流の際に佐用を通った記述が見られる。

佐用郡を東西に横切る美作道と佐用から北に延びる因幡道は、中世を通じて頻繁に利用され、人々の往来と共に文化や技術の伝播も担った（図3-3）。

天正5年(1577)からの上月合戦において、羽柴秀吉は敵城の上月城を指して「播備作(播磨・備前・美作)の境であり、大切な場所」と佐用の地理的特性を書状に記すなど、交通の結節点として認識していた。



図3-3 佐用郡内古道図

※佐用町教育委員会『国指定史跡利神城跡』より抜粋、一部改変

## ②赤松氏と山名氏の攻防

建武3年(1336)に兵庫で新田義貞を破った足利尊氏が幕府を復活させると、播磨は赤松円心が守護に任じられ代々継承されていく。一方で同じく尊氏に従った山名時氏も、暦応4年(1341)に、伯耆・出雲・隠岐の守護に任じられ、同氏は山陰道に勢力を拡大し、赤松氏と領域を接することになる。

このことによって両氏は、播磨・美作国境で攻防を繰り広げることになる。その後の赤松氏は円心が歴史の表舞台に登場して以降、途中嘉吉の乱(1441)でいったん滅びるが、応仁元年(1467)の応仁の乱で播磨・備前・美作の守護に復活する。

## ③中世利神城と別所構

利神城は、貞和5年(1349)に別所敦範が、赤松氏の本城白旗城の北辺防御のために築城し、当時の居館は別所構であったという。続いて、織豊期に宇喜多氏が入ったと伝わるが、中世利神城の歴史、織豊期の姿については、現存する史料が見つからない。当時は土造りの山城と麓の居館から構成されていたと考えられている。

別所構跡は、西流する長谷川が佐用川に合流する北岸の平坦な台地にあり、館跡の規模は、南北95m、東西75m、西と北はそれぞれ佐用川と水田に、東側は近世因幡街道に接している。また、南側は延長約80m、幅約8m、残存部で高さ約1mの土塁が、県道拡幅によって一部削られながらも現存しているが、旧状はかなり損なわれている。

居館は平成4年(1992)に発掘調査が行われ、掘立柱建物、

土坑墓、井戸など、数多くの遺構・遺物が確認された。16世紀前半ごろにはすでに建物群があり、16世紀後半になって土塁が築かれるなど、上月城をめぐる合戦の頃に居館を再整備し、防御機能を強化したのではないかと見られている。(図3-4：図中では長谷構と記す)。

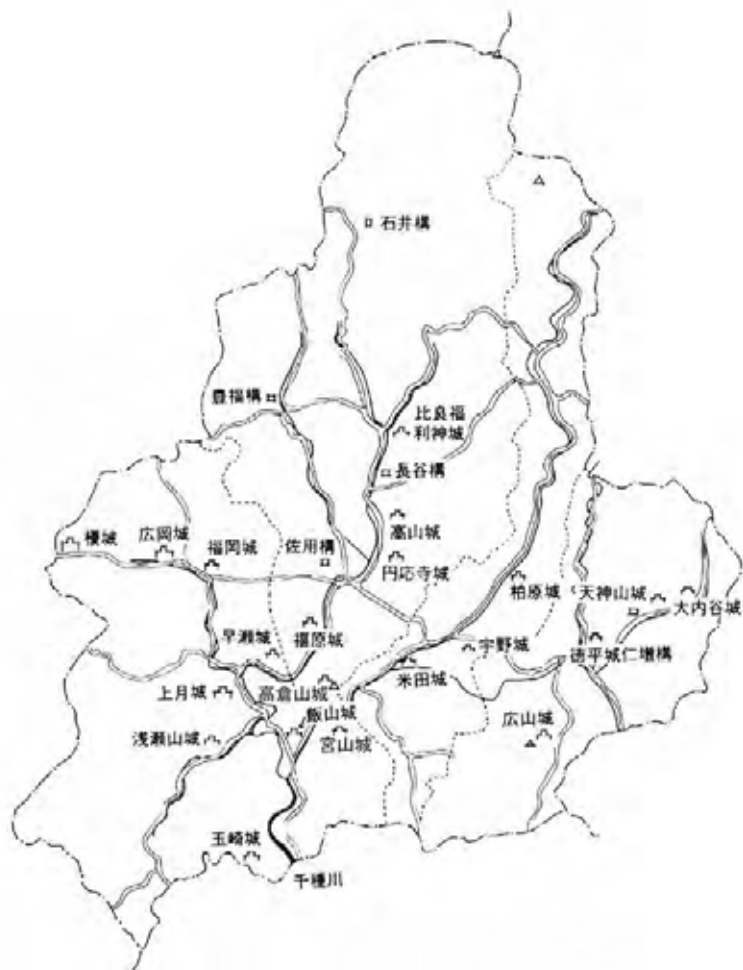


図3-4 佐用郡内における城跡

※佐用町『平福 伝統的建造物群保存対策調査報告書』(1986)  
より抜粋、一部改変

#### ④織田氏による播磨攻めの時期：天正5年（1577）～天正10年（1582）

天正年間の佐用郡では上月合戦によって織田方と毛利方が攻防を繰り広げ、上月城や福原城（佐用城）が攻防の舞台となった。羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）は、織田信長の有力武将として上月城を攻めたが、石山本願寺など反信長勢力に呼応した三木城別所氏の寝返りにより、翌天正6年（1578）7月に上月城が宇喜多氏をはじめとする毛利勢に奪い返され、窮地に陥った（図3-5）。

しかし天正7年（1579）9月に宇喜多直家が信長方に寝返ると形成が大きく動き、翌天正8年1月、三木城が陥落し、4月に英賀城、5月に長水城が落ち、播磨での大勢は決した。

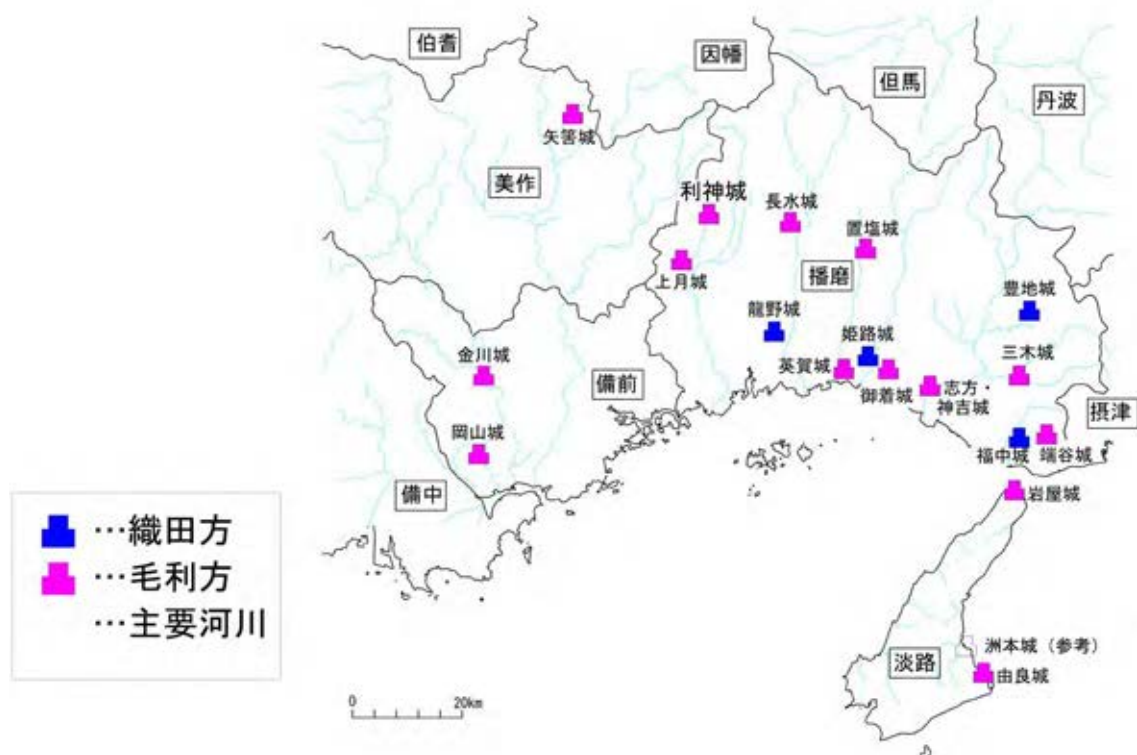


図3-5 織田氏による播磨攻めの時期（天正6～8年）の利神城周辺城郭配置図

#### ⑤豊臣氏の天下統一の時期：天正11年（1583）～慶長5年（1600）

織田信長が天正10年（1582）、本能寺の変によって死すると、天下統一事業を継承した秀吉は、宇喜多氏に備前・美作・備中の河辺川以東と播磨2郡（佐用郡・赤穂郡）を所領として与えた。このことによって、利神城も宇喜多領に組みこまれたと思われる。

#### ⑥池田氏の時期（姫路城を中心とした播磨六支城の設置）

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いで宇喜多氏が滅亡すると、徳川家康は西国への入口である播磨国52万石を自分の次女・督姫の婿である池田輝政に与えた。輝政は領国の固めとして三木城・明石（船上）城・高砂城・龍野城・赤穂城・平福利神城を支城とした（播磨六支城）。

督姫との間には忠継・忠雄・輝澄・政綱・輝興の5人の息子がいた。慶長8年（1603）岡山藩主小早川秀秋が無嗣断絶によって改易されると、輝政次男忠継がわずか5歳で備前国28万石に封

じられ、慶長 15 年（1610）には 3 男忠雄が淡路国 6 万石に封じられる。忠雄もわずか 9 歳であった。両名とも任地に赴かず姫路に居住したので両国とも実際には「西国将軍」と称された輝政が実質的に支配した。輝政は姫路入部の翌年、年貢の 2 割打ち出しを行ったとされ、これらを合わせて池田家は 92 万石の石高を持つこととなり、百万石に迫る勢いであった。

一説に利神城の視察に訪れた輝政があまりの壮大さに異図あるものと途中で引き返し、破城を命じたという話が地元では伝えられている。利神城跡には輝政の甥、由之が入り大改修を加えた。伝承では「大いに加修造営、三重の天守を築き、城山の西方に諸士の屋敷を設け」る“雲突城”<sup>くもつきじょう</sup>と呼ばれるもので大規模なものであったことが推測される（図 3-6）。

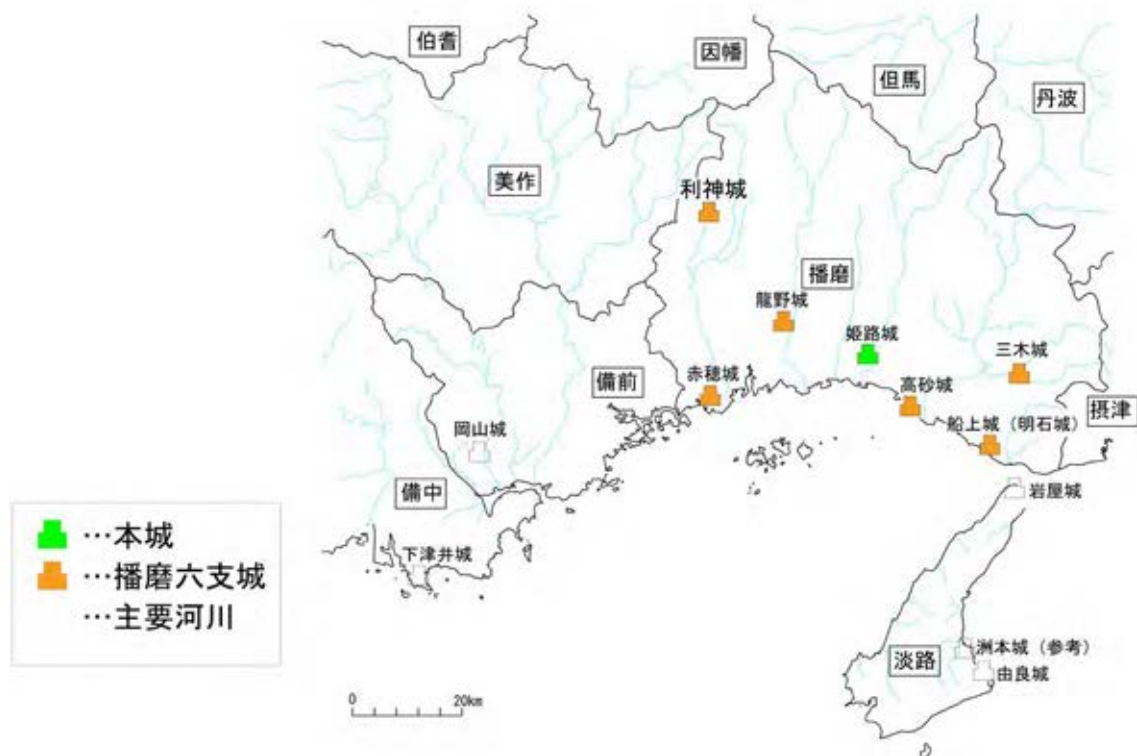


図 3-6 池田氏支配下（慶長 5 年～20 年前後）の利神城周辺城郭配置図  
※但し備前は慶長 8 年以降、淡路は同 15 年以降の状況

#### ⑦池田輝政以降の時期【城下町から宿場町へ】

慶長 18 年（1613）正月、輝政が死去すると、家康は播磨の所領 42 万石を輝政の嫡男利隆領とし、残りの 10 万石、すなわち宍粟・佐用・赤穂の三郡を督姫の化粧料という名目で備前藩忠継領とした。元和元年（1615）、督姫が没すると 10 万石は分割され、督姫の息子である四男輝澄に宍粟郡 3 万 8 千石（山崎藩）、五男政綱に赤穂郡 3 万 5 千石（赤穂藩）、六男輝興に佐用郡 2 万 5 千石（平福藩）が与えられ、それぞれ立藩した。

時に元和偃武の時代で、一国一城令により、播磨支城は廃され、利神城も麓の平福御殿屋敷のみが残された。寛永 8 年（1631）政綱の死去により輝興が赤穂に転封になると平福御殿屋敷も廃された。利神城・平福御殿屋敷廃城後の寛永 17 年（1640）、山崎藩池田氏が家中騒動により改易されると、山崎藩には泉州岸和田の領主であった松平（松井）康映が入った。康映は佐用郡のう

ち、平福 5 千石を甥の康朗、長谷 3 千石を弟の康命、佐用 2 千石を弟の康紀に与えたため、平福は旗本領となった。平福では領主が江戸にいるため、田住氏が代官として勤めたが、天保 7 年 (1836) に、出石藩の家中騒動 (仙石騒動) に巻き込まれて一旦は天領となる。文久 3 年 (1863) 11 代康直のとき半分の 2 千 5 百石が戻されて明治まで続く。

慶長 6 年 (1601) 以降、佐用川西岸には本町・裏町・鉄砲町などの城下町が整備される。その後さらに広がりを見せ、松平 (松井) 氏時代、正保 4 年 (1647) までに旧鉄砲町の場所に南新町ができ、寛文 5 年 (1665) までには本町の北側に屋敷地が増え、北新町ができ、『利神城古図』に見られるような因幡街道筋の宿場町「平福」が成立した (図3-7)。

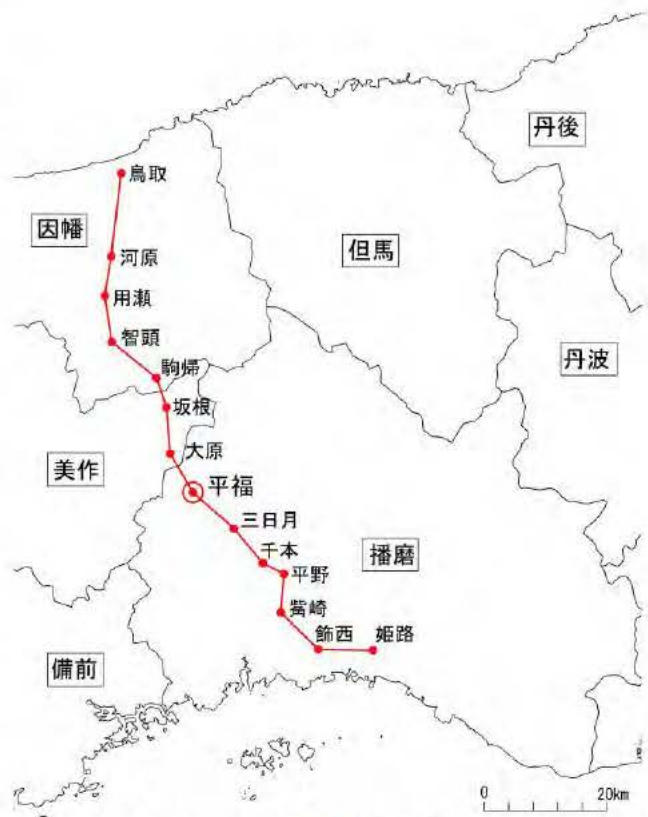


図 3-7 因幡街道宿場町位置図

### (3) 近代

明治 6 年 (1873) の播磨佐用郡平福村地図 (図4-1) では、平福の町は江戸時代のような色濃く残しており、屋敷の配置と道の折れ曲がりや食い違い、街道入口の土塁や水路など、その特徴がよくわかる。特に御殿屋敷部分では南北石塁や大手虎口等、廃城後 240 年たった当時も利神城古図 (図3-8) の景観が残される。

大正時代の『佐用郡誌』には、利神城跡は、旧領主松井巨摩助より上地官林となり、明治 37 年 (1904)、村長・田住貞氏が払下げを受け、学校林とし 50 年計画で杉・桧の植林をし、残りは竹林として整備したとある。当時、頂上の城跡本丸・二の丸・三の丸・大坂丸・鴉の丸等の石垣は現存し、御殿跡・御花畑・門跡、堀跡等も残り、家臣の屋敷跡は田畑となっているが、一見すれば屋敷であることがわかって書かれている。

しかしながら近代化によって徐々に平福を取り巻く社会環境は変わり、昭和初期の鉄道網の変化等により、宿場町の人と物資の集積地としての機能は急速に失われた。御殿屋敷の南石塁の西側部分は、戦後の農道拡張等によって消失したと伝わる。



写 3-1 利神城山下常御殿侍屋敷跡石垣  
兵庫県佐用郡役所『佐用郡誌』大正 15 年 (1926)

#### （４）現代

昭和40年代には智頭鉄道建設により、御殿屋敷跡の屋敷跡・大手櫓形虎口・南石塁の中心部が分断された。その一方、昭和58年(1983)には平福の町なみ調査が行われ、その後歴史的環境保存条例の対象となり、利神城跡も一部町指定となる。

平成の時代に入ると、平成22年度(2010)に兵庫県の景観形成地区に指定され、平成23年度(2011)には重点文化財活用地区に設定される。このころから利神城跡の国指定への気運が再び高まり、様々な取り組みが進みはじめる。

平成21年(2009)に受けた台風被害により、佐用川・庵川の河川拡張工事が行われることとなった。河川災害復旧助成事業に伴う調査として、平成24年度(2012)に兵庫県教育委員会による平福御殿屋敷跡の発掘調査が行われた。後の護岸工事では、河川拡張区域内の発掘調査で検出された慶長期の石垣石材を再利用して護岸整備と修景を行っている。



写 3-2

歴史的景観に配慮して整備された佐用川護岸

- 【参考文献】・依藤 保 1993「播磨佐用郡利神城主について」『播磨利神城』城郭談話会  
・畑 和良 2017「別所中務の城」『利神城跡等調査報告書』佐用町利神城跡等調査委員会・佐用町教育委員会

「利神城古図」田住家文書

田住家文書に残る利神城と御殿屋敷、および平福のまちなどを描いた古図である。廃城後の様子を描いており、現在のところ、利神城唯一の古絵図となっている。絵図内には、細かく注記が書き込まれており、山城には曲輪の名前、麓の御殿屋敷には石塁や門とその大きさ、右側には少し離れてエンシヨ（煙硝）蔵、右上に別所構、そして武家屋敷であった所には、住人であった家臣の名前などが記されている。

図の上には元文3年(1738)に大庄屋となった七代・田住貞義が利神城の由来を記し、その左側には「古記曰」として、慶安3年(1650)当時平福領主であった松平康朗（実際には前年に二代康寛へ代替わりしている）の家臣、都築四郎左衛門が書き残した利神城の大きさを記している。



図 3-8 「利神城古図」田住家文書（兵庫県立歴史博物館）81cm×91cm

表 3-1 利神城に関わるできごと（中世・近世）（伝承を含む）

| 時 代  |              | 出来事                                                                                           | まわりの主な出来事                                                  | 近世<br>領藩 | 領主   |
|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------|------|
| 西暦   | 和暦           |                                                                                               |                                                            |          |      |
|      |              | 元弘年間、内海修理亮が居城する<br>「赤松家播備作城記」                                                                 |                                                            |          |      |
| 1349 | 正平4年<br>【南朝】 | 別所敦範が豊福荘から田住荘に移り、利神城に拠る(嘉吉の乱の後中絶とする)「佐用郡誌」ほか                                                  |                                                            |          | 別所氏  |
|      | 貞和5年<br>【北朝】 |                                                                                               |                                                            |          |      |
| 1392 | 元中9年<br>【南朝】 |                                                                                               | 南北朝の合一                                                     |          |      |
|      | 明德3年<br>【北朝】 |                                                                                               |                                                            |          |      |
| 1441 | 嘉吉元年         | この頃別所蔵人光則が居城「佐用郡誌」                                                                            | 嘉吉の乱                                                       |          |      |
| 1467 | 応仁元年         | 別所日向守一治利神城に居城「佐用郡誌」                                                                           | 応仁の乱                                                       |          |      |
| 1566 | 永禄9年         | 龍野赤松政秀の将・嶋津源兵衛尉、「利神表」にて合戦に及ぶ「赤松政秀感状」                                                          |                                                            |          |      |
| 16c後 | 永禄頃か         | 龍野赤松政秀の将・湯浅七郎兵衛尉、「りかん之城山下」にて合戦に及び、喜多野京永を討ち取る(湯浅右馬允奉公書)                                        |                                                            |          | 宇喜多氏 |
| 1573 | 天正元年         |                                                                                               | 室町(足利)幕府ほろぶ                                                |          |      |
| 1577 | 天正5年         | 別所中務、羽柴秀吉に降伏。(下村文書)<br>「佐用郡誌」等には、羽柴秀吉の上月城攻めの際に、別所定道・林治は上月城籠り、落城後利神城に帰るとある。                    | 織田氏、播磨に入る。上月合戦<br>上月城落城                                    |          |      |
| 1578 | 天正6年         | 山中鹿之助幸盛が利神城に侵攻、別所定道・林治らと戦う。<br>定道は田住荘に隠棲という「佐用郡誌」等                                            |                                                            |          |      |
| 1579 | 天正7年         |                                                                                               | 宇喜多直家、織田氏に降る                                               |          |      |
| 1580 | 天正8年         | 横野助兵衛が居城するが落城。「赤松家播備作城記」<br>「播磨鑑」には別所日向守が城を退去し、宇喜多家家臣、服部勘助が在城とある                              | 織田氏、播磨を平定する                                                |          |      |
| 1584 | 天正12年        | 蜂須賀家政、秀吉から「佐用郡内の内みかつき・りかん」の3千石を拝領「蜂須賀家先祖勲功覚書」                                                 |                                                            |          |      |
| 1585 | 天正13年        | 佐用郡が宇喜多領となった「播磨国知行割覚」                                                                         | 羽柴秀吉、関白となる                                                 |          | 池田氏  |
| 1600 | 慶長5年         | この頃在城していた服部勘助が城を退去するという、池田由之、佐用郡2万2千石を領し入城する。由之、山城の改修、西麓の御殿屋敷築造などを行う「赤松家播備作城記・播磨鑑」ほか          | 関ヶ原の戦い<br>池田輝政、播磨52万石を領する<br>姫路に本城、三木・明石・高砂・龍野・平福・赤穂に支城を置く |          |      |
| 1601 | 慶長6年         | 池田由之、佐用郡2万2千石を領し「平福二屋舗ヲ取堅」る<br>「池田由勝奉公書」※佐用郡に入った年は、こちらが正しいか                                   |                                                            |          |      |
| 1603 | 慶長8年         |                                                                                               | 江戸幕府開かれる                                                   |          |      |
| 1605 | 慶長10年        | 池田輝政、利神城天守の破壊を命ずるという「佐用郡誌」                                                                    |                                                            |          |      |
| 1609 | 慶長14年        | 池田由之、備前下津井に3万2千石の城主として移る、池田新吉長明(池田長政の子)の家臣団のみ平福に配置。「池田由勝奉公書・池田長久奉公書」※田住家文書・佐用郡誌等では慶長12年頃としている | 池田輝政の姫路城築城                                                 |          |      |
| 1613 | 慶長18年        | 佐用郡、岡山藩の池田忠継領となる、「田住家文書」等には、慶長16年より良正院領になるとある※他の史料では良正院の化粧料とするものもある。                          | 輝政死去。池田忠継に次男・赤穂・佐用郡が加増される                                  | 岡山藩      |      |
| 1615 | 元和元年         | 池田輝興、佐用郡2万5千石を領する(平福藩成立)                                                                      | 大坂夏の陣、一国一城令                                                | 平福藩      | 松平氏  |
| 1631 | 寛永8年         | 輝興赤穂に移る。領地は山崎藩の池田輝澄の所領となり、「夫ヨリ平福敗城シ屋敷跡等悉ク畠ニ成」という「播磨鑑」ほか                                       |                                                            | 山崎藩      |      |
| 1640 | 寛永17年        | 山崎藩主松平(松井)康映となり、平福は甥康朗領となり、陣屋が置かれる                                                            | 康映、佐用郡のうち平福・長谷・佐用3領を旗本領として分知                               |          |      |
| 1647 | 正保4年         | この頃までに、平福町に南新町(鉄砲町の跡)できる                                                                      |                                                            |          |      |
| 1665 | 寛文5年         | この頃までに、平福町に北新町ができる                                                                            |                                                            |          |      |
| 1729 | 享保14年        | 平福六地藏建立「台石記年」(町指定文化財)                                                                         |                                                            |          |      |
| 1813 | 文化10年        | 平福の町場、280軒(田住家文書)                                                                             |                                                            |          |      |
| 1836 | 天保7年         | 6代康正のとき、陸奥棚倉に転封、幕府領となる                                                                        | 出石藩仙石騒動                                                    | 幕府領      | 直轄   |
| 1839 | 天保10年        | 平福の宿屋12軒                                                                                      |                                                            |          |      |
| 1863 | 文久3年         | 康直、平福領2500石で旧知戻し                                                                              |                                                            | 旗本領      |      |
| 1867 | 慶応3年         |                                                                                               | 大政奉還                                                       | 旗本領      | 松平氏  |

### 3. 利神城跡の概要

#### (1) 調査の経緯

利神城が公的に調査されたのは、昭和54年度(1979)から昭和56年度(1981)にかけて兵庫県教育委員会が行った中世城館・荘園遺跡の緊急調査が最初となる。

その後、昭和58年(1983)に佐用郡文化財保護審議委員会が組織され、利神城跡が第1号町指定文化財に指定されると共に、保存と整備に対する気運が高まり、平福の町並み調査、古文書の調査、樹木伐採、林道整備などが行われ、国指定史跡候補として価値が明らかになっていった。

史跡指定地以外に位置する旧城下町・平福地区については、昭和59年(1984)に観光資源保護財団が刊行した『利神城と平福の町なみ』が、歴史的価値と観光活用の総合的調査成果であり、その後の平福地区の保存活動の基礎となっている。

平成4年度(1992)、利神小学校建設に伴い、別所構跡の発掘調査が行われた。この調査結果により、利神城の中世居館として別所構が存続した時期が16世紀前半を主体にして15世紀後半から16世紀後半に限られることが判明した。

平成5年(1993)に城郭談話会により発表された『播磨利神城』は城郭研究者たちによる総合的研究成果である。縄張り図、城郭構造についてはこの成果が基礎となっている。

平成21年(2009)の台風9号の被害は、平福地区で浸水被害が大きく、山城跡の石垣崩落も拡大した。その後、河川復旧・復興工事が流域全体で大規模に進められる中、平福地区も河川拡幅が行われることになり、御殿屋敷跡にかかる遺構群の発掘調査が兵庫県教育委員会によって行われた。この調査により、これまで埋もれていた堀や石垣等が姿を現し、改めて利神城跡が本格的城郭として築かれたことが認識された。

加えて平福地区が兵庫県の景観形成地区に指定され、地域にとっても利神城跡を核とした活性化の機運が高まってきた。

これらの調査結果等を踏まえ、平成26年度(2014)に国指定へ向けた政策決定が町においてなされ、平成27年度(2015)から「利神城跡等国指定推進事業」が実施され、平成29年(2017)に国指定史跡となった(図3-9)。



写 3-3

別所構跡土塁断面(西から) 平成4年度(1992)



写 3-4

御殿屋敷跡 南石塁・堀(南から) 平成24年度(2012)



写 3-5

御殿屋敷跡 掘立柱建物全景(北から)  
平成24年度(2012)

※写 3-8～3-9 兵庫県立考古博物館提供

表 3-2 調査年表

| 年度                       | 調査主体             | 調査目的                      | 内容                                                          | 報告書等                                           |
|--------------------------|------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 昭和54～56年<br>(1979～1981)  | 兵庫県<br>教育委員会     | 兵庫県中世城館・荘園遺<br>跡悉皆調査      | 中世城館の位置、略測図、観察、荘園<br>史料集成                                   | 兵庫県教育委員会<br>『兵庫県の中世城館・荘園遺跡』 1982               |
| 昭和55年<br>(1980)          | 佐用町              | 町事業                       | 利神城跡(山城部分)測量                                                | 1:1000平面図                                      |
| 昭和58年<br>(1983)          | 財団法人観光<br>資源保護財団 | 平福地区の歴史的環境保<br>全、整備の基礎的調査 | 利神城と平福の町なみの調査                                               | 財団法人観光資源保護財団<br>『利神城と平福の町なみ』 1984              |
| 昭和59年<br>(1984)          | 佐用町              | 林道整備に伴う<br>遺構調査           | 鴉丸地表面精査平板測量                                                 | 佐用町・利神城跡等調査委員会<br>『利神城等調査報告書』2017 図版14         |
| 昭和60年<br>(1985)          | 佐用町              | 伝統的建造物群<br>保存対策調査         | 伝統的建造物群保存対策調査                                               | 佐用町『平福－伝統的建造物群保存対<br>策調査報告書－』 1986             |
| 昭和60～63年<br>(1985～1988)  | 佐用町              | 古文書調査                     | 約14000点に及ぶ田住家文書の調査<br>(国庫補助)                                | 佐用町『田住家文書目録』1989                               |
| 平成元年<br>(1989)           | 佐用郡<br>教育委員会     | 御殿屋敷跡の遺構の<br>有無確認調査       | 平福御殿屋敷跡の一部を試作調査、石<br>組列の一部を検出。                              | 佐用町教育委員会「平福御殿屋敷遺<br>跡」『平成元年度埋蔵文化財調査年報』<br>2009 |
| 平成4年<br>(1992)           | 佐用郡<br>教育委員会     | 利神小学校進入路工事に<br>伴う調査       | 別所構跡発掘調査。                                                   | 佐用町教育委員会「別所構跡」『平成4<br>年度埋蔵文化財調査年報』 2010        |
| 平成5年<br>(1993)           | 城郭談話会            | 城郭研究                      | 文献、城郭遺構、石垣など<br>多視点からの研究論集を刊行                               | 城郭談話会『播磨利神城』1993                               |
| 平成10年<br>(1998)          | 兵庫県<br>教育委員会     | 県道拡幅に伴う調査                 | 別所構跡発掘調査                                                    | 兵庫県教育委員会埋蔵文化財事務所<br>『平成10年度年報』1999             |
| 平成13年<br>(2001)          | 佐用町              | 現況記録図化用<br>航空写真測量調査       | 利神城跡航空写真測量調査                                                | 佐用町『利神城～航空測量用写真か<br>ら』2003                     |
| 平成15年<br>(2003)          | 佐用郡<br>教育委員会     | 平成13年度の航空写真に<br>よる図化      | (1/500)平面図化                                                 | 佐用町教育委員会『平成15年度埋蔵文<br>化財調査年報』2003              |
| 平成22～24年<br>(2010～2012)  | 兵庫県<br>教育委員会     | 佐用川河川災害復旧事業               | 御殿屋敷跡の発掘調査                                                  | 兵庫県教育委員会『平福御殿屋敷跡』<br>2014                      |
| 平成27～28年<br>(2015～2016)  | 佐用町<br>教育委員会     | 指定に先立つ調査                  | 航空レーザー計測、伐採・草刈り、調査<br>委員会・看板設置・報告会等のほか、指<br>定に必要な土地関係の調査を開始 | 佐用町・利神城跡等調査委員会<br>『利神城等調査報告書』2017              |
| 平成30年<br>(2018)          | 兵庫県<br>教育委員会     | 史跡指定範囲の図面作成               | 利神城跡保存活用計画策定に必要な<br>平面図、航空レーザー計測データを活用<br>して作成              | 1:1000平面図データ                                   |
| 平成30・令和元<br>年(2018～2019) | 佐用町<br>教育委員会     | 石垣の現状把握                   | 石垣面ごとの写真撮影<br>石垣カルテの作成                                      | 石垣オルソ写真・カルテファイル                                |

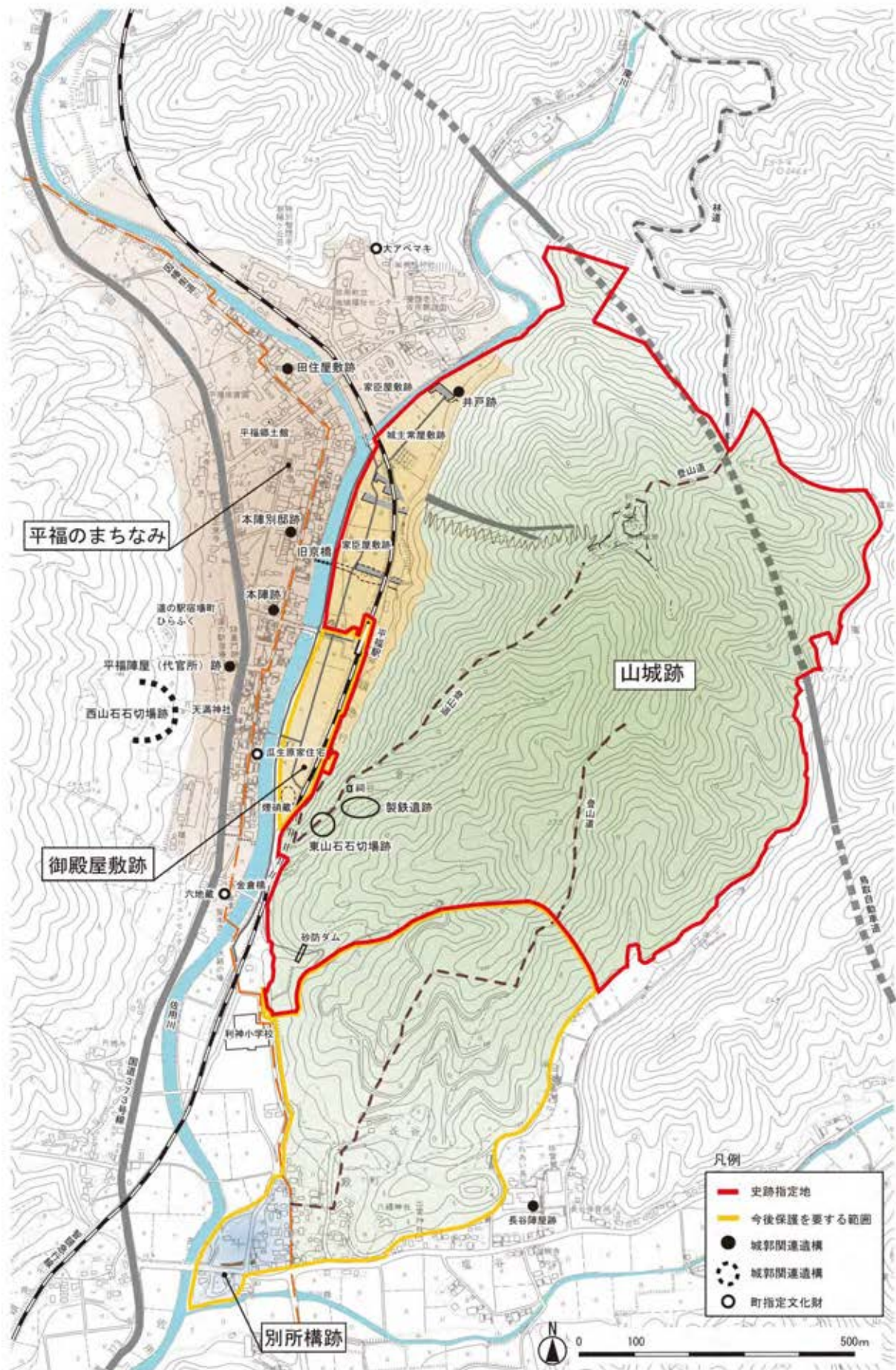


図 3-9 利神城跡周辺図

## （２）縄張りの特徴と主要部の名称

利神城は、急斜面で山頂が狭い地形のために、石垣や塁線の構造が制約されるため、石垣や防御施設が高度な技術を用いた大規模な工事によって構築されている。山城部分の縄張りは、天守丸・本丸・二の丸の三段構成で、それぞれの曲輪が閉塞される構造を持ち、横移動が容易な構造とすることで、防御機能高めている。虎口は小規模な内柵形を基本とするものが多い。瓦の散布状況から、櫓は馬場先端の堀切に面した場所、三の丸・鴉丸の尾根先にもあったと考えられている。

総石垣部分と土造り部分のうち、石垣部分の多くは池田氏の改修時に構築され、土造り部分は戦国時代から宇喜多期の遺構が残された部分と考えられる。土造りの場所は、鴉丸およびその北側の堀切、馬場周辺の曲輪や南側の二重堀切、大坂丸などの周辺部に見られる。池田期の改修部分は、天守丸石垣を除く本丸・二の丸・三の丸の範囲と石垣、本城の中心曲輪群の大部分が該当する（図3-10）。

西山麓には、池田期に御殿屋敷を構え、家臣を住ませた一帯が広がる。西側は佐用川・庵川を天然の堀として守り、山城と登城道でつながる中心部には大手柵形虎口を構え、南北は南石塁と北石塁により防御が固められている。

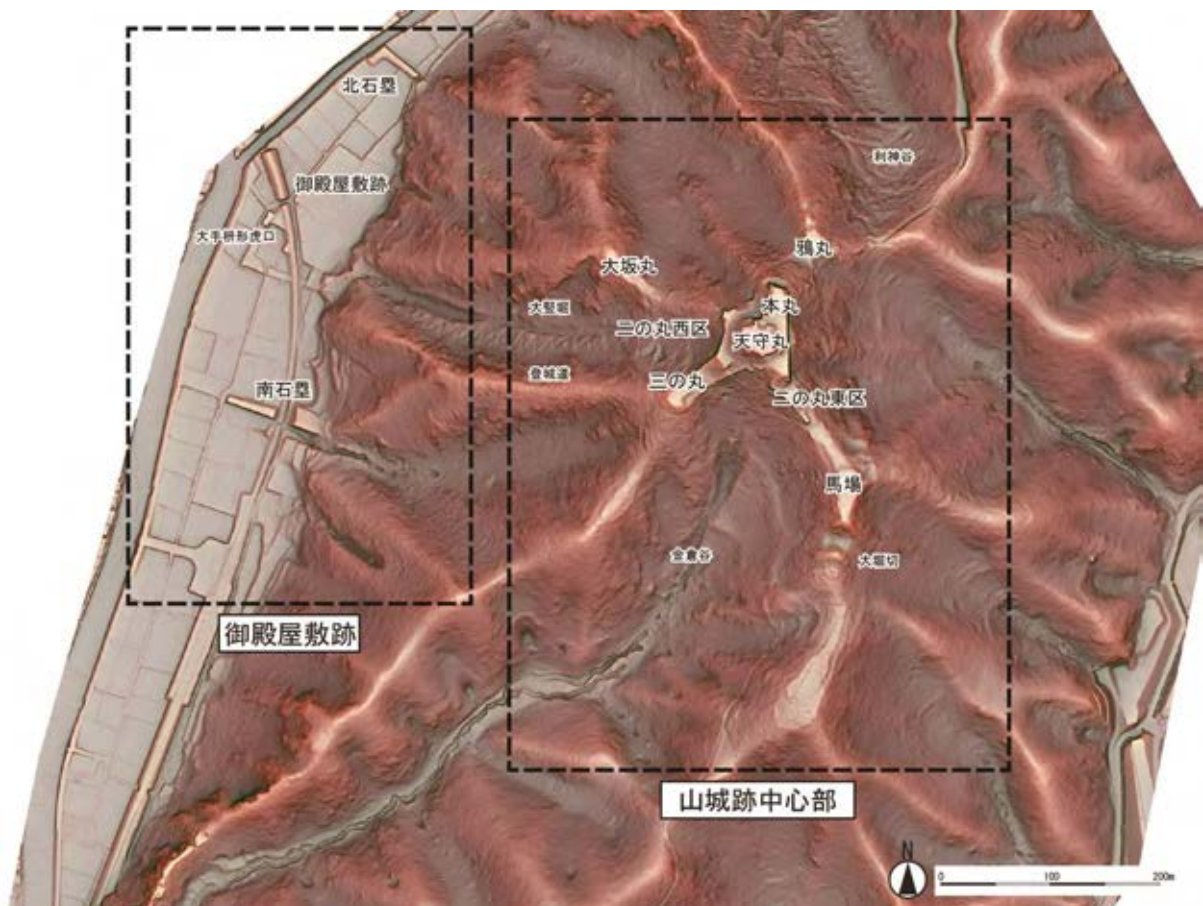


図 3-10 利神城の縄張り  
※平成 27 年度（2015）航空レーザー計測による赤色立体図

### ①山城

標高 373m の山頂を中心に、南北 350m、東西 200m の範囲に曲輪が配置される。曲輪は山頂の天守丸を中心に南東の馬場へ伸びる尾根、南西の三の丸へ伸びる尾根、北側の鴉丸の尾根の 3 本の尾根筋を中心とし、天守丸西北斜面を下って派生する大坂丸への尾根などに配置される(図 3-11)。

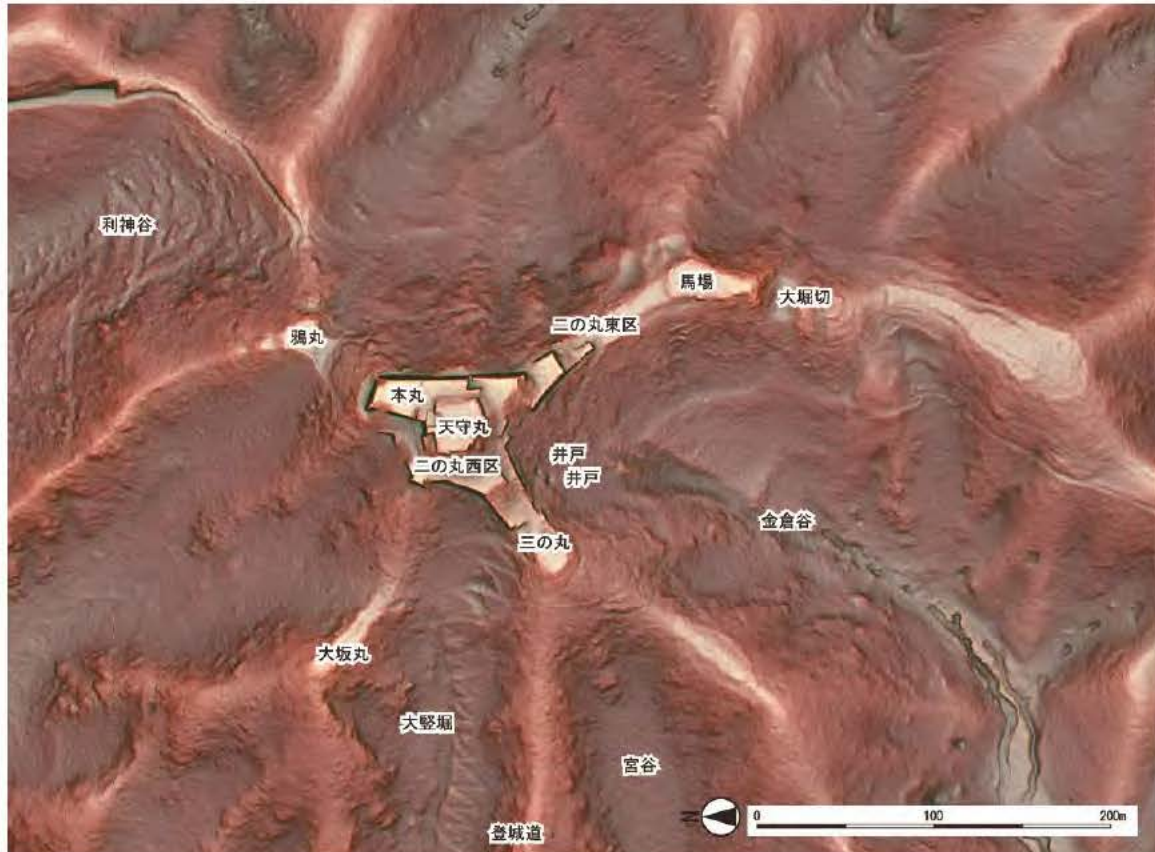


図 3-11 山城跡  
※平成 27 年度 (2015) 航空レーザー計測による赤色立体図



写 3-6 山城跡 北西方向より空撮 平成 13 年 (2001)



写 3-7 主郭部東より空撮 平成 27 年 (2015)

### 【山城跡中心部の主要名称】

#### ア. 天守丸

山城の中心曲輪。南北33.5m、東西27.5mで、広さは約800㎡、形はやや歪な五角形で、北西・南東に小さな張出、北側に虎口を設けている。天守丸曲輪には石垣が積まれているが、東面は現在土の斜面となっている。西面から南面にかけての石垣下は急斜面で、隅角部が一部崩落している。



写 3-8 山城跡 天守丸虎口（北側より）



写 3-9 山城跡 天守丸西石垣（南西より）

### イ. 本丸

天守丸の南・北・東の3方を囲む曲輪である。南北方向に長く造られ、虎口は東・西面に一箇所ずつ設けられている。本丸内部の区画は北側と南側に分けられる。北西隅の石垣は高さ約9mで、山城の中でも高い石垣が築かれている。天守丸の東側は、虎口の間をつなぐ通路状の空間になっていたと推測される。

### ウ. 二の丸東区

上下2段の小規模な曲輪である。広さは上下段とも約250㎡、形はやや台形に近い長方形で、下段には馬場との間に虎口がある。



写 3-10 山城跡 本丸虎口（南側より）



写 3-11 山城跡 主郭部（馬場より）  
手前が二の丸東区石垣

### エ. 二の丸西区

帯状にめぐる曲輪で、広さは約900㎡ある。西側と南西側が張出し、天守丸からは西側は約12m、南西側で約17mの比高がある。石垣の高さは、南西張出部で約9mと山城跡の中でも高い。また、三の丸から二の丸へと上る長大な石垣線は130m以上あり、平福側から見ると、屏風のように連なって見える。

### オ. 三の丸

二の丸西区から南西に伸びる尾根上に造られている曲輪で、広さは約950㎡ある。虎口は三の丸の西側で、北側と南側に設けられている。

三の丸には二の丸から石垣が続き、それぞれの虎口まで大ぶりの石で造られるものの、西先端付近にかけては石垣が見られない。



写 3-12 山城跡 二の丸より三の丸北側を望む



写 3-13 山城跡 三の丸南側虎口

### カ. 馬場

馬場は二の丸東区から南東へ、狭い尾根状の曲輪を渡った先にある。広さは約 760 m<sup>2</sup>あり、西側には高さ 1～2m の張出を持つ石垣を築いている。南～南東にあつては、低い石積みで囲み、北方向では土造りのままで石積みは見られない。



写 3-14 山城跡 二の丸東区より馬場を望む



写 3-15 山城跡 馬場西側石垣

### キ. 大堀切

馬場の南に 2 条掘られている大型の堀で、北側が幅約 20m、深さ約 10m、南側が幅約 5m、深さ約 1.5m ある。

### ク. 井戸

三の丸の南斜面を下った場所に、上下 2 箇所確認されている。この場所は金倉谷と呼ばれる谷斜面にあたり、周囲は急傾斜地である。

### ケ. 鴉丸

鴉丸は、本丸北東の尾根筋にある土造りの曲輪である。東西両側は急斜面に成形し、北側の 1 段下がった所にも小さな曲輪を造り、その先に堀切で、尾根筋を切っている。広さは上下 2 段併せて約 650 m<sup>2</sup>あり、西辺には土塁、中央にはくぼみがある。

### コ. 大坂丸

大坂丸は、天守丸の北西、天守丸の張出、二の丸西区の張出の延長線上の尾根筋にある土造りの曲輪である。周囲を急斜面に近い形で造られている。曲輪の面積は約 600 m<sup>2</sup>あり、内側は段状の場所があるものの、ほとんど自然地形に近い。

### サ. 登城道

御殿屋敷の大手櫓形虎口と三の丸の虎口を繋ぐ登城道が今でも明確に残される。この道はかつて平福の人々が城跡に登る時に使用した道で、昭和初期には小学校の遠足でも使われていたという。

### シ. 大堅堀

登城道の斜面につくられた堅堀は、敵が斜面を横方向に移動するのをはばむ目的で作られた登城道の防御施設と考えられている。

## ②御殿屋敷跡

平福御殿屋敷は利神城の山麓居館で、南北370m、東西110mの規模を持つ。南北を石塁で仕切り、南側は前面に堀を持つ。西側は佐用川・庵川を堀として護岸に石垣を築いて曲輪内を囲んで防御したと考えられる。中央に大きな櫓形虎口があり、その東北に現在では土地の区画のみ残る城主

の屋敷跡が存在する。

平成24年度(2012)の発掘調査では、屋敷に関連する建物・溝・土坑・廃棄土坑や排水用の石組溝が検出されており、城主屋敷周辺には家臣団居住区が広がっていたことがわかった(図3-12)。



図 3-12 御殿屋敷跡  
※平成 27 年度 (2015) 航空レーザー計測による赤色立体図

#### 【御殿屋敷跡の主要名称】

##### ア．城主屋敷

城主屋敷は、南北に細長い形をしており、広さは約9,000㎡ある。これに比定される場所は現在果樹園で、周囲より一段高い。田住家文書の『利神城古図』には、具体的な場所や建物配置はわからないものの、城主の屋敷の施設名が書かれている。

### イ. 北石塁

石塁は山裾から川まで横断して御殿屋敷の北側を仕切る役割を持つ。石塁は全長約78m、幅9m前後、高さ約2m、川からの高さは約5mあり、川に突き当たった後、南に曲がってL字形となっている。石積は外側には見られるが屋敷側には見られない。

### ウ. 大手櫓形虎口

城主屋敷の南に接するように造られた大型の櫓形虎口で、内部は約1,200㎡と広く、周囲を石垣に囲まれた中を二度折れて進んだのち登城口へ至る構造である。櫓形の石垣はその大半が失われているが、北側の一部、広さ約75㎡、高さ約3mの石垣が良く残っている。

### エ. 南石塁

御殿屋敷跡の南側を仕切る石塁である。現在残っている部分で、山裾側が幅19m、川側が約7m、南面石垣の高さは山裾側が約5m、川側が約3.5mある。

石塁の特徴は山裾側が大きく広がった形で、南面(外側)には石積と堀があることである。石塁の石垣は西部が失われているが、東側の石塁から想定すると堀底から約6mもの高さがあったと推測される。

### オ. 堀

南石塁は平成24年(2012)、河川復興工事による発掘調査で南石塁と堀の一部が明らかとなった。堀幅は約13mあり、西と南側にも石垣があることから、絵図に描かれているように、水を湛えた堀であった。西北では、佐用川と庵川が堀に代わる構造として利用されている。



写 3-16 御殿屋敷跡 北石塁(北西から)



写 3-17 南石塁 西から東を望む



写 3-18 御殿屋敷跡 大手櫓形虎口付近



写 3-19 大手櫓形虎口石垣

(3)

## 石垣

### ①石垣の位置

利神城跡の石垣は、利神山山頂部一帯の山城跡と、利神山西麓一帯の御殿屋敷跡に残る。山城跡の石垣は天守丸、本丸、二の丸、三の丸の中心曲輪を区画する石垣と、馬場、鴉丸にも若干の石垣が残る。御殿屋敷跡の石垣は、城主屋敷跡を中心にその南北を囲む石垣と、大手櫓形虎口石垣やその付近の石垣等が残る（付編石垣位置図参照）。

### ②石垣の規模

石垣の延長は、概ね山城跡が 650m、御殿屋敷跡が 350m で総延長約 1,000m である。石垣の面積は、山城跡が 2,580 m<sup>2</sup>、御殿屋敷跡が 770 m<sup>2</sup> で総面積約 3,350 m<sup>2</sup> である。石垣全体で見ると山城跡の石垣は御殿屋敷跡石垣と比べ延長で 2 倍近く、面積では 3 倍以上の規模となっている。

石垣の高さは、平均的に山城跡の石垣が高く、最高高さは本丸北西角の石垣で、約 9m である。

表 3-3 利神城石垣の現存規模

| 石垣の箇所 | 延長<br>(基部/m) | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 石垣面<br>(面) | 平均高さ<br>(中央部/m) |
|-------|--------------|-------------------------|------------|-----------------|
| 山城跡   | 654          | 2,581                   | 97         | 3               |
| 御殿屋敷跡 | 352          | 766                     | 29         | 1.9             |
| 合 計   | 1,006        | 3,347                   | 126        | —               |

### ③石垣の状態

石垣全体としては毀損箇所や変状箇所が多く、山城跡の石垣では下部の法面と共に崩落している箇所や崩落寸前の石垣、大きく孕み出した石垣等が見られる。これらは年々状態が悪化することはもちろん、豪雨や地震等が発生すれば一気に崩落が広がる危険が高い。御殿屋敷跡石垣は、利神山山裾を南北に通る智頭急行鉄道により石垣が分断されている箇所や、農道整備や河川改修等後世の改変により石垣が失われている箇所もある。さらに農道沿いでは大手櫓形虎口や南石塁の石垣に変状が見られ、山側では土砂流出により石垣が崩落している箇所がある。これらは日常的に列車や人が通る場所であり、事故につながる恐れがある。

欠損や変状の原因としては、過去の人為的な行為の他、雨水や石垣面の植物生育等が徐々に影響していると思われる。特に山城跡の大規模な崩落箇所では、豪雨等により石垣下の法面と共に崩落している状況が見られる（第6章2参照）。



写 3-20  
天守丸西 崩落部



写 3-21  
二の丸西 崩落部



写 3-22  
御殿屋敷跡大手櫓形虎口石垣変状

#### ④石垣全体の特徴

石垣全般に見られる特徴をまとめると次のようになる

- ・石垣は、隅角部、築石部、勾配があり、城格石垣としての要素を備えている。
- ・石垣の勾配は箇所により異なるが、反りを持たない矩勾配である。
- ・積み方の差異は、山城跡、御殿屋敷跡で明確に分かれているわけではなく、曲輪や櫓形といった空間や場所により差異が見られる。
- ・石材は粗加工した粗割石、野面石が用いられている。
- ・横目地の通りや石材を方形に加工する意識は弱く、大小の石材が混じる乱積みや、布積み崩しが多く見られる。
- ・石垣の一部石材には、矢穴が確認できる。
- ・石垣に使用されている石材は、大きく分類すると安山岩質凝灰岩（通称西山石）と、流紋岩質凝灰岩（通称東山石）の石質が多く確認できる。

#### ⑤新旧石垣の特徴

利神城跡の石垣は、宇喜多期と池田期の新旧が残存しているが、それぞれの特徴は、宇喜多期の石垣は天正期頃を中心に見られる技術的な特徴をもつ石垣で、池田期の石垣は、発展した算木積みが見られる等、慶長期頃の技術的な特徴を持つ石垣である。但し後述するそれぞれの石垣の特徴から見ても、明確に分類することが出来ない石垣もあるため、石垣構築時期の詳細な区分は、今後の検討課題である（図 3-13, 14）。

##### ア. 「天正期頃の特徴をもつ石垣」の特徴

- ・比較的低い石垣が多い。
- ・使用されている石垣は、通称東山石と呼ばれる流紋岩質凝灰岩が多く使用され、割石か加工された石が多い。
- ・石垣面は比較的平らに揃っており、石と石との隙間が少なく緻密な印象である。
- ・積み方は、比較的横長の石材の使用が多いため、布積み崩し若しくは乱積みが多い。
- ・隅角部の石材は、縦寸法と横寸法（控え長さ）の差が小さい。積み方はこれらの石材を長短交互に積まれているが、隅石の長短の差が小さいために一見重ね積み状に見え、後述する「慶長期頃の特徴を持つ石垣」のような算木積み以前の積み方が見られる。
- ・山城跡の石垣では、天守丸東や南東部（写 3-27, 28）、三の丸南西虎口の一部、馬場の石垣等が該当する。天守丸石垣に関しては、隅角部が<sup>しのぎ</sup>鈍角（鈍角）となっている箇所が多い。



写 3-23 天守丸南東石垣隅角部



写 3-24 天守丸東石垣隅角部

イ. 「慶長期頃の特徴を持つ石垣」の特徴

- ・比較的大規模な石垣である。
- ・使用されている石垣は、通称西山石と呼ばれる安山岩質凝灰岩が多く使用されている。
- ・築石部に使用されている石材の加工度は低く、不揃いで自然な丸みを帯びた大型のものが多  
い。石材と石材の間が開いている分やや雑な積み方に見える箇所もあり、間詰石も多い。石  
垣の表面は平滑では無いが、石材の頂点を結ぶと一定の石垣面を構成している。
- ・積み方は、乱積みの箇所が多い。
- ・隅角部の石材は、直方体状に加工され、縦寸法に対して横寸法（控え）は長く、それらの石材  
を算木状に組み合わせており、完成段階に近い算木積みが見られる。
- ・山城跡の石垣では、本丸、二の丸、三の丸の石垣等、御殿屋敷跡の石垣では南石塁の石垣等  
が該当する（図 3-13, 14）。



写 3-25 本丸南東石垣隅角部



写 3-26 二の丸南東石垣隅角部

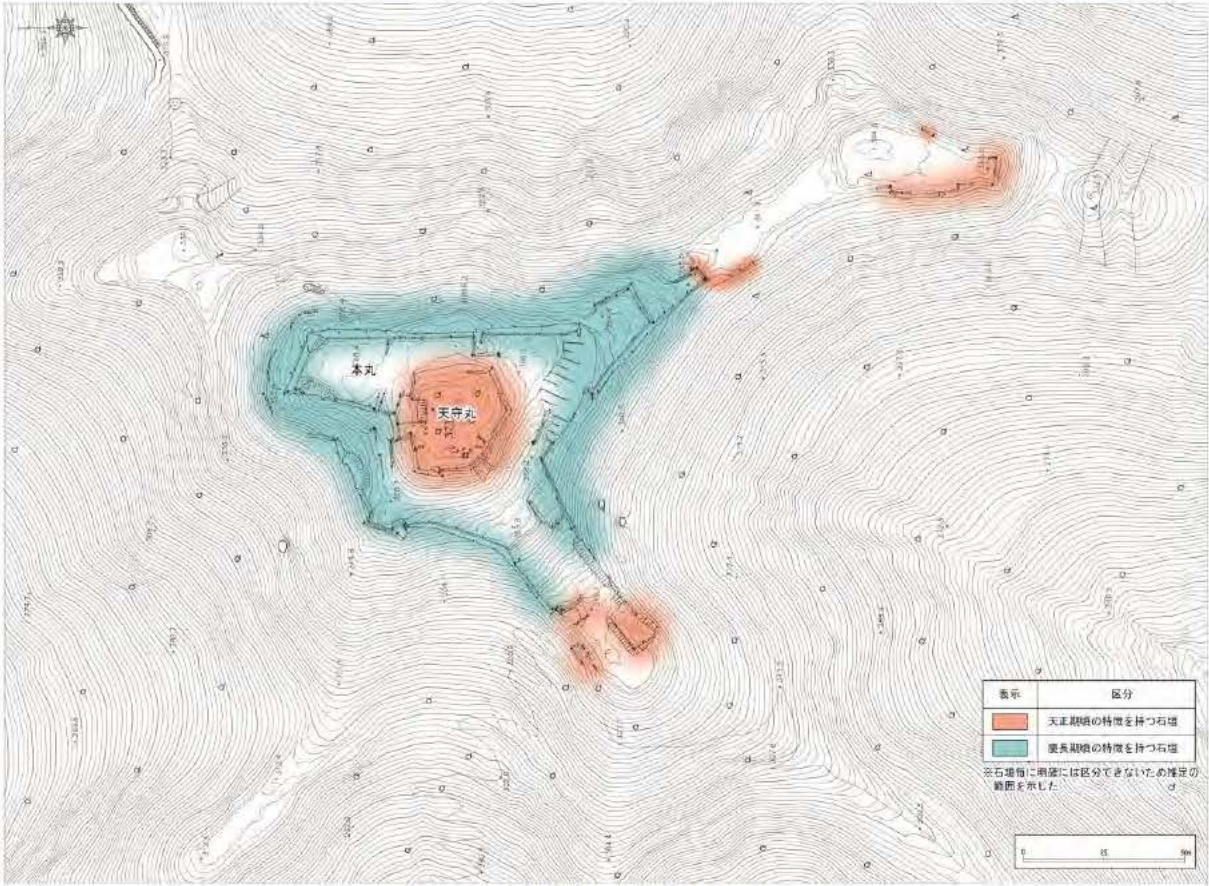


図 3-13 2 時期の石垣区分図（山城中心地区）



図 3-14 2 時期の石垣区分図（御殿屋敷地区）

## ⑥石切場

### ア. 東山石（通称名）

【場所】平福の東、利神山に産する。石切場は登山道の通る尾根上にある。戦後整備された登山道の旧三本松公園付近には今も大型の露岩が見られ、矢穴が点在している。金倉山の谷底には矢穴痕跡を残す石材が確認されるが、石垣の転落石とみられ、東山石の石切場は上記以外明確ではない(図 3-9)。

【特徴】『利神城と平福の町なみ』、『播磨利神城』においては淡黄褐色の水成岩と記載されているが、石垣カルテ作成に伴う石質調査の肉眼判定では流紋岩質凝灰岩と判断された。第2章の地質図を参照すると、安山岩および同質火砕岩（主に両輝石安山岩）の範囲に該当する。



写 3-27 三本松公園跡（東山石石切場付近）



写 3-28  
付近に点在する矢穴石

### イ. 西山石（通称名）

【場所】平福の西側の西山で産する。国道 373 号を挟んだ西側丘陵斜面が産地と考えられ、現在も山の斜面に巨石が連なる。西山南寄りの天満神社の裏側には、大小の石材が露頭状態で散布し、中には長さ 3m～5m の大石があり、割面を残す石材も多く認められる。矢穴痕跡は何か所かで確認されている。この周辺には割面を持つ石材が散在しており、地元では近代にも採石されたと伝わる(図 3-9)。

【特徴】『利神城と平福の町なみ』、『播磨利神城』においては、暗赤褐色の火成岩と記載されているが、石垣カルテ作成に伴う石質調査の肉眼判定では、安山岩質凝灰岩と判断された。第2章の地質図を参照すると安山岩および同質火砕岩の範囲に該当する。城跡の主要な高い石垣には西山石が使用されていることが多く、硬質で割石が多く、間詰石が多く使われている。



写 3-29 社叢林の中に点在する石材（西山石）



写 3-30 石材の矢穴

#### (4) その他遺構

##### ①別所構跡

中世の山麓居館「別所構跡」は現在の口長谷集落の西端、南北に走る旧因幡街道に面し、西流する長谷川が佐用川に合流する北岸の平坦な台地にある。館跡の規模は南北約95m、東西約75mで、平面は北側が狭くなる三角形を呈する。平成4年(1992)に一部発掘調査が行われた。この調査で土塁は基底部幅約8m、高さ約1m、長さ約80m以上がかつては残存していた。これに伴う堀幅も約6mであることが確認されている。さらに10棟の掘立柱建物をはじめとした数多くの遺構・遺物が確認された。調査では16世紀前半頃にはすでに建物群があり、その後16世紀後半になって土塁が築かれるなど、居館を再整備し、防御機能を強化したことがわかっている。現状は小学校への通学道路新設や県道拡幅による開発によって、旧状は部分的に損なわれている。



写 3-31 別所構跡 発掘調査時



写 3-32 別所構跡 北から



写 3-33 別所構跡の土塁 南東から



写 3-34 別所構跡の土塁 南東から

##### ②城下

利神城古図(図 3-8)では、御殿屋敷南側の広い範囲が中下級武士の居住地と想定される遺構地で、河川工事に伴う発掘調査の調査対象となった。護岸工事によって削平される範囲の内、南北約 300m ついて調査が行われた。

調査の結果、広い範囲で城下に関連する遺構が検出された。遺構には掘立柱建物・礎石建物・土坑・溝などがある。検出された建物群は掘立柱建物が中心で、一部に礎石建物も見つかっている。建物は場所によっては稠密に検出された地点もあることから、建て替えが行われるなど、一定期間の存続が推定される。

城下町南側には備前焼花生や唐津焼製品等茶陶関わる遺物の出土と礎石建物が検出されていることから、有力商人が居住した可能性がある。また、鋳物関連の遺物からは南端に鋳物師等の職人が居た可能性が指摘できる。これらの状況から城下南端には、武家地以外の屋敷があった可能性が高い。

#### (5) 遺物

##### ①山城跡の瓦

山城跡では発掘調査は実施されていないが、表採資料は瓦を中心に多数採集されている。特徴的なものは、鯰瓦（伝・利神城跡出土：幅 27cm、奥行 63cm、現存高 60cm）、鬼瓦で、法螺貝の貝紋鬼瓦は池田家の縁起に関わる文様である。

なお別所構跡の瓦廃棄土坑からは、池田氏の家紋である揚羽蝶紋の鬼瓦が出土している。



写 3-35 伝・利神城跡出土鯰瓦  
ヒレは天守丸下斜面から出土



写 3-36 利神城跡出土貝紋鬼瓦(天守丸下斜面)

##### ②御殿屋敷跡の陶磁器・瓦

平福御殿屋敷跡の発掘調査では多くの陶磁器や瓦が出土した。出土遺物は概ね17世紀前半のもので、瀬戸焼の茶陶・備前焼・唐津焼・初期伊万里など多彩なものが含まれる。陶磁器の内、備前焼花生は底部に鬲の足が付き、拡張した口縁部を持つ。他に類例を見ない器形である。

瓦にはいくつかのタイプがあるが、主体を占めるものは山城と共通するものである。さらに前出の通り石垣技法も共通する点が見られることから、慶長期の山城の再築と同時に平福御殿屋敷も一体的に築かれたものと考えられる。

#### 【参考文献】

- ・橘川真一・角田誠『新版 ひょうごの城』神戸新聞総合出版センター 2011
- ・佐用町利神城跡等調査委員会・兵庫県佐用町教育委員会『利神城跡等調査報告書』佐用町教育委員会 2017
- ・佐用町教育委員会事務局教育課『国指定史跡 利神城跡』佐用町教育委員会 2017
- ・播磨学研究所『家康と播磨の藩主』神戸新聞総合出版センター 2017
- ・兵庫県立考古博物館『特別展示図録No.22 兵庫山城探訪』兵庫県立考古博物館 2018
- ・佐用町『佐用町史 上巻』1975『佐用町史 中巻』1980 佐用町史編さん委員会
- ・乗岡実「利神城の瓦」『ひょうご考古 第8号』兵庫考古研究会 2001

## 第4章 利神城跡周辺地域（平福と口長谷）の概要

### 1. 集落の変遷

#### （1）古代～中世

古代、西播磨には、山陽道大路の草上駅（姫路市）または大市駅（同市）で分かれた美作小路が、佐用を通過して美作国府に向かつてのび、さらに佐用で北に分岐した道は因幡と播磨を結ぶ主要路として発達していた。

中世、南北朝期には、長期にわたる恒常的な戦争状態により、各地に数多くの山城が築かれた。利神城が築かれたと伝わる翌年、観応元年(1350)には、北朝側が足利尊氏党と直義党に分裂し、観応の擾乱がはじまる。両派の争いの中心となったのが、山陽の細川・赤松氏(尊氏党)と直義の養子直冬を奉じる山陰の山名氏であった。山名・赤松両氏は播磨・美作・但馬をめぐる戦い続ける。以後、明德の乱、応永の乱、嘉吉の乱、応仁の乱と秀吉の征西をうけるまで、約2世紀の間、抗争を繰り返す。因幡街道に近接する別所構と詰城(利神城)は軍事・経済上、重要な場所であった。

#### （2）集落のなりたち

江戸時代以前の平福周辺の中心地は、別所構跡の存在する「古殿町」と呼ばれる口長谷周辺であった。

平福の地名は、江戸時代初期には「田住村」と呼ばれていた。農村であった田住村が城下町、在郷町へ変わっていくのは、池田氏が入ってきた頃からとなる。慶長6年(1601)以降、佐用川東岸の城主・武家屋敷などと共に、西岸には本町・裏町・鉄砲町などの城下町が整備され、農村である田住村の中に、現在のまちの基礎となる平福町が生まれた。

松平(松井)氏時代、正保4年(1647)までには、旧鉄砲町の場所に南新町ができ、寛文5年(1665)までに、本町の北側に屋敷地が増え、北新町ができ、『利神城古図』(図3-8)に見られるような、因幡街道筋の宿場町・平福に発展する。

#### （3）城下町から宿場町へ

寛永8年(1631)佐用郡は隣接する宍粟郡山崎藩主池田輝澄領に加えられ、平福は城下町から在郷町としての宿場へ姿を変えていく。

寛永17年(1640)、山崎藩池田氏が家中騒動により改易されると、同藩主は泉州岸和田の領主、松平(松井)康映となる。康映は佐用郡のうち、平福5千石を甥の康朗、長谷3千石を弟の康命、佐用2千石を弟の康紀に与え、これらは旗本領となる。平福では領主が江戸にいるため、田住氏が代官として勤めていた。天保7年(1836)、出石藩の家中騒動(仙石騒動)に巻き込まれて、一旦天領となるが、文久3年(1863)、11代康直の時、半分の2千5百石が戻され明治まで続く。

在郷町へと転換した平福は、鳥取藩の本陣を置く宿場町となった。近世初期、慶長末期から元和頃までの街道をみると、西播磨には、山陽道から分かれて、飾西、髯崎、千本、三日月、佐用、土居を経て、勝間田、津山へと向かう作州街道と、この街道の三日月から平福、大原、智頭、を結び鳥取に至る因幡街道のあったことが知られている。

#### （4）明治以降の平福

平福郷土館に収蔵されている播磨国佐用郡平福村地図（図4-1）を見ると、町は江戸時代の様子を色濃く残している。屋敷の配置と道の折れ曲がりや食い違い、街道入口の土塁や水路など、その特徴がよくわかる。特に、御殿屋敷部分では南北石塁や枳形など廃城後240年たった後も利神城古図と同じような姿が残っていたことがわかる。

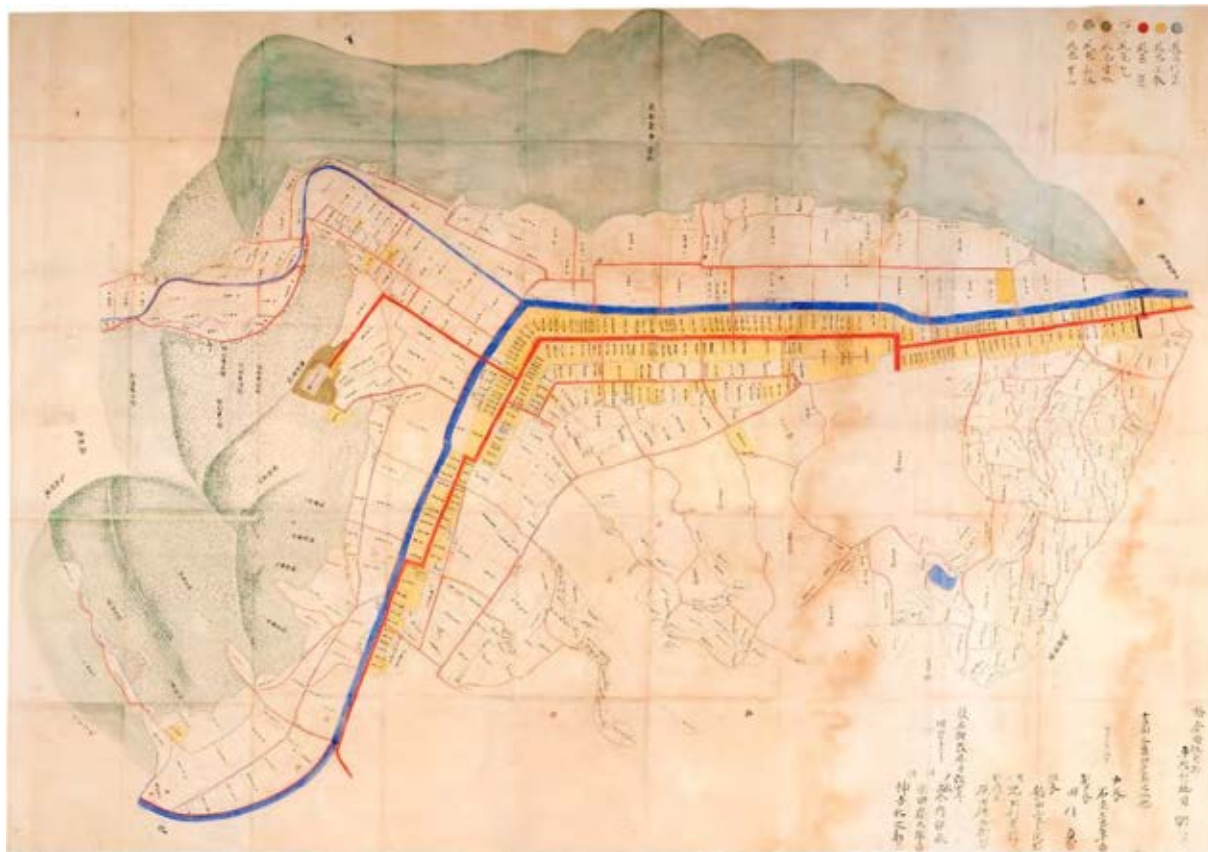


図4-1 播磨国佐用郡平福村地図 明治6年(1873) (平福郷土館蔵) 200 cm × 260 cm

上郡に「播美自動車株式会社」が設立されたのは大正8年(1919)で、上郡から久崎・上月を経て岡山林野へ至る線と、上月から佐用・平福を経て岡山県大原に至る線が開通して乗合自動車ができる。平福・佐用・上月などに待合所ができ、一日数回上郡まで往復した。平福には当時、旧本陣神吉氏別邸の向かいに乗合自動車の待合所があった。城下町の名残であった因幡街道の折れ曲がりや、自動車の通行のために緩やかなカーブへと改修された。

平福の変化を決定づけたのは、昭和10年(1935)、姫路・津山間を結ぶ姫津線の開通だった。この鉄道は平福を南に4kmほどはずれて通過したため、宿場町であった平福の人と物資の集積地としての機能を急速に失わせた。御殿屋敷地区の大手門脇の部分は、この前後に消失したようである。

### （５）現代

昭和41年(1966)には、智頭急行線が計画・着工され10余年工事は進んだ。この智頭急行線の鉄道建設によって御殿屋敷地区の遺構の中心部が分断された。鉄道建設は、国鉄経営再建のあおりで突如中止を余儀なくされ、ようやく昭和61年(1986)に、鳥取・岡山・兵庫3県と関係12市町村を主体に、民間や関係団体の支援を得て智頭鉄道株式会社が設立された。開業はさらに遅れること平成6年(1994)となり、計画から開業まで実に30年を経た。



写4-1 平福地区航空写真（昭和60年頃）

その間に平福では、昭和51年10月に平福郷土館が開館した。また、昭和58年(1983)に財団法人観光資源保護財団が『利神城と平福の町なみ』を発行した。この調査報告書には、城跡、御殿屋敷の整備について、住民と専門家が協力して調査と整備事業を進める体制を充実させる必要性が説かれている。また当時の保存整備項目に、樹木伐採と植樹制限、石垣の修復、登山道の整備、施設整備、歩いて登ることの重要性、御殿屋敷跡と別所構跡も含めた史跡整備の方向性が記されている。平福の歴史的景観が評価され、地域住民による史跡やまちなみの保存・継承に関わる活動が活発であった様子が詳しく書かれている。

当時の利神山は、地元住民らによって尾根道が登山道として整備され、来訪者も歩いて利神山に登ることができ、石垣を有する城郭を間近に見学することができた。当時の『佐用行楽マップ』の宿場町平福の紹介を見ると、「町内の観光の目玉は利神城跡と宿場町で全国的に知られている平福であり、カメラやスケッチブックなどを手にした観光客が、連日のように歴史とロマンを求めて訪れている。（～中略～）郷土人形やかかわらせんべい、絵はがきがお土産として地元で販売されている。」と、昭和58年の『広報さよう』に書かれている。

昭和59年(1984)には、座談会「町並み保存運動と観光地づくり」が当時オープンしたばかりの無料休憩所、利神会館で開かれている。出席者は、佐用町長、観光協会会長、佐用町立平福郷土館館長、歴史的環境保存審議会、平福文化と観光の会、ボランティアグループ、神戸新聞佐用支局長等、各界各層の人々によって話し合いが持たれた。活動のきっかけは、昭和49年(1974)、災害による河川復旧工事の際に、兵庫県土木部との話し合いの結果、河川護岸の一部は改修されたものの現状が保存されたことだった。このような背景から、昭和58年(1983)制定の佐用町歴史的環境保存条例により、官民一体でまちなみ保存への取組みが始まった。

昭和61(1986)年、佐用町によって刊行された『平福 伝統的建造物群保存対策調査報告書』では、平福の人々によって作られたまちなみが、周辺環境を含めて全国的に高い独自性と価値を持ち、地域で保存に取り組んできた実績を称えつつ、智頭線の運行を目前にして、早急な対策が望まれることを課題に挙げている。

昭和から平成に入り、平成6年(1994)に佐用町立の長谷小学校、石井小学校、平福小学校、海内小学校が統合され、利神山の南西麓に利神小学校が開校した。小学校開校に伴い別所構跡に通学路が建設された。

まちなみ保存は住民と行政の協働によって脈々と継承され、平成18年(2006)に南新町の連続した3軒の住宅が県の景観形成重要建造物に指定された。さらに、平成23年(2011)には平福が、兵

庫県歴史的景観形成地区に指定され、同年、県登録有形文化財候補物件調査により平福地内の110件の建造物を登録文化財の候補にあげている。平成24年(2012)、平福が県の重点文化財活用地区に設定され、平成26年(2014)には、このうち旧瓜生原家住宅（5棟）が県登録文化財に登録された。

現在、瓜生原恒男家住宅が、「お休み処瓜生原」として活用されており、指定管理者は平福地区の任意団体である「平福文化と観光の会」が担い、同じく任意団体の「ぐるーぷふくちゃん」が実働スタッフとして、来訪者をもてなしている。現在平福のまちなみの中には、古民家や町家を改修して、地域活性化のための利活用を図る施設が複数存在する。地域の任意団体や個人など、運営方法は様々であるが、利神城と共に受け継がれてきた平福の歴史的まちなみを活かして、継承して行こうという取り組みが多く実践されている。

近世から近代、現代と時代は移り変わったが、因幡街道は現在も平福のまちなみの基軸となっている。

因幡街道に並行して走る国道373号沿いには、道の駅「宿場町ひらふく」があり、地域の特産品販売の他、レストランでの食事、テイクアウトできる商品がある。利神城跡が平成29年(2017)の国史跡指定を受けたことに因み、一番の集客施設である道の駅に隣接して「利神城跡ビュースポット」と名付けられた展望台が整備された。



写4-2 佐用川に面した川端風景  
平福の町家の特色をそなえた建造物で、兵庫県の景観形成重要建造物に選定されている



写4-3 道の駅「宿場町ひらふく」



写4-4 郷土館 牢屋敷跡  
郷土出身の中井清氏の芳志により昭和51年(1976)開館。利神城ゆかりの品、宿場町商家の道具や民具を展示している



写4-5 智頭急行「平福駅」  
平成6年(1994)完成。平福の歴史的景観に配慮したデザインで、第4回近畿の駅百選に選定された



写 4-6 提灯櫓  
平成 5 年（1993）に完成



写 4-7 「平福宿の散策」  
宿場町平福散策ガイドツアー



写 4-8 道の駅 展望台



写 4-9 まちなみから望む利神城

## 2. まちなみの特徴

平福の景観の特徴は、街道に面した町家の意匠、川面に面した土蔵・川座敷、町中を走る水路や街道から延びる小路にある。

### （1）因幡街道沿いの建物

国境に近いこともあり、播州系と作州系の混在した要素が見られる。現在残る町家は江戸時代末頃から大正時代のもので、通りに面した表側は平入りの主屋で二階に居室のないツシ二階、二階に天井の低い居室を持つ中二階、高二階などがみられる。川面に面した敷地奥には、土蔵や川門、川座敷があり、これらの建物群が平福のまちなみを特徴づける景観となっている。

屋根は棧瓦葺きが多く、越屋根がつくこともある。二階部分にナマコ壁、庇裏の塗り込め、袖卯建を持つものは作州系の特徴で、窓には虫籠窓、格子窓がある。一階部分は、かつてはブッチョウと呼ぶ上下に開く蔀戸と出入口の大戸や揚げ戸であったが、現在は、格子窓や引き違い戸の出入口に変化している。



写 4-10 町屋の意匠  
『国指定史跡 利神城跡』  
2017 より抜粋

## （2）水路

城下町の段階で、水路が計画的に造られており、この時には本町と裏町の表通に沿って、上水路を通し、両町が接する裏側の境に排水路を通す、いわゆる「背割排水」となっている。現在は、上・排水が混じっているところもあるが、農業用水や防火用水として利用されており、所どころ残る洗い場は、往時のまちなみの風情を今に伝える。



写 4-11 町の水路

## （3）歴史文化遺産

かつて中世利神城の居館が立地した口長谷、近世利神城の城下町であった平福には、様々な時代の歴史文化遺産が存在する。

### ①因幡街道沿いの歴史文化遺産



写 4-12 六地藏

江戸時代、罪人処刑場であった場所で、享保14年（1729）4月24日の年号が刻まれる



写 4-13 陣屋門 代官所跡

代官陣屋の表門として文久3年（1863）に建てられ、元治元年（1864）製の鬼瓦が残る。町指定文化財



写 4-14 本陣跡 御旅所

鳥取池田藩の本陣跡。中溝を隔て700坪余りだったと言われる。現在は一部が金毘羅神社の敷地になるほか、一角に老松が残る



写 4-15 本陣神吉氏別邸跡庭園

池泉観賞式庭園。作庭は三日月藩陣屋庭園と同じ頃の元禄時代と考えられている



写 4-16 田住屋敷跡

参勤交代で大名行列も槍を倒さなければ通れなかったという松があった場所。大正 15 年 (1926) の佐用郡誌に掲載されている



写 4-17 阿難堂

地域や旅人の無事安泰を祈願する霊場で、本堂は明治 43 年 (1910) に合併分離が行われた延吉村内に御堂が合祀された

## ②社寺



写 4-18 天満神社

菅原道真を祀る。詳しい由緒は不明だが、夏と秋に祭礼が行われる。社殿背後に矢穴のある石が見られ、西山石の石切場があったと考えられる



写 4-19 金刀比羅神社

海上の守護神である金毘羅が、なぜ平福の地に祀られているかは不明。夏祭りと秋祭りが行われている



写 4-20 光勝寺

佐用町宗行にあった天台宗寺院を移したものの。寺の門は利神城の門を移築したと伝わる



写 4-21 正覚寺

応永年間 (1400 年頃) に正蓮社円誉上人が庵村に創立。別所日向守の懇請により永禄 10 年 (1567) に平福に移し寺号を改めた



写 4-22 了清寺

享保 18 年(1733) 福原城にあった守護寺を移転・再興したもの



写 4-23 教岸寺

寛文 5 年(1655)開創。明治 6 年(1873)、本堂が利神小学校として使われ、平福の学校教育が始まった



写 4-24 素盞鳴神社

寛永 17 年(1640)、村内荒神社を合祀し、社殿創建。7 月に夏祭・祇園祭、10 月秋祭り、12 月大祓祭が行われる



写4-25 光明寺

養老 3 年(719)行基菩薩が開創した播磨六地藏の一つ。西日本播磨美作七福神霊場の一つとしても親しまれている。境内からまちなみが一望できる

### ③伝承地

佐用川にかかる金倉橋のたもとには、宮本武蔵初決闘の地がある。幼少期を平福で過ごした宮本武蔵の伝承地は、歴史小説などでも親しまれ、来訪者になじみ深いテーマとなっている。

平福地区に隣接する長谷地区は、旧因幡街道沿いに形成された集落で、古くから姫路と鳥取・出雲を往来する人々があつた。現在の平福地区は、城下町として整備される前は田住村と呼ばれる農村で、当時の中心地は、別所構の存在する「古殿町」と呼ばれた口長谷周辺であつた。

口長谷では利神城と関わりのある伝承「お菊伝説」がある。「お菊伝説」は浄瑠璃「播州皿屋敷」と同様のストーリーで、各地に類似の伝承があるが、地域では利神城跡の山城地区の井戸の一つがお菊井戸という説、金倉谷にお菊の幽霊が出るという言い伝え、別所構がお菊伝承の舞台であるという語り継ぎ等、利神城跡を舞台とした複数の伝承が今なお残る。地域では、ジャコウアゲハの幼虫をお菊虫と呼び、その食草であるウマノスズクサはお菊草と呼ばれている。伝承でありながら、お菊の墓は古くから長谷地区に存在し、現在もその佇まいを残している。



写 4-26 宮本武蔵初決闘の地の碑  
慶長元年(1596)、武蔵13歳の時、有馬喜兵衛が立てた高札を見て決闘を挑み一刀のもとに倒したと伝わる。金倉橋の南西にある



写 4-27 お菊の墓  
口長谷にあり、隣の自然石は許婚者三平の墓と伝わる



図 4-2 平福のまちなみマップ『国指定史跡 利神城跡』2017 より改変引用

### 3. 平福の伝統文化 年中行事

平福はその規模に比して寺社の数が多い地区である。このことは平福が文化的に発展した象徴である。平福の年中行事については佐用町史上巻にも紹介されているが、昭和52年(1977)に関西学院大学文学部史学科地理学研究室の学生が、故横山吉雄氏に聞き取り調査したものが論文に詳しくまとめられており、表4-1はそれをもとに作成した。

表4-1 平福の年中行事

|     |           |                        |
|-----|-----------|------------------------|
| 1月  | 若水        |                        |
|     | 四方拝       |                        |
|     | 雑煮        | 祝い膳                    |
|     | 初詣        |                        |
|     | 七草        | 七草粥を食べる                |
|     | 恵比須さん     | 商売繁盛を祈願する              |
|     | 棚卸し       | 正月飾りを撤去する              |
|     | とんど       |                        |
|     | 15日正月     | 一日休む、小豆粥               |
| 2月  | 初大師       | 光明寺に参った                |
|     | 節分        | 豆まき、鰯を供える              |
|     | 初午        | 井谷稲荷神社。子ども相撲           |
| 3月  | 彼岸        |                        |
| 4月  | 雛祭り       |                        |
|     | 卯月八日      | よもぎ団子を食べる              |
| 5月  | 端午の節句     |                        |
|     | 豆煎り朔日     |                        |
| 6月  | 氷の朔日      | 氷餅を焼いて神様に供え食べる         |
|     | 4日        | 柏餅、まぜご飯、焼鯖を食べる         |
|     | 丑の日       | 丑湯(薬湯)をたき、「う」のつくものを食べる |
|     | サノボリ      | 田植えの終わった日、素盞鳴神社で豊作祈願   |
| 7月  | 素盞鳴神社の夏祭り |                        |
|     | 天神様の夏祭り   | 土用の丑                   |
|     | 虫送り       | 農家では松明を作る              |
| 8月  | 七夕        | 家ごとにまつる。井戸替え           |
|     | 13日       | 精霊迎え→御前参り→精霊送り         |
| 9月  | 彼岸        | お薬師さん参り、瑠璃寺へ           |
| 10月 | 秋祭り       | 獅子舞、神輿、屋台等             |
| 11月 | 亥の子       |                        |
| 12月 | オトゴ正月     | 末の子を祝って神を祀る            |
|     | ヨウカマチ     | 豆腐を食べる                 |
|     | 冬至        | 南瓜を食べる                 |
|     | 歳の市       |                        |
|     | 餅つき       |                        |
|     | しめ縄づくり    |                        |
|     | 大祓祭       | 素盞鳴神社                  |
|     | 大晦日       |                        |



写4-28 素盞鳴神社秋祭り 獅子舞



写4-29 亥の子つき (延吉)

### 4. 地域のまちづくり体制

#### (1) 佐用町のまちづくり体制

佐用町では、協働のまちづくりを推進する新しい自治組織として、図4-3のようなまちづくり体制を組織している。

一番大きな括りは、町全体の推進組織「まちづくり推進会議」である。主な役割は、地域や団体を超えた新たな組織づくり、自治基本条例をはじめとする住民自治の仕組みづくり、行政施策に関する検討・提言である。

次に旧町単位の自治組織「まちづくり協議会」、さらに、概ね小学校区単位の自治組織「地域

づくり協議会」があり、主な役割は、地域課題の協議と地域づくり計画の作成、生涯学習活動、地域福祉活動、環境保全、地域活性化などの取り組みとなっている。まちづくり体制の、もっとも身近な自治組織は集落自治会で、住民の生活に一番かわりのある組織である。これまでの役割は、身近な事項の話し合い、生涯学習活動の実施、環境美化、防災、防犯、祭などの各種行事に関すること、さらに一集落自治会で取り組むことが難しいこと、もっと広い地域で実施する方が良いと思われることを「地域づくり協議会」へつなぐ役割も担っている。

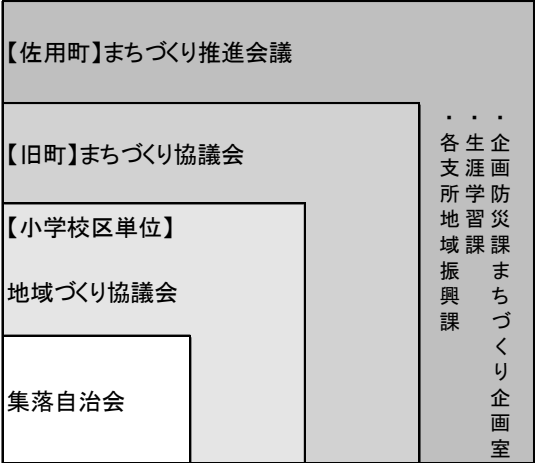


図 4-3 佐用町のまちづくり体制

（２）地域づくり協議会

佐用町内には、概ね小学校区単位に 13 の地域づくり協議会がある。地域づくり協議会では、「自らの地域は自らの力でつくる」をモットーに、地域の課題の協議、地域づくり計画の作成、生涯学習活動、地域福祉活動、環境保全、地域活性化等に取り組んでいる

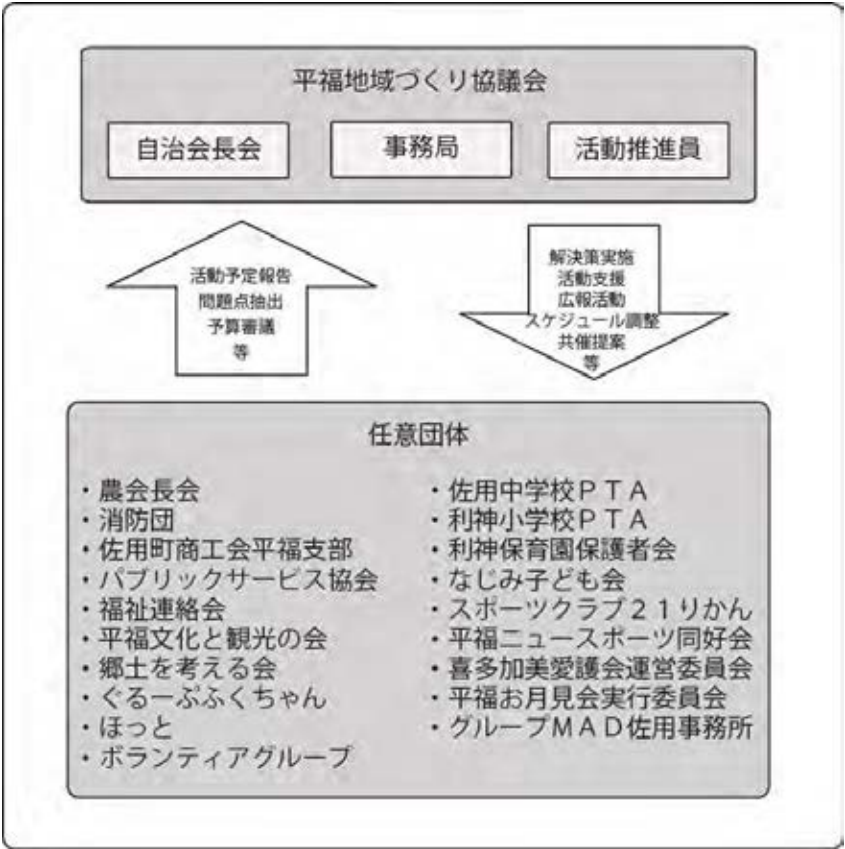


図 4-4 平福地域づくり協議会の組織図

### ①平福地域づくり協議会

平福地域は、平福地区の北新町、上町、中町、下町、南新町の5自治会と、北に接する庵、延吉の計7自治会で構成されている。

組織図は、図4-4のようになっており、現在まちづくり企画室で把握している当協議会の任意団体は19団体となっている。任意団体は、農会長会等、地域の生業と関わりのあるもの、防災や福祉に関わるもの、学校に関わる各種団体、まちづくりに関わるものから、サークル活動や同好会など趣味に関わるものまで、その内容は多岐にわたる。

これまで、地域特性各種団体の特徴を活かし、住民の熱意と話し合いの中で地域活性化に取り組んでいる。「次世代につながる活気ある住みよい町づくり」をスローガンに子どもから高齢者まで、すべての住民が安心して暮らせる、住民主体の活気あるまちづくりを目指している。

### ②長谷地域づくり協議会

長谷地域は、口長谷、宗行、横坂、口金近、奥金近、奥長谷の6自治会からなり、国道373号に沿った地域と2つの谷に広がる地域で構成されている。

長谷地域づくり協議会は、地域内の人々が気軽に集まり、お互いが協力して楽しみながら活動できる場づくりを目指している。子どもから高齢者までが助け合い、励まし合う暖かい人間関係を大切に、地域と協議会が一体となって長谷地区のふるさとづくりに努めている。旧長谷小学校跡地を活用したコミュニティセンター「長谷地域交流センター」（通称：ふれあい長谷）を拠点に、生涯学習、福祉、青少年育成、環境衛生、防災・安全対策、体育レクリエーション及び農産物加工などの諸活動を行っている。

「みんなに親しまれる地域づくり協議会」をスローガンに、ともに生きる心豊かな地域づくりの推進、ふれあいの機会づくりの推進、趣味の会やグループの育成を行っている。

数ある活動の中で、①地域探訪ウォーク ②利神ふれあいキャンプ ③小中学生の地域活動への参加支援 ④民俗資料の活用への協力等が、歴史や文化、次世代への保存継承に関わる具体的事業である。その他、空き家対策、貸し農園、特産品開発等のコミュニティビジネス事業にも取り組み、地域の小中学生との体験交流学习の推進、教育講演会等の開催、鹿処理対策の研究等、研修行事も積極的に開催されている。

※保存管理や活用に関わる地域組織等は付編に記載

### 【参考文献】

- ・財団法人観光資源保護財団（日本ナショナルトラスト）『利神城と平福の町なみ』1984
- ・佐用町『佐用町勢要覧』2008
- ・平福まちづくり会『ひらふく再発見！！』2010
- ・佐用町「広報さよう」第1巻1962～1987 第2巻1987～1997 第3巻1987～1997
- ・関西学院大学文学部史学科地理学研究室『佐用町の地理学的研究』昭和52年（1977）
- ・長谷地域づくり協議会（サイト閲覧 2018年9月15日）

(<http://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=656>)

## 第5章 利神城跡の価値と構成要素

### 1. 利神城跡の価値

史跡利神城跡の歴史的価値は、史跡指定理由の説明文としてまとめられている。

本計画では、追記すべき城郭としての本質的価値と、周辺住民による保存・継承の取り組みや、観光・レクリエーション利用など主に廃城後に形成された価値を検討し、後者を「地域資産としての価値」として捉え、本質的価値とあわせて利神城跡の価値として整理した。

表 5-1 利神城跡の価値

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本質的価値      | <b>近世初頭の石垣を有する山城として、また山城と山麓の居館が一体として残る価値</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>山城や山麓には石垣が残る。近世初頭の池田氏による石垣と、それに先立つ宇喜多氏の時代と推定される石垣残り、石垣の積み方や、使用された石質の違いが石垣構築時代を推定する手掛りになる。</li> <li>急峻で狭い地形的な制約の中で櫓形虎口を持つ特徴的な縄張りを築き、慶長初期の縄張りが良くわかる。</li> <li>山城と山麓居館跡、城下町が一体的に残る。</li> </ul> |
|            | <b>中世城館から近世城郭への変遷、近世大名の支城体制に関わる価値</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>城跡は総石垣と古い土造りの遺構を持ち、中世から近世の城郭構造の変遷を示す。</li> <li>南西山麓に中世居館の別所構跡が、西麓には近世居館の御殿屋敷跡残り、時代による構造変化が遺構として残る。</li> <li>播磨を領した池田輝政が、甥・由之に命じ播磨六支城の一つとして大規模に修築した支城である。</li> </ul>                                |
|            | <b>平福藩と城下町に関わる価値</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐用川をはさんだ西岸に城下町が整備され、後の宿場町の基礎となった。</li> <li>松井松平氏の旗本領として、佐用川西岸に陣屋(代官所)が置かれ、城下町は因幡街道の宿場町としての発展を遂げ幕末に至り、現在も平福のまちなみとして保存されている。</li> <li>廃城後も古城が地域の象徴として認識され続け、往時の遺構が現在に残る。</li> </ul>                                   |
| 地域資産としての価値 | <b>住民による保存継承の取り組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民による多様なまちづくり活動の中で、利神城跡は平福のまちなみや自然環境と共に地域の象徴として現在まで守り受け継がれてきた。</li> </ul>                                                                                                                                          |
|            | <b>城跡の多様な利用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>御殿屋敷跡や山城の一部は耕作地や林業の場として利用されてきた。</li> <li>遠足や花見など身近な観光レクリエーションの場として利用されてきた。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|            | <b>利神城跡を中心とした眺望景観</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利神山頂からは 360 度の眺望が広がり、往時の山城としての眺望が体感できる。</li> <li>山城は雲突城と呼ばれ、現在でも平福のまちなみや因幡街道周辺からの眺望、朝霧の季節に雲上に浮かぶ城跡の姿など印象的な景観が地域の大きな特色となっている。</li> </ul>                                                                            |
|            | <b>地域の歴史文化の証</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝承や年中行事と共に守り伝えられてきた地域の宝である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |

## 2. 利神城跡及び周辺を構成する要素

### (1) 地区区分

利神城跡の価値を踏まえ、史跡指定地だけではなくかつての城下町である平福のまちなみ等史跡に関連する範囲も含め、史跡指定地及び周辺の持つ特性により地区分けを行った。

表 5-2 地区区分表

| 区分               | 地 区      | 空間の特性                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 史跡指定地・今後保護を要する範囲 | 山城中心地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利神城山頂付近で、巧みな縄張りにより主に石垣によって曲輪が構成されている空間</li> <li>・各曲輪の多くには石垣が残り、構築時期により積み方や使用石材の石質が異なる可能性がある</li> <li>・大堅堀、大堀切といった城郭の防御構造や、御殿屋敷跡から続く登城道が残る</li> </ul>                        |
|                  | 山城山林地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山城中心地区を取り囲む地形と山林（自然林、人工林）</li> <li>・瓦などの遺物の他、未確認の山城遺構が残存する可能性もある</li> <li>・東山石切場跡が残存する</li> </ul>                                                                           |
|                  | 御殿屋敷地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近世居館跡一帯で、南北に設けられた石塁の間には城主常屋敷跡をはじめ、登城路へと続く大手櫓形の石垣等が残る</li> <li>・南石塁南側のかつて城下であった範囲も含む</li> <li>・地区には平福駅が立地し、山側では線路による遺構分断がある</li> <li>・佐用川の対岸には旧城下町である平福のまちなみが近接する</li> </ul> |
|                  | 別所構地区    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・御殿屋敷地区に移る前の中世の居館跡で、中世登城路も残存の可能性がある</li> <li>・利神城の成り立ちや中世の構造を知るうえで重要な地区</li> </ul>                                                                                           |
| 関連遺跡地区           | 平福まちなみ地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧城下町で、町割りや水路など往時の関連遺構が残る</li> <li>・御殿屋敷地区と隣接し、宿場町のまちなみが良く残り、道の駅などの拠点が立地する</li> <li>・兵庫県景観ガイドラインにおける佐用町平福地区歴史景観形成地区内の町屋景観形成ゾーン、町屋周辺ゾーン及び佐用川</li> </ul>                       |
|                  | 周辺地区     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県景観ガイドラインにおける佐用町平福地区歴史景観形成地区（山麓景観形成ゾーン）の平福のまちなみ地区以外の部分</li> <li>・近世池田時代の改修に多用された通称西山石の石切場跡が残存する。近年まで石切場として機能していた可能性がある</li> </ul>                                         |
| 周辺部・広域           |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利神城跡と関連する城跡や地域</li> <li>・因幡街道の宿場町</li> </ul>                                                                                                                                |

※東山石、西山石はいずれも通称名

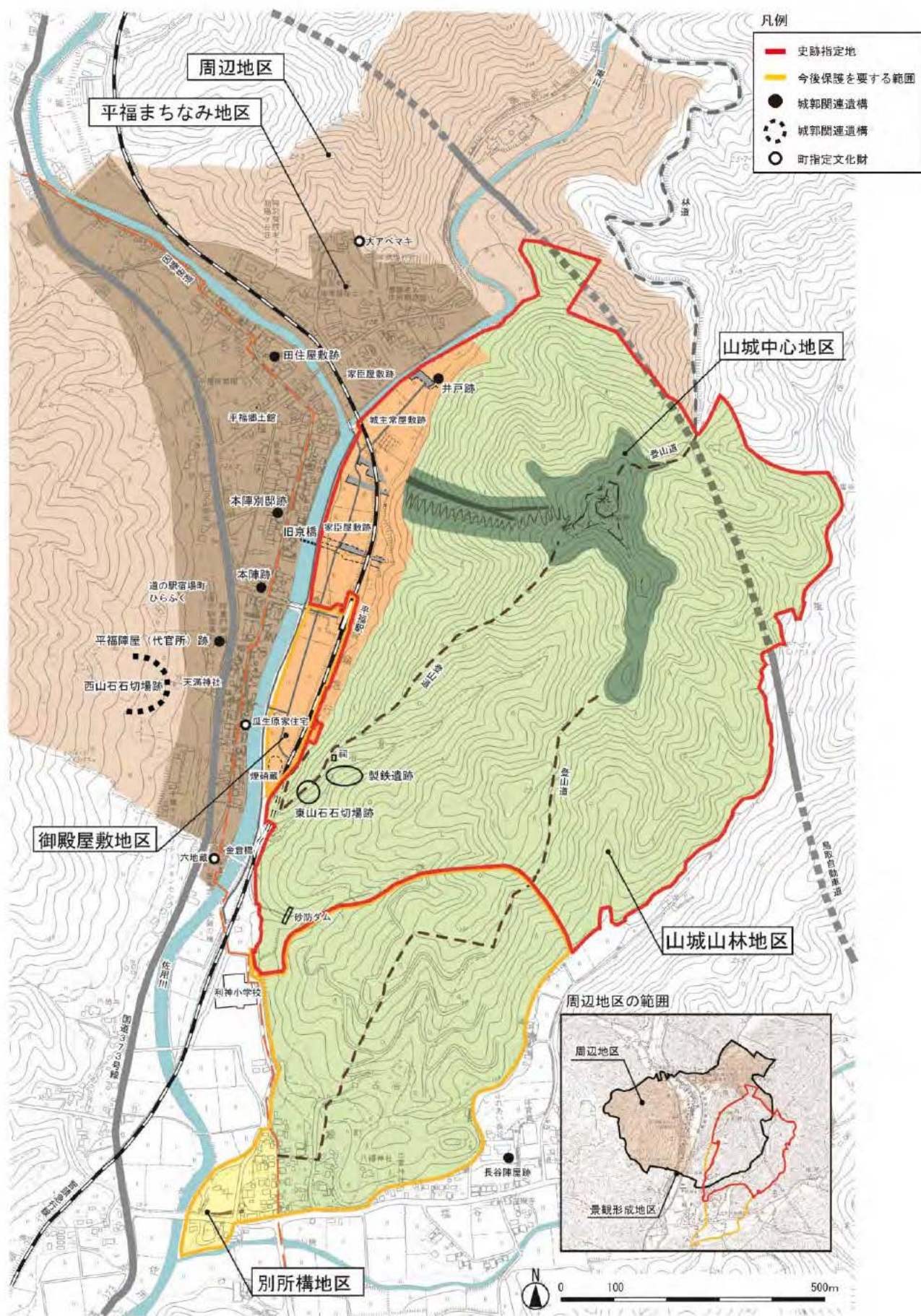


图 5-1 地区区分图

## (2) 構成要素

利神城跡及び周辺を構成する要素を整理するにあたり、「史跡指定地」と「史跡指定地外・今後保護を要する箇所」に分け、それぞれに該当する地区の構成要素を「城郭の価値を構成する要素」と「城郭の保存活用に有益な要素」「価値以外の要素・価値を損なう要素」に分類した。

これらの要素を地区と種別ごとに整理し、一覧表としてとりまとめた。

表 5-3 構成要素の分類表

| 分 類               |                     | 種 別                    | 主な構成要素                                          |
|-------------------|---------------------|------------------------|-------------------------------------------------|
| 史跡指定地             | 城郭の価値を構成する要素        | 地形<br>城郭構造<br>遺構       | 利神山山頂部<br>郭、虎口<br>石垣、井戸跡等                       |
|                   | 城郭の保存活用に有益な要素       | 地域資産<br>管理・活用施設等<br>環境 | 山城や山麓からの眺望<br>登山道<br>植生・生物等                     |
|                   | 価値以外の要素<br>価値を損なう要素 | 景観阻害施設等                | 鉄塔                                              |
|                   |                     | 活用の仕方により価値が生ずるもの       | 鉄道                                              |
| 史跡指定地外・今後保護を要する箇所 | 城郭の価値を構成する要素        | 地形<br>城郭構造<br>遺構<br>遺物 | 佐用川西岸<br>中世居館跡<br>石切場跡                          |
|                   | 城郭の保存活用に有益な要素       | 地域資産<br>管理・活用施設等<br>環境 | 利神城跡への眺望<br>山麓からの眺望<br>便益・案内施設<br>登山道<br>植生・生物等 |
|                   | 価値以外の要素<br>価値を損なう要素 | 景観阻害施設等                | 電柱・電線等                                          |
|                   |                     | 活用方法により価値が生ずるもの        | 道路、鉄道                                           |

表 5-4 各地区の主要構成

| 区<br>分         | 分 類           | 史跡指定地                                    |                       |                                     | 史跡指定地外                          |                           |                                     |                                                            |                           |
|----------------|---------------|------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------|
|                |               | 山城中心地区                                   | 山城山林地区                | 御殿屋敷地区                              | 今後保護を要する箇所                      |                           |                                     | 平福まちなみ地区                                                   | 周辺地区                      |
|                |               |                                          |                       |                                     | 別所構地区                           | 山城山林地区                    | 御殿屋敷地区                              |                                                            |                           |
| 城郭の価値を構成する要素   | 地 形           | 利神山山頂部<br>(標高約 373m)                     | 利神山山腹部                | 利神山山麓部 (西山麓)<br>佐用川東岸<br>(標高約 130m) | 利神山山麓部<br>(南西山麓)                | 利神山山腹部及び<br>山麓部           | 利神山山麓部 (西山麓)<br>佐用川東岸<br>(標高約 130m) | 佐用川西岸平坦地<br>(標高約 130m)<br>佐用川、庵川                           | 山腹<br>丘陵など<br>佐用川、庵川      |
|                | 城郭構造          | 天守丸、本丸、二の丸、<br>三の丸、鴉丸、大坂丸、<br>馬場、大手櫓形虎口  | 平坦地                   | 近世居館跡、家臣屋敷跡<br>大手虎口                 | 中世居館跡                           | 中世城郭構造の可<br>能性            | 城下の一角                               | 町割り                                                        | —                         |
|                | 遺 構           | 石垣、井戸跡<br>大堀切、大塹堀<br>登城道                 | 中世登城道 (推定)<br>東山石石切場跡 | 石垣、井戸跡<br>建物跡、堀跡                    | 土塁、井戸跡、掘立<br>柱建物跡、土坑墓、<br>瓦廃棄土坑 | —                         | 掘立柱建物を中心とし<br>た建物群<br>鋳物師に関連する土坑    | 因幡街道<br>水路 (上水路、排水路)<br>陣屋跡、田住屋敷跡、本陣跡、本陣<br>別邸跡、陣屋 (代官所) 跡 | 西山石石切場跡<br>長谷陣屋跡          |
|                | 遺物等           | 瓦、土器、陶磁器類                                | —                     | 瓦、土器、陶磁器類                           | 土器、瓦                            | —                         | 陶磁器類                                | —                                                          | —                         |
| 城郭の保存活用には有益な要素 | 地域資産          | 各曲輪からの眺望<br>植生、動物                        | 製鉄遺跡、祠<br>植生、動物       | 町並み河川との一体景観<br>山麓からの眺望              | —                               | 登山道からの眺望<br>神社            | 山麓からの眺望<br>町並み河川との一体景<br>観          | 利神城跡を望む眺望<br>河川・町並み景観、伝承地、巨木、<br>神社・寺院、六地藏、古文書、絵図          | 利神城跡を望む眺望                 |
|                | 管理施設<br>活用施設等 | 登山道<br>立入制限ロープ<br>三角点                    | 登山道<br>砂防ダム           | 農道、水路                               | —                               | 登山道                       | 平福駅<br>御殿屋敷跡説明板<br>農道               | 平福郷土館 (トイレ有)<br>道の駅 (駐車場、トイレ・展望台有)<br>案内施設、河川監視カメラ<br>河川護岸 | 林道                        |
|                | 環 境           | 山林、植生、動物<br>岩盤、砂質土                       | 山林、植生、生物<br>岩盤、砂質土    | 農地                                  | 農地、住宅地                          | 植生、動物<br>岩盤、砂質土           | 農地、住宅地                              | 住宅地、街道筋、国道沿い<br>農地                                         | 山林主体                      |
|                | 地域活動          | 歴史、文化、観光、農業の活動に関わる団体による地域活動<br>年中行事、伝統文化 |                       |                                     |                                 |                           |                                     |                                                            |                           |
| 価値以外の要素        | その他<br>施設等    | 鉄塔 (元避雷針)<br>破損した双眼鏡<br>動物 (獣害)          | 破損小屋・ベンチ<br>動物 (獣害)   | 線路<br>耕作放棄地、納屋・倉庫<br>耕作地周辺の獣害対策柵    | 道路、住宅                           | 道路・住宅、分譲地<br>及び付属道路<br>神社 | 道路、住宅、鉄道<br>墓地<br>耕作地周辺の獣害対策<br>柵   | 電柱・電線等景観阻害要素<br>道路、住宅                                      | 電柱・電線等景観阻害<br>要素<br>道路、住宅 |

【主要構成要素】

①山城中心地区の主要構成要素



図 5-2 山城中心地区の主要構成要素及び写真撮影位置図



写5-1 ①林道に続く登山道



写5-2 ②天守丸の鉄塔等



写5-3 ③登山道（南西部）



写5-4  
④南東より天守丸を望む



写5-5 ⑤本丸櫓形虎口石垣



写5-6 ⑥二の丸東区石垣

## ②山城山林地区の主要構成要素

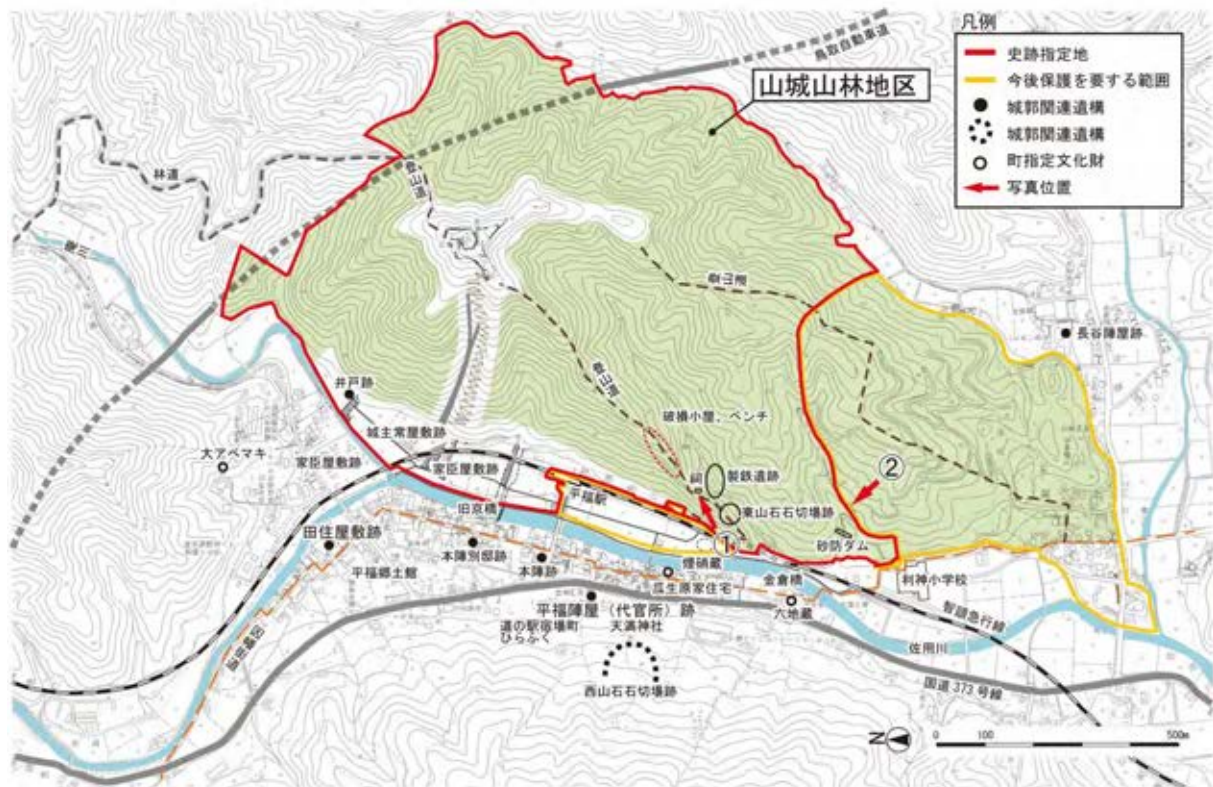


図 5-3 山城山林地区の主要構成要素及び写真撮影位置図



写5-7  
②利神山南西部登山途中の祠



写5-8  
②砂防ダム（平成27年整備）

### ③御殿屋敷地区の主要構成要素

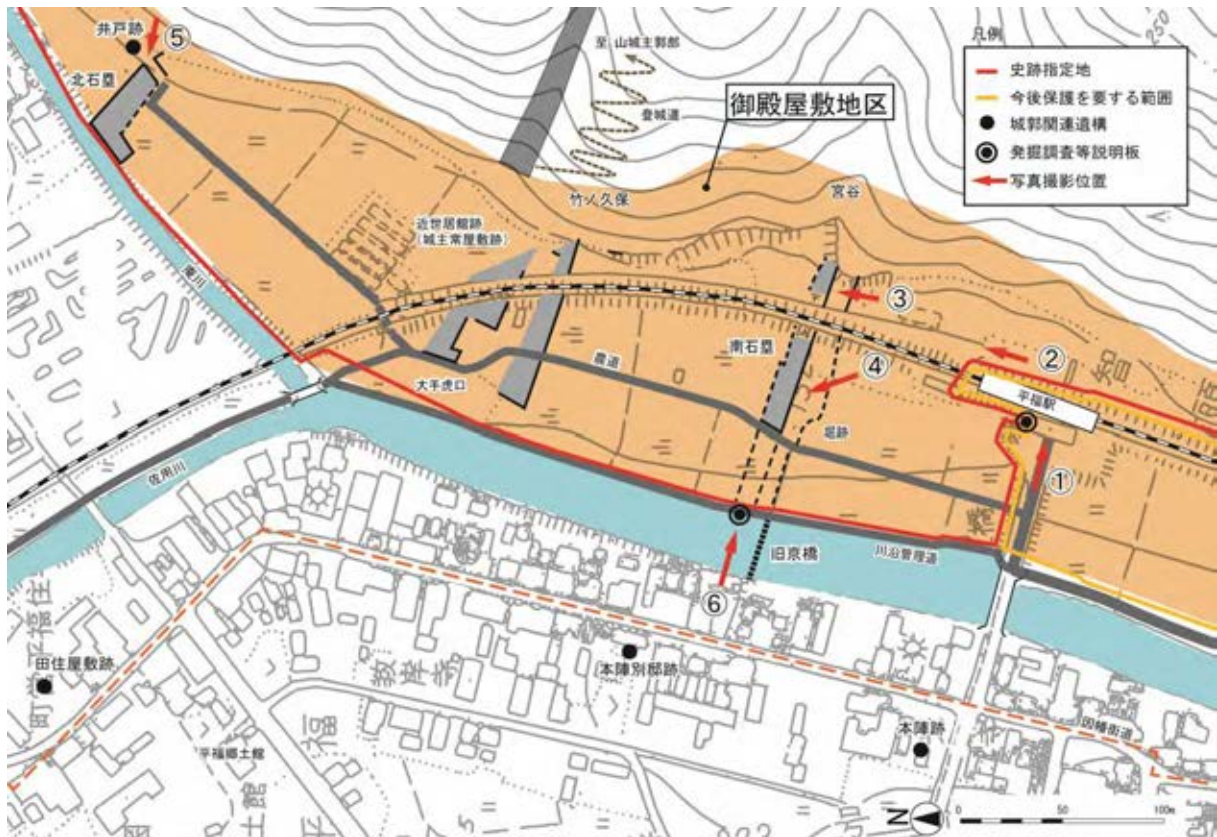


図 5-4 御殿屋敷地区の主要構成要素及び写真撮影位置図



写5-9 ①平福駅



写5-10  
②御殿屋敷跡を分断する線路



写5-11 ③山側の南石塁



写5-12 ④西側の南石塁



写5-13 ⑤北石塁



写5-14 ⑥復元的に整備された護岸

#### ④別所構地区の主要構成要素



写5-17 ①別所構跡 土塁

図 5-5 別所構地区の主要構成要素及び写真撮影位置図

#### ⑤平福まちなみ地区主要構成要素

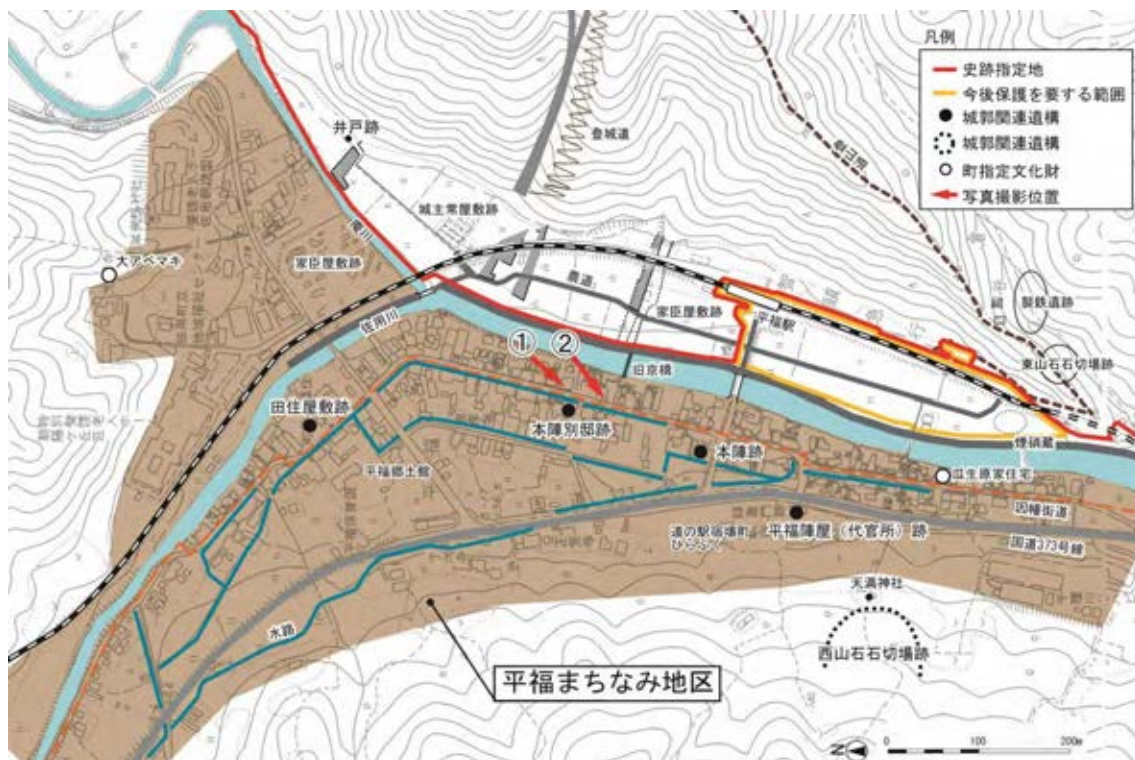


図 5-6 平福まちなみ地区の主要構成要素及び写真撮影位置図



写5-15  
①因幡街道沿いのまちなみ



写5-16 ②宿場町内の水路

⑥周辺部の主要構成要素

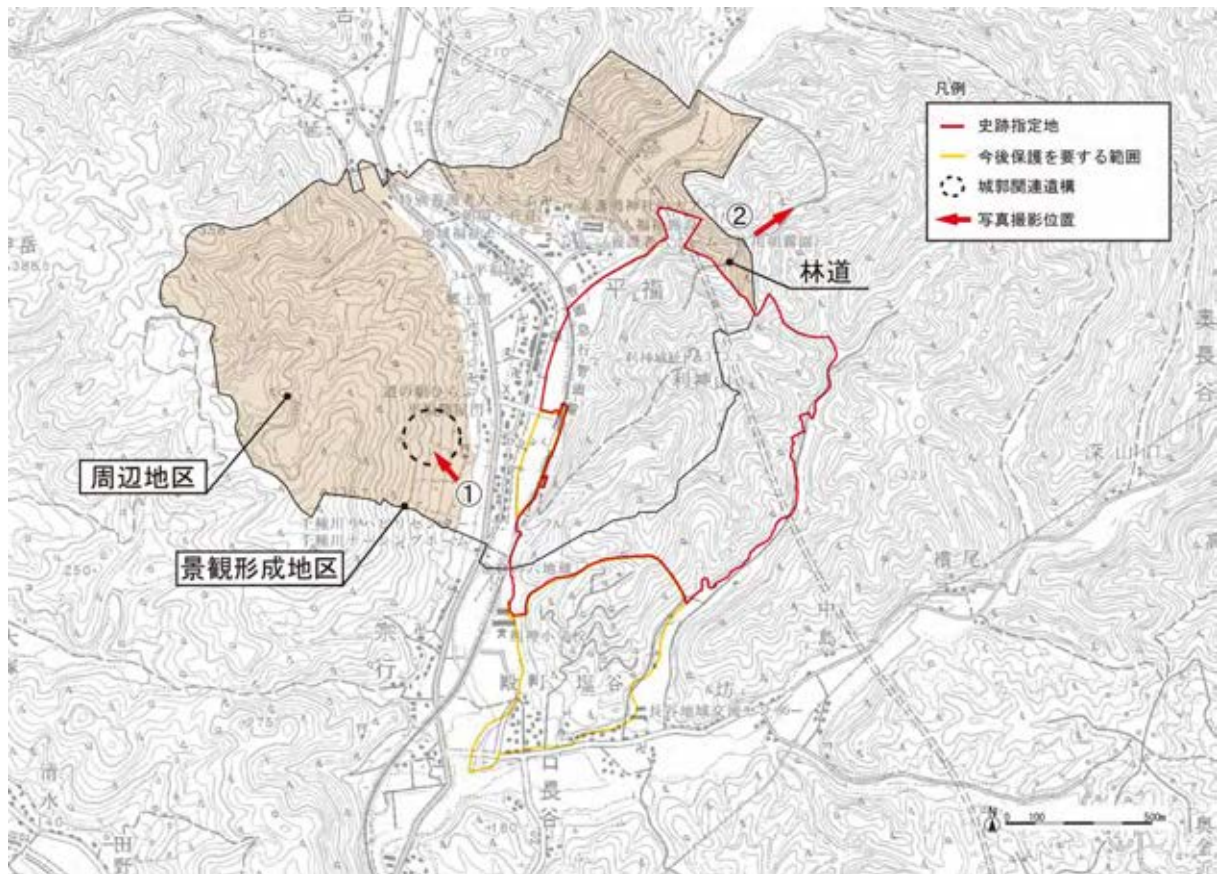


図5-7 周辺地区・周辺部の主要構成要素及び写真撮影位置図



写5-17 ①西山石石切場跡



写5-18 ②林道

# ⑦眺望・景観

利神城跡は雲突城と呼ばれるなど周辺から望む山城の姿が特徴ある景観として親しまれており、朝霧に浮かぶ山城の特徴ある姿は、地域の人々や来訪者にとって魅力あるものとなっている。また、山城中心地区においては天守丸に双眼鏡が設置されており、近年まで山城から周辺への眺望は登城者の魅力的な要素になっていた（現在双眼鏡は壊れて使用できない）。

このように利神城跡の眺望・景観は、周辺からの眺望と、史跡内から周辺への眺望が親しまれてきた。ここではさらに史跡内の眺望を加え、主な視点場からの見え方を把握した。

表 5-5 眺望・景観箇所と主な視点場

| 眺望・景観箇所               | 主な視点場                | 視点場選定理由                                         |
|-----------------------|----------------------|-------------------------------------------------|
| ア．史跡周辺からの眺望（遠景）       | 西はりま天文台              | 山城を望むことができ、朝霧に浮かぶ幻想的な姿も見られる。展望台が設置されている         |
|                       | 旧街道や周辺の城跡            | 佐用市街地から山城付近を遠望できる                               |
|                       | 智頭急行線等               | 智頭急行線の車窓から山城を望むことができる                           |
| イ．史跡周辺からの眺望（近景）       | 因幡街道                 | 鳥取方面から因幡街道を経て平福に向うと、正面に良好に平福のまちと利神城跡を望むことができる   |
|                       | 庵集落付近                | 北側山麓部で最も近く山城中心部が眺望できる                           |
|                       | 郷土館西付近               | 郷土館付近では、登城道付近も含めて山城部分が良好に眺望できる                  |
|                       | 道の駅                  | 多くの来訪者があり、正面に利神城跡を望むことができ、高台には展望台も設置されている       |
|                       | 横坂集落付近               | 佐用町市街地方面から国道 373 号を平福に向かう場合、正面に大きく利神城跡を望むことができる |
| ウ．史跡内から周辺への眺望         | 天守丸<br>※現在立ち入り禁止     | 利神山の山頂で周囲に眺望が開け、かつての山城が持っていた監視機能も体験できる          |
|                       | 南石塁山側上部<br>※現在立ち入り禁止 | 南石塁山側の上部からは佐用川越しに平福のまちなみを眺望することができる             |
|                       | 佐用川東護岸管理道（北部）        | 佐用川東護岸の管理道は散策もできる。櫓形付近からは、かつての登城路と山城が一望できる      |
| エ．史跡内の眺望<br>※現在立ち入り禁止 | 天守丸を望む               | 天守丸を周辺の曲輪から望むことができる                             |
|                       | 二の丸東より馬場を望む          | 二の丸より馬場方面一体を見渡すことができる                           |
|                       | 馬場より三の丸を望む           | 馬場からは二の丸と三の丸の長大な石垣を望むことができる                     |
|                       | 鴉丸より望む               | 鴉丸からは本丸の高い石垣を望むことができる                           |

ア. 史跡周辺からの眺望（遠景）

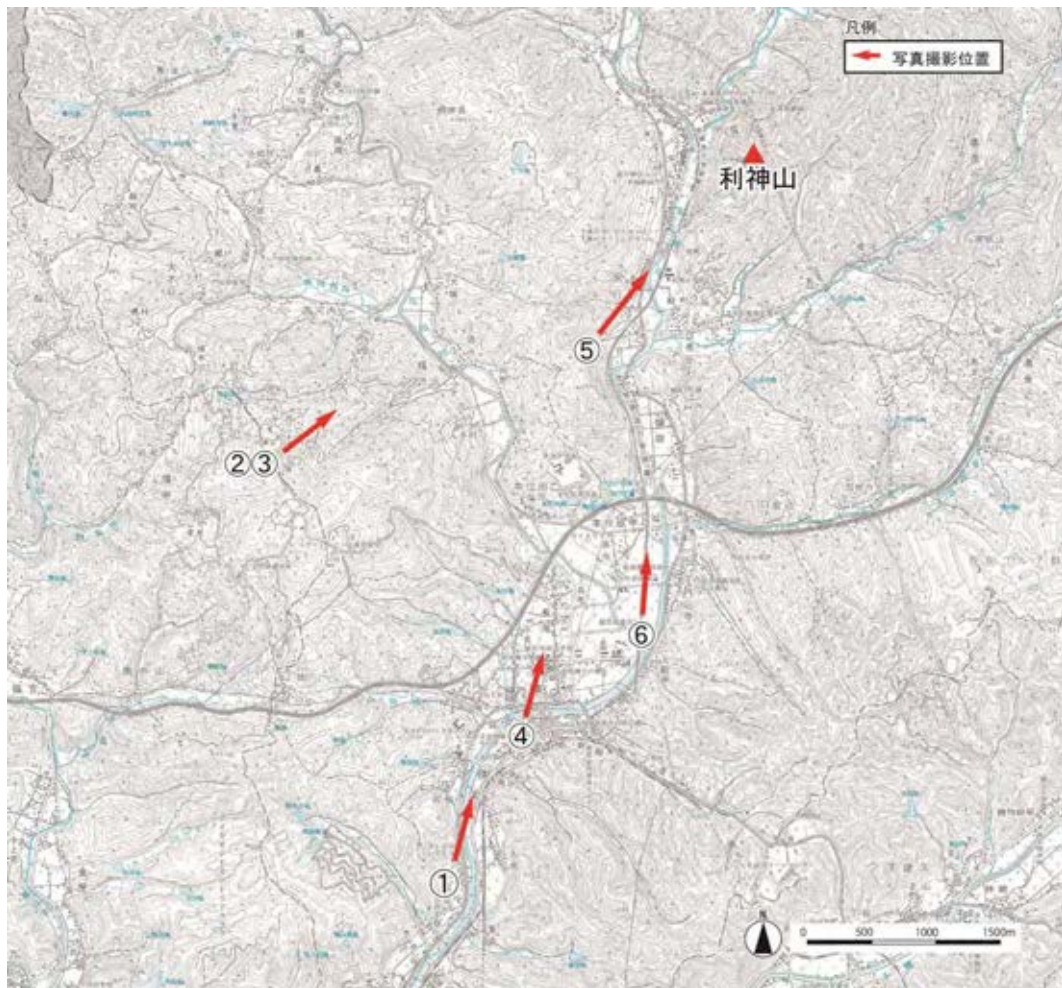


図 5-8 史跡周辺からの眺望（遠景）写真撮影位置図



写5-19 ①福原城跡より利神城跡を望む



写5-20 ②天文台より利神城跡を望む



写5-21 ③天文台より朝霧に浮かぶ利神城跡を望む



写5-22 ④出雲街道付近より利神城跡を望む



写5-23 ⑤智頭急行線より利神城跡を望む



写5-24 ⑥智頭急行線より利神城跡を望む

イ. 史跡周辺からの眺望（近景）

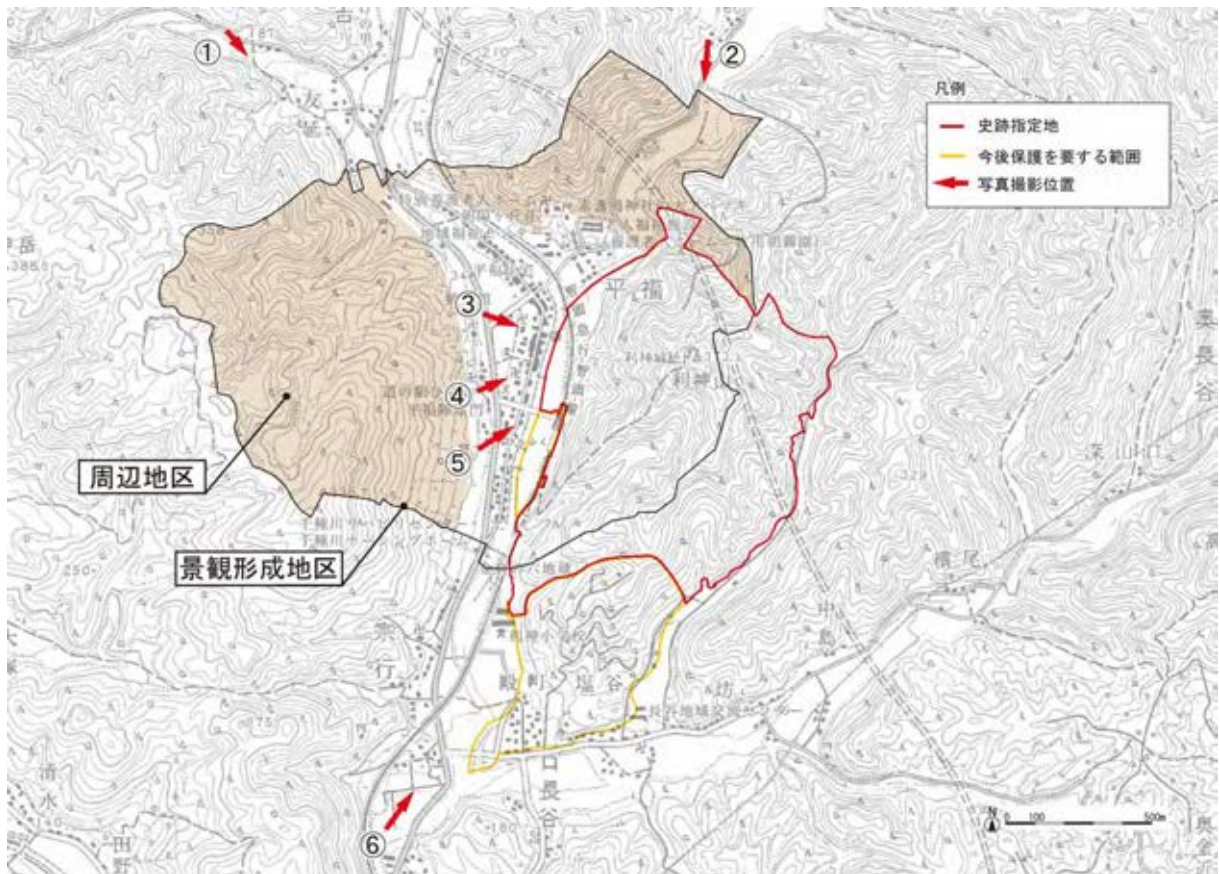


図 5-9 史跡周辺からの眺望（近景）写真撮影位置図



写5-25 ①友延付近（因幡街道）より利神城跡を望む



写5-26 ②庵付近より利神城跡を望む



写5-27 ③郷土館西付近より利神城跡を望む



写 5-28 ④道の駅より利神城跡を望む



写 5-29 ⑤リハビリセンター付近より利神城跡を望む



写 5-30 ⑥横坂付近より利神城跡を望む

ウ. 史跡内から周辺を望む眺望

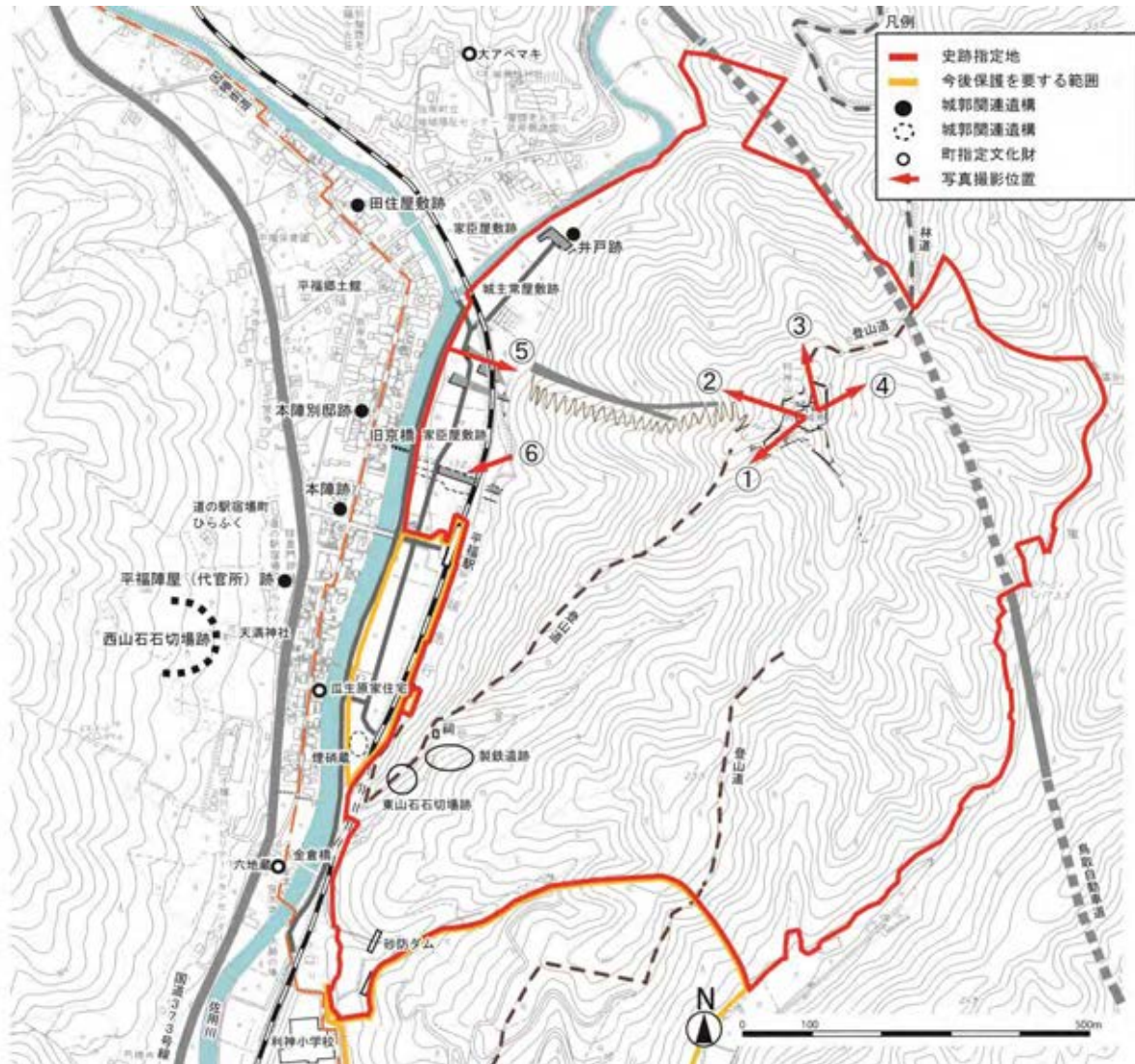


図 5-10 史跡内からの眺望写真撮影位置図



写5-31 ①天守丸より南西を望む



写5-32 ②天守丸より平福のまちなみを望む



写5-33 ③本丸より北方を望む



写5-34 ④本丸より北東を望む



写5-35 ⑤佐用川沿いより登城道を望む



写5-36 ⑥南石塁上より平福のまちなみを望む

## エ. 史跡内の眺望



図 5-11 史跡内眺望写真撮影位置図（山城地区中心地区）



写5-37 ①本丸より天守丸を望む



写5-38 ②二の丸より天守丸を望む



写5-39 ③三の丸より天守丸を望む



写5-40 ④二の丸より馬場を望む



写5-41 ⑤鴉丸より本丸を望む



写5-42 ⑥馬場より本丸方向を望む

## 第6章 現状と課題

史跡及び周辺の保存活用を検討する上で、現状と課題について「調査研究」「保存」「活用」「整備」「運営・体制」の各項目について整理した。

### 1. 調査研究の現状と課題

利神城跡に関する調査研究については、『利神城跡等調査報告書』（平成29年3月）にまとめられているが、詳細調査は行われていない。直近の課題としては毀損が進行している山城地区の石垣を保存するための基礎調査が必要な他、中世利神城から近世利神城に至る変遷など、全体像把握に係る継続的な調査研究を進める必要がある。以下現状と課題を一覧にまとめた。

表 6-1 調査研究の現状

|                  |                                                                                                                                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区<br>山城山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度（2001）に山城の航空測量調査を実施し、平成15年度（2003）に山城中心地区の平面図を作成した</li> <li>令和元年度（2019）に石垣カルテを作成した</li> </ul>                                                   |
| 御殿屋敷地区           | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年度（1989）に佐用郡教育委員会、平成22～24年度（2010～2012）に県まちづくり技術センターにより発掘調査が行われ、建物跡や堀跡遺構や土器・陶磁器などの遺物が検出された</li> <li>令和元年度に石垣カルテを作成した</li> </ul>                    |
| 別所構地区            | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年度（1992）、10年度（1998）の道路工事に伴い部分的に郡教育委員会、県教育委員会により発掘調査が実施され、建物跡や土塁等の遺構の他遺物が検出された</li> </ul>                                                          |
| 周辺地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>未調査</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 共 通              | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度（2015）には利神城跡を中心に航空レーザー測量を実施し、赤色立体図を作成した。この図により、目視では確認しにくい遺構が推定できた</li> <li>平成30年度（2018）に平面図を作成した</li> <li>田住家文書等の史料・文献調査が継続的に行われている</li> </ul> |

※過去調査の詳細経緯は、第3章、P.50「表3-2 調査年表」に記載

表 6-2 調査研究上の課題

|                  |                                                                                                                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区<br>山城山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>石垣の構築年代及び各年代の特徴が明確にはなっていない</li> <li>建物等城郭構造については未調査</li> <li>中世から近世初頭の城郭遺構確認及び歴史研究の実践</li> <li>東山石の石切場跡と推定される三本松公園跡周辺が未調査</li> </ul> |
| 御殿屋敷地区           | <ul style="list-style-type: none"> <li>近世利神城の居館跡周辺の基礎調査</li> </ul>                                                                                                          |
| 別所構地区            | <ul style="list-style-type: none"> <li>中世の居館・別所構跡周辺の構造検討と山城への登城道の確認調査</li> <li>別所構跡周辺の利神山南西山麓および斜面、殿町集落が未調査</li> </ul>                                                      |
| 周辺地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>西山石石切場跡等利神城跡関連遺構の確認調査</li> </ul>                                                                                                     |
| 共 通              | <ul style="list-style-type: none"> <li>利神城跡の構造や歴史を解明するための網羅的な調査が必要</li> <li>継続的で専門的な調査研究を遂行できる体制の構築が必要</li> </ul>                                                           |

## 2. 保存の現状と課題

利神城跡は山城部分と麓の居館跡からなる広大な面積の史跡で、高低差も大きい。その中で日々発生する斜面や石垣の崩壊に対し、早急な対策が求められるなど保存管理上の課題は多い。以下、地区毎の主要な保存上の現状と課題をまとめたうえで、石垣や周辺斜面等の現状については山城中心地区と御殿屋敷地区に分けて整理した。

### (1) 保存の現状

表 6-3 保存の現状

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の風化や斜面流出などがみられ、石垣の崩落や変状が進行している</li> <li>・動物の食害による下草の消失や踏圧が土壌流出の原因となっている</li> <li>・地元の「大字平福管理委員会」と町により史跡の除草が実施されているが、石垣の危険個所が多く除草などの維持管理が充分できていない</li> <li>・草刈り範囲等、行政と地域との分担範囲が不明確</li> <li>・樹木が管理されていない箇所がある</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 山城山林地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平福駅の東山側は、ハザードマップでは土砂災害警戒区域に指定されている（図 2-23）</li> <li>・東山石の石切場跡と推測される三本松公園跡周辺には、巨石や矢穴石が点在するが範囲不明</li> <li>・赤色立体図から口長谷の八幡神社付近も利神城跡関連遺構群である可能性が指摘されたが未確認である</li> <li>・未調査箇所が多い</li> <li>・樹木が管理されていない箇所がある</li> </ul>                                                                                                                                                           |
| 御殿屋敷地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・御殿屋敷地区に近い竹ノ久保と宮谷周辺では、大雨などによる土砂流出が見られる（図 6-2②⑥、写 6-17）</li> <li>・民有地がほとんどで、主に農地や果樹園として利用されている</li> <li>・作業小屋や納屋などの工作物が設置されている</li> <li>・鉄道や農道による消失や分断部分がある（図 6-2③④、写 6-21, 22）</li> <li>・石垣と農道が接する部分もあり、石垣崩落の場合には利用者に危険が及ぶ可能性がある（図 6-2②④、写 6-20, 21）</li> <li>・北石塁は比較的良好に石垣が残る（図 6-2④）</li> <li>・「大字平福管理委員会」と佐用町によって史跡周辺の除草作業が実施されているほか、近年は平福地域づくり協議会による除草もされている</li> </ul> |
| 別所構地区    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土塁の一部は現存し、目視できる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平福まちなみ地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例や景観ガイドラインに沿った修復等が実施されている</li> <li>・官民一体でまちなみ保存と維持管理に取り組まれている</li> <li>・空家が増加傾向にある</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 周辺地区     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西山石の石切場跡が天満神社の社殿奥に残存するが、特に保存対策は行われていない</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

表 6-4 石垣及び周辺斜面等の主な現状（山城中心地区）

| 位置  | 石垣や周辺斜面等の現状                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天守丸 | <p>①西側石垣の隅角部が大きく崩落しており、現在も崩落が進行している</p> <p>②③西側から南側にかけての石垣下部の斜面は急勾配で犬走が無く、南側石垣の根石下部斜面は一部流出しており、石垣崩落の危険が高まっている</p> <p>④北側虎口周辺の石垣はかなり崩落しており、虎口の形状が判別しにくい</p>                                                                                                                                                                                      |
| 本丸  | <p>⑤東側虎口石垣が大きく孕んでおり、崩壊の可能性が高まっている</p> <p>⑥北東部の隅角部が崩落しており下部に落石混じりの土砂が堆積している</p> <p>⑦北側を区画する石垣の下部には斜面に低い押さえ石垣があるが、一部は崩落し、下部の斜面と共に不安定化している</p> <p>⑧北西隅角部付近の石垣が崩落し、下部には落石や栗石が散積している</p> <p>⑨南東部から西側を区画する石垣が下部の二の丸石垣と共に大きく崩落しており、下部に落石混じりの土砂が堆積している</p>                                                                                              |
| 二の丸 | <p>⑩二の丸東部の南東を区画する石垣の隅角部が大きく孕んでおり、崩落の可能性が高まっている</p> <p>⑪馬場との間を区画する石垣の東隅角部は樹木の影響等で石垣の組み合わせが緩み、変状している</p> <p>⑫二の丸西地区の北側を区画する石垣は一部崩落しており、下部に落石混じりの土砂が堆積している</p> <p>⑬西側に台状に突出している石垣の南側隅角部が崩落しており、現在も崩落が進行している</p> <p>⑭南西の三の丸との間を区画していたであろう石垣は、ほとんどが崩落しており、下部の斜面一帯に落石混じりの土砂が堆積している</p> <p>⑮二の丸から三の丸にかけての通路と思われる区間では、段状の石材は残るが、原形をとどめておらず、不安定化している</p> |
| 三の丸 | <p>⑯北虎口の石垣は一部崩落している。特に虎口西側の石垣は崩落が顕著で、下部の段状の石垣のうち一部は残存しているも断続的に崩落している</p> <p>⑰南側の虎口石垣は、断続的に崩落しており、一部が残存している</p> <p>⑱南側の虎口から東に連続する石垣は断続的に崩落しており、下部斜面の樹林内で落石が散在する。石垣下部の斜面は急勾配で、犬走はほとんど見られない。斜面南では井戸跡が確認されているが、土砂の堆積でほとんど埋まっている</p>                                                                                                                 |
| 馬場  | <p>⑲南端部から東を区画する石垣は、断続的に崩落しており、残存している石垣も変状が大きく、崩落の危険性が高い</p> <p>⑳南東を区画する石垣の一部が斜面に残存しているが原形は不明</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 鴉丸  | ㉑東側斜面に石垣の一部が残存しているが、原形は不明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※①～㉑の番号は、図 6-1 中の番号に対応。山城中心地区現況写真は、写 6-1～写 6-16

表 6-5 石垣及び周辺斜面等の現状（御殿屋敷地区）

| 位置     | 石垣や周辺斜面等の現状                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北石塁    | <p>②東山側の斜面表土が流出しており、表面に礫が散在している</p> <p>③北石塁の山側端部は後世の改変により原形不明</p> <p>④北面石垣は比較的良好に残存しているが、天端は不揃いで一部失われている可能性がある</p> <p>⑤南西土塁端部石垣は一部が崩落して、不安定化している</p>                                                                                                                                                            |
| 大手樹形虎口 | <p>【線路東側（山側・竹ノ久保周辺）】</p> <p>⑥登城道の始点である付近は山側からの土砂堆積で、原形不明。土砂堆積は進行しており、下部の石垣を押し出す等により石垣の崩落部が多い</p> <p>【線路西側（川側）】</p> <p>⑦線路沿いの残存石垣は隅角部が崩落し、北側に連続する後世の補充石垣も一部が崩落している</p> <p>⑧⑨農道に面した大型石材を使った石垣は、間詰石の欠損や抜け石が多く、農道側に傾く変状が見られることで、農道利用者の不安要因となっている。また東側に連続する隅角部は崩落し、その前面に落石混じりの土砂が堆積している</p>                          |
| 南石塁    | <p>【線路東側（山側・宮谷周辺）】</p> <p>⑩線路により分断された石垣の西端部が不安定化している</p> <p>⑪山側の谷筋からの土砂や流木が石垣前面に堆積しており、豪雨時線路への流出が懸念される</p> <p>⑫南側石垣は、孕み出しによる変形や、山側の一部が崩落が見られ、一部落石が散在する</p> <p>⑬北側の斜面上の石垣は小規模で、灌木やササ類の繁茂による変状が見られる</p> <p>【線路西側（川側）】</p> <p>⑭線路により分断された石垣の東端部が不安定化している</p> <p>⑮南石塁東端部は農道により分断された端部の、後世の補充石垣との取り合い部分が不安定化している</p> |

※②～⑭の番号は、図 6-2 中の番号に対応。御殿屋敷地区現況写真は、写 6-17～写 6-24

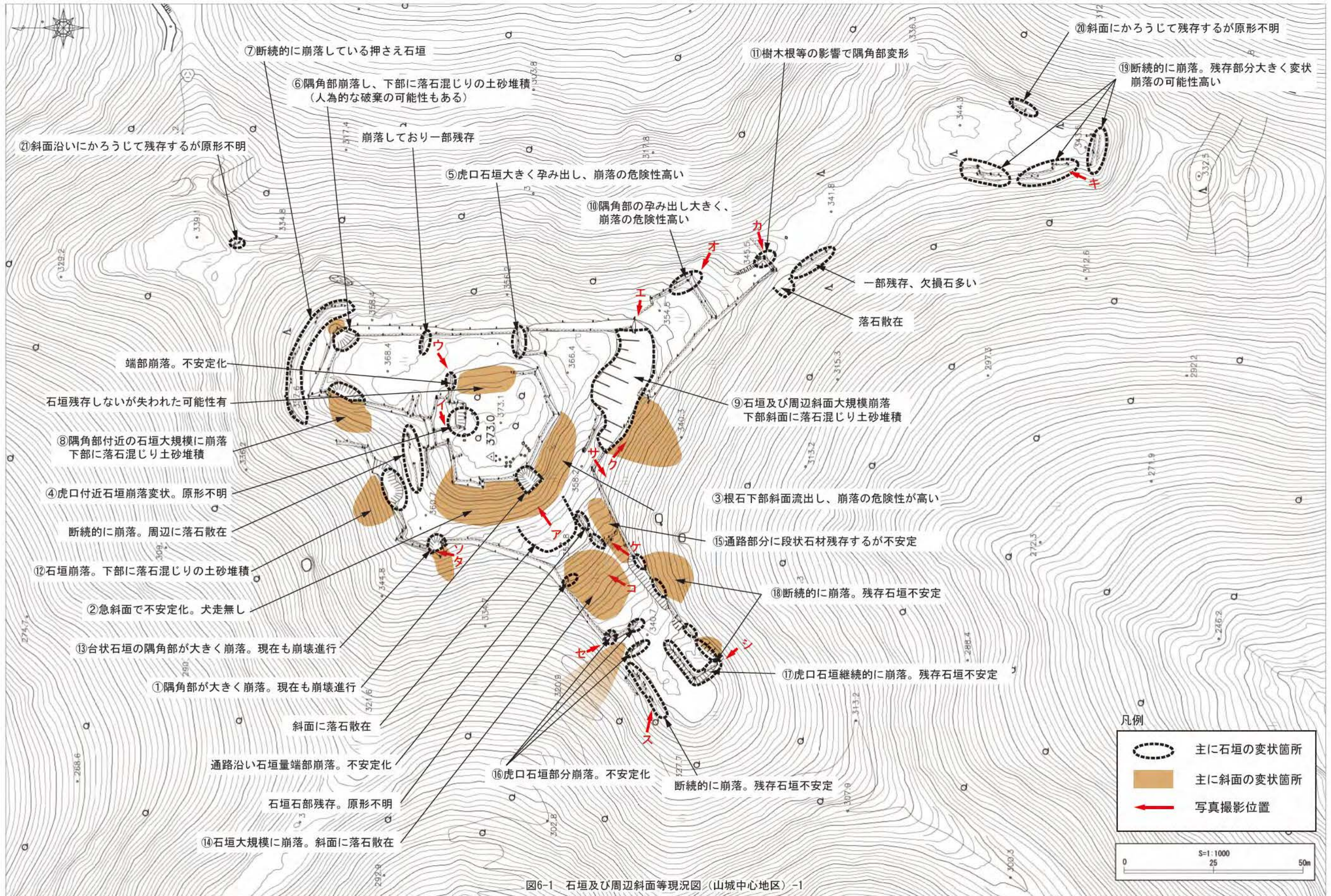


図6-1 石垣及び周辺斜面等現況図（山城中心地区）-1





写 6-1 ア. 天守南西隅角部 石垣崩落部



写 6-2 イ. 天守虎口西側石垣と崩落石



写 6-3 ウ. 天守虎口東石垣端部崩落



写 6-4 エ. 本丸南東部 石垣崩落部



写 6-5 オ. 二の丸東区 隅角部孕み出し



写 6-6 カ. 二の丸東区 隅角部の変状



写 6-7 キ. 馬場西側端部崩落



写 6-8 ク. 二の丸東区西側石垣崩落部



写 6-9 ケ. 三の丸南面石垣



写 6-10 コ. 二の丸西区法面崩落石散在



写 6-11 サ. 三の丸南面石垣



写 6-12 シ. 三の丸南虎口石垣端部崩落



写 6-13 ス. 三の丸南西斜面石垣端部



写 6-14 セ. 三の丸北虎口隅角部



写 6-15 ソ. 二の丸西区 隅角部の崩落



写 6-16 タ. 二の丸西区 隅角部の崩落



写 6-17 チ. 御殿屋敷地区登城道付近斜面



写 6-18 ツ. 御殿屋敷地区線路沿い石垣一部崩落



写 6-19 テ. 大手榊形虎口隅角部崩落



写 6-20 ト. 大手榊形虎口石垣農道側に傾斜



写 6-21 ナ. 南石塁農道側分断箇所の変状



写 6-22 ニ. 線路による分断部（南石塁山側）



写 6-23 ヌ. 南石塁前面の土砂堆積



写 6-24 ネ. 山側石垣端部崩落

## (2) 保存上の課題

各地区の主な保存管理上の課題は以下の通りである。

表 6-4 保存上の課題

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣の現状把握と危険箇所の特定制</li> <li>・ 危険箇所や実施する対策について住民・来訪者への周知</li> <li>・ 石垣や斜面崩落が進行している箇所や危険箇所の応急的な保存処置</li> <li>・ 石垣や斜面の保護と計画的な修理及び定期観察</li> <li>・ 日常的な維持管理と安全な管理通路の確保</li> <li>・ 動物の食害や踏圧対策</li> <li>・ 動植物や地盤環境等基礎情報の収集</li> <li>・ 樹木が繁茂した箇所の管理対策</li> <li>・ 史跡指定地における土地の公有化</li> </ul> |
| 山城山林地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近世及び中世城郭遺構の確認調査</li> <li>・ 動物の食害や踏圧対策</li> <li>・ 動植物や地盤環境等基礎情報の収集</li> <li>・ 樹木が繁茂した箇所の管理対策</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 御殿屋敷地区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣や斜面崩落が進行している箇所や危険箇所の応急的な保存処置</li> <li>・ 農道に接する等により利用者に危険が及ぶ可能性のある石垣の修理</li> <li>・ 日常的な維持管理と山側の保存管理動線確保</li> <li>・ 石垣や斜面の計画的な保存対策と修理及び定期観察</li> <li>・ 動線沿いの石垣安全確保</li> </ul>                                                                                                     |
| 別所構地区    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中世居館跡の構造解明調査</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 平福まちなみ地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧城下町としての歴史的価値の抽出</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 周辺地区     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利神城関連遺構としての要素確認</li> <li>・ 史跡周辺地としての環境保全や林道の維持管理</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 共 通      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利神城跡関連遺構の確認</li> <li>・ 遺構保護のための管理基準の設定</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 |

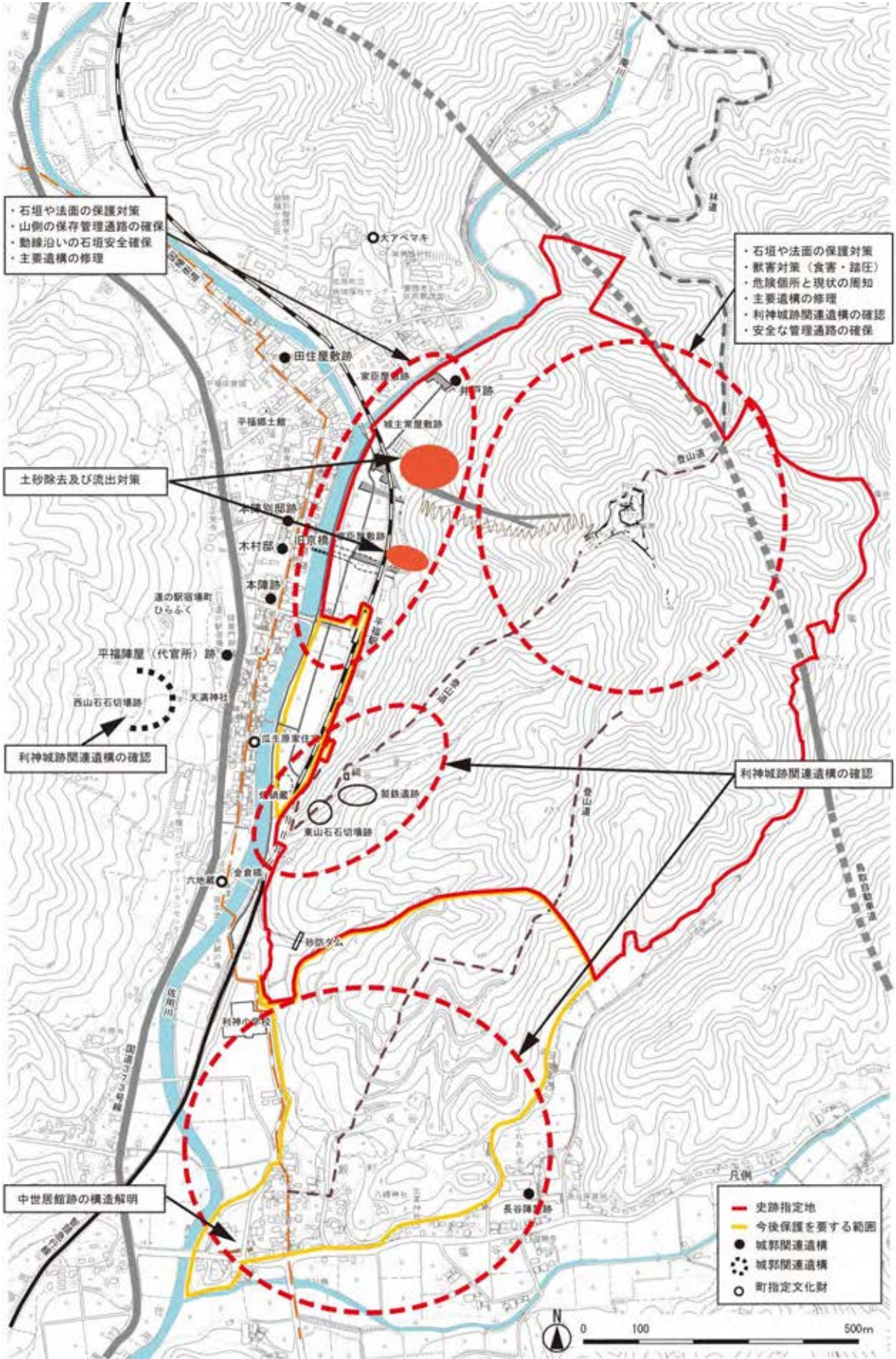


図 6-3 保存上の主要課題図

### 3. 活用上の現状と課題

山城中心地区と山城山林地区の大部分では危険箇所が多く現在入山を禁止している。御殿屋敷地区では鉄道による地区分断がある。さらにほとんどが民有地で、農地や果樹園としての利用が主であり、見学など積極的な活用は行われていない。

一方、佐用川を挟んで近接する旧城下町の平福のまちなみは歴史的まちなみの保存や観光地としての整備に取り組んできた経緯があり、平福駅や道の駅「宿場町ひらふく」も徒歩圏であることから、多くの来訪者がある。

#### (1) 活用の現状

表 6-5 各地区の活用現状

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区<br>山城山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所が多いため、現在入山禁止措置がとられている</li> <li>・南西部の登山道は草刈りなどの維持管理が継続されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 御殿屋敷地区           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地で農地・果樹園などの利用が主であり、線路による分断もあるため積極的な活用は行われていない</li> <li>・北石塁など一部獣害対策網により立ち入れない箇所がある</li> <li>・河川改修により護岸沿いには管理道を兼ねる散策路が整備されており、解説板により発掘調査の結果が説明されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                   |
| 別所構地区            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平福駅から1 km近く離れている</li> <li>・遺跡を示す表示は設置されておらず特に活用はされていない</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平福まちなみ地区         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西端に接する国道 373 号沿いに道の駅「宿場町ひらふく」が立地し、「利神城跡展望台」が設置されている（写 6-12）</li> <li>・「郷土館」は土日祝に開館し、宿場の商家や利神城跡に関わる収蔵品等を展示している（写 6-13）</li> <li>・平福観光ガイド協会のガイド(有料)が実施されている（写 6-14）</li> <li>・伝統的建物や空き家を利活用した店舗の運営が行われている</li> <li>・空き家バンクの登録物件がある</li> <li>・平福地域づくり協議会が中心となり地域の催しを実施している</li> <li>・利神小学校の郷土学習では、まちなみ紹介ARの授業が実施された</li> <li>・因幡街道沿いの旧酒造会社「木村邸」建物の保存が決定した</li> </ul> |
| 周辺地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域では次世代への保存継承に関わる活動が行われている</li> <li>・教育機関との体験交流学習の推進や教育講演会などが開催されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |



写 6-12  
道の駅の利神城跡展望台



写 6-13  
佐用町立平福郷土館



写 6-14  
ガイドによるまちなみ解説

## (2) 活用上の課題

表 6-6 各地区の活用課題

|                  |                                                                                                                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区<br>山城山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山城中心地区の安定化と、安全なルート整備や早期公開</li> <li>・往時の登城道確認と修復</li> <li>・危険箇所と現状の周知</li> </ul>                                                     |
| 御殿屋敷地区           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・御殿屋敷跡地区見学のための回遊動線の確保</li> <li>・山側への安全な立ち入りと動線の確保</li> <li>・駅前立地の有効活用と、利便性を活かした見学施設の整備</li> <li>・主要遺構の復元と公開</li> </ul>               |
| 別所構地区            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中世居館跡の周知と案内表示や解説</li> <li>・別所構跡への見学ルート設定</li> </ul>                                                                                 |
| 平福まちなみ地区         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近接する御殿屋敷地区との連携</li> <li>・利神城跡に関する展示やガイダンス。平福郷土館の平日公開</li> <li>・御殿屋敷跡も含めたガイドルートの設定</li> <li>・利神城跡と連携した「木村邸」建物の活用</li> </ul>          |
| 周辺地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西山石の石切場跡における利神城関連遺跡としての表示や解説</li> <li>・法面崩落等が頻繁に発生する林道の維持管理</li> <li>・姫路城の支城や、因幡街道宿場等関連史跡との連携</li> </ul>                            |
| 共 通              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観阻害要因の排除</li> <li>・中長期的整備に向けた整備基本計画の策定（将来像の提案）</li> <li>・整備や修理に係る土地の公有化</li> <li>・整備活用状況の経過観察と見直し</li> <li>・町内の公開拠点との連携</li> </ul> |

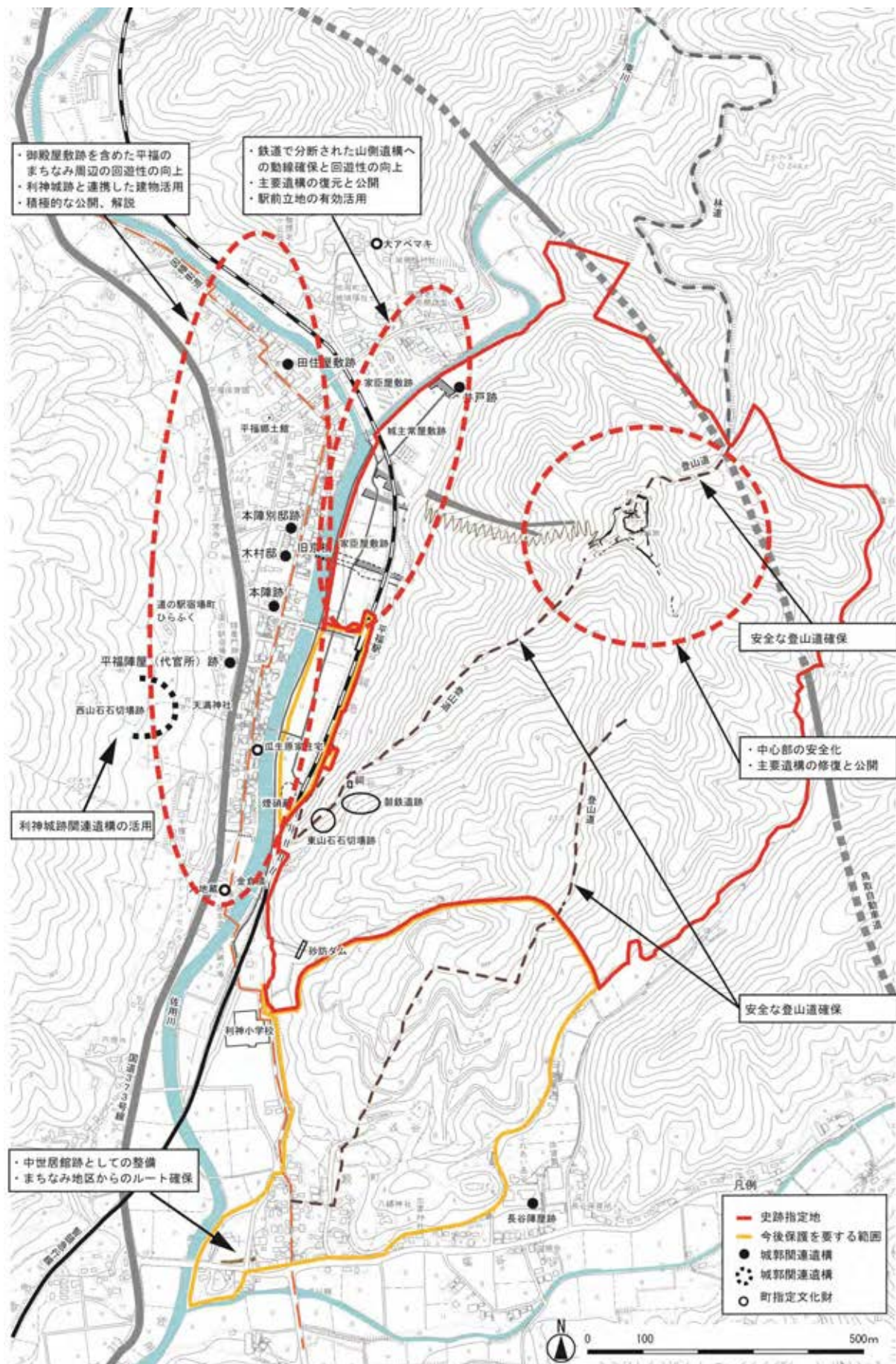


図 6-4 活用上の主要課題図

#### 4. 整備上の現状と課題

現状では御殿屋敷地区の案内板等を除きほとんどが未整備の状態で、危険箇所が多いため応急的な対策が求められている。しかし山城跡へは工事資材の搬入路が無く、麓の御殿屋敷跡でも鉄道による分断がある等整備上の制約が多い。以下整備の現状と課題をまとめた。

##### (1) 整備の現状

表 6-7 整備の現状

|                  |                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区<br>山城山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣崩落防止のため一部で鉄筋打ち込みや土嚢設置がなされている</li> <li>・山城中心地区に至るルートとしては、東から林道を経るものと、平福駅の南方より三の丸西側に至る登山道があるが、足場が悪く危険箇所もある</li> <li>・地区内では順路案内や解説板等の整備は行われていない</li> <li>・天守丸には過去に整備された双眼鏡（故障）と鉄塔が放置されている</li> </ul> |
| 御殿屋敷地区           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣害対策電気柵が広範囲に設置されており、一部では立ち入りができない</li> <li>・佐用川護岸整備に伴い往時の石積みが一部再現されており、護岸整備や発掘調査について解説した案内板が設置されている</li> <li>・平福駅前には矢穴残存石材や、御殿屋敷跡に係る案内板が設置されている</li> </ul>                                          |
| 別所構地区            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に整備は行われていない</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 平福まちなみ地区         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例や景観ガイドラインに沿った修復や整備が実施されている</li> <li>・道の駅宿場町ひらふくでは利神城跡を望む展望台の設置や、全体模型の展示がされている</li> </ul>                                                                                                          |
| 周辺地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天文台では利神城跡を望むための展望台が設置されている</li> </ul>                                                                                                                                                               |

##### (2) 整備上の課題

表 6-8 整備上の課題

|                  |                                                                                                                                                               |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区<br>山城山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣や法面等の保護上の応急処置</li> <li>・石垣や法面の修理や復旧</li> <li>・山城中心地区に至るルートの安全化</li> <li>・整備のための資材運搬等の方法検討</li> </ul>                |
| 御殿屋敷地区           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣や法面等の保護上の応急処置</li> <li>・整備ルートの設定</li> <li>・安全な公開ルートの整備</li> <li>・枅形や石塁等の修復や復元の検討</li> <li>・駅前立地を活かした活用整備</li> </ul> |
| 別所構地区            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備公開に向けた検討</li> </ul>                                                                                                 |
| 平福まちなみ地区         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例や景観ガイドラインに沿った整備の推進</li> <li>・空き家や古民家を活用した利神城跡に関する情報公開</li> </ul>                                                    |
| 周辺地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利神城跡を望む良好な視点場の検討とルート整備</li> </ul>                                                                                     |
| 共 通              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利神城跡関連遺構の確認と整備公開に向けた検討</li> <li>・必要な箇所の公有地化</li> </ul>                                                                |

## 5. 運営・体制の現状と課題

利神城跡の周辺地域では多くの任意団体が歴史・文化・観光などのまちづくりに関わっており、多様な活動が行われている。これらの現状と課題をまとめた。

### （１）運営・体制の現状

- ・地域では利神山や利神城跡を地域の宝として守り継承してきた経緯があり、現在も歴史文化やまちづくり、観光に関わる任意団体が複数ある。
- ・大字平福管理委員会と佐用町では、主に史跡地内や周辺の除草作業を年二回実施している。
- ・平福地区では平福観光ガイド協会が組織されている。
- ・まちづくりに関わる人々が高齢化している。
- ・御殿屋敷跡の休耕田では県立佐用高校生による草刈が実施される等、教育機関との連携した維持管理活動も生まれている。
- ・史跡は佐用町が管理団体に指定されており、教育委員会が主管している。
- ・地域で行われる草刈りや林道維持には、それぞれ、町商工観光課、農林振興課が関わっており、まちなみについて企画防災課が関わって連携している。

### （２）運営・体制上の課題

- ・各種のまちづくり関連団体や有志による管理運営への参加促進。
- ・教育機関との連携による協働と、次世代を担う人材育成。
- ・保存管理に関する行政と諸団体・住民との協力体制の構築と役割分担。
- ・大字平福管理委員会の除草作業に参加する人々の高齢化。
- ・ボランティアガイド組織の高齢化と担い手不足。
- ・関連城郭や宿場町等、広域的な地域の連携。
- ・道の駅や鉄道等、交通・観光拠点との連携や、まちづくり関連団体との協力体制の確立。
- ・地域外の人々との連携など新たな管理体制の構築。
- ・今後本格化していく利神城跡の保存活用事業に対応していくための人材・組織の充実。

## 6. 課題のまとめ

「保存」、「活用」、「整備」、「運営・体制」に関する課題のうち、主要な課題を優先度の高い短期的課題と中長期的課題に分けて取りまとめた。

表 6-9 課題総括一覧

| 項 目   | 短期的課題                                                                                                           | 地 区            |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 保存    | ① <u>保存管理のための基礎調査や情報収集（石垣、法面、動植物等）</u>                                                                          | 山城地区           |
|       | ②獣害防除による食害、踏圧、土砂流出などの防止                                                                                         |                |
|       | ③ <u>安全な管理動線の確保</u>                                                                                             | 全 域            |
|       | ④遺構保護のための管理基準の設定                                                                                                |                |
| 活用    | ⑤ <u>安全な登山道の整備と山城の早期公開</u><br>⑥中長期的整備に向けた整備基本計画の策定（将来像の提案）<br>⑦利神城跡の価値の日常的な展示解説と活用の拠点となる場の設置<br>⑧御殿屋敷地区の回遊動線の確保 | 山城地区<br>御殿屋敷地区 |
| 整備    | ⑨ <u>石垣や法面の保護及び補強処置と、工事用資材搬入ルート</u> の検討                                                                         |                |
| 運営・体制 | ⑩官民一体となった維持管理体制の継続                                                                                              | 全 域            |
|       | ⑪管理運営に関わる人材の育成                                                                                                  |                |
| 共有    | ⑫ <u>危険箇所や実施する対策について住民・来訪者への周知</u>                                                                              |                |
| 項 目   | 中期～長期的課題                                                                                                        | 地 区            |
| 保存    | ①史跡の適切な維持管理と経過観察の継続                                                                                             | 山城地区           |
|       | ②史跡指定地における土地の公有化                                                                                                | 御殿屋敷地区         |
|       | ③別所構跡、中世登城道、石切場跡等利神城跡関連遺構の保護対策                                                                                  | 全 域            |
|       | ④指定地内未調査地域における発掘調査や文書など資料調査の継続                                                                                  | 周辺地域           |
| 活用    | ⑤安全対策がなされた公開区域の拡大                                                                                               | 山城地区<br>御殿屋敷地区 |
|       | ⑥史跡指定地外の利神城跡関連遺構群や、利神城跡の価値を構成する遺構等の公開活用の検討                                                                      | 周辺地域           |
|       | ⑦姫路城の支城や、因幡街道宿場等、関連史跡との連携                                                                                       |                |
|       | ⑧整備活用状況の経過観察と見直し                                                                                                |                |
| 整備    | ⑨石垣等の修復や復元整備                                                                                                    | 山城地区           |
|       | ⑩道の駅や鉄道等、交通、観光拠点と連携した回遊動線の整備                                                                                    | 御殿屋敷地区         |
|       | ⑪利神城跡への眺望を活かした視点場の整備                                                                                            | 周辺地域           |
| 運営・体制 | ⑫史跡活用のボランティア育成と担い手の高齢化対策                                                                                        | 全 域            |
|       | ⑬まちづくり関連団体や教育機関との連携                                                                                             |                |
|       | ⑭道の駅や鉄道など交通・観光拠点との連携                                                                                            |                |
| 共通    | ⑮整備や修復に係る土地の公有化                                                                                                 |                |

※短期的課題のゴシック文字の項目は、早急に取り組むべき課題を示す。

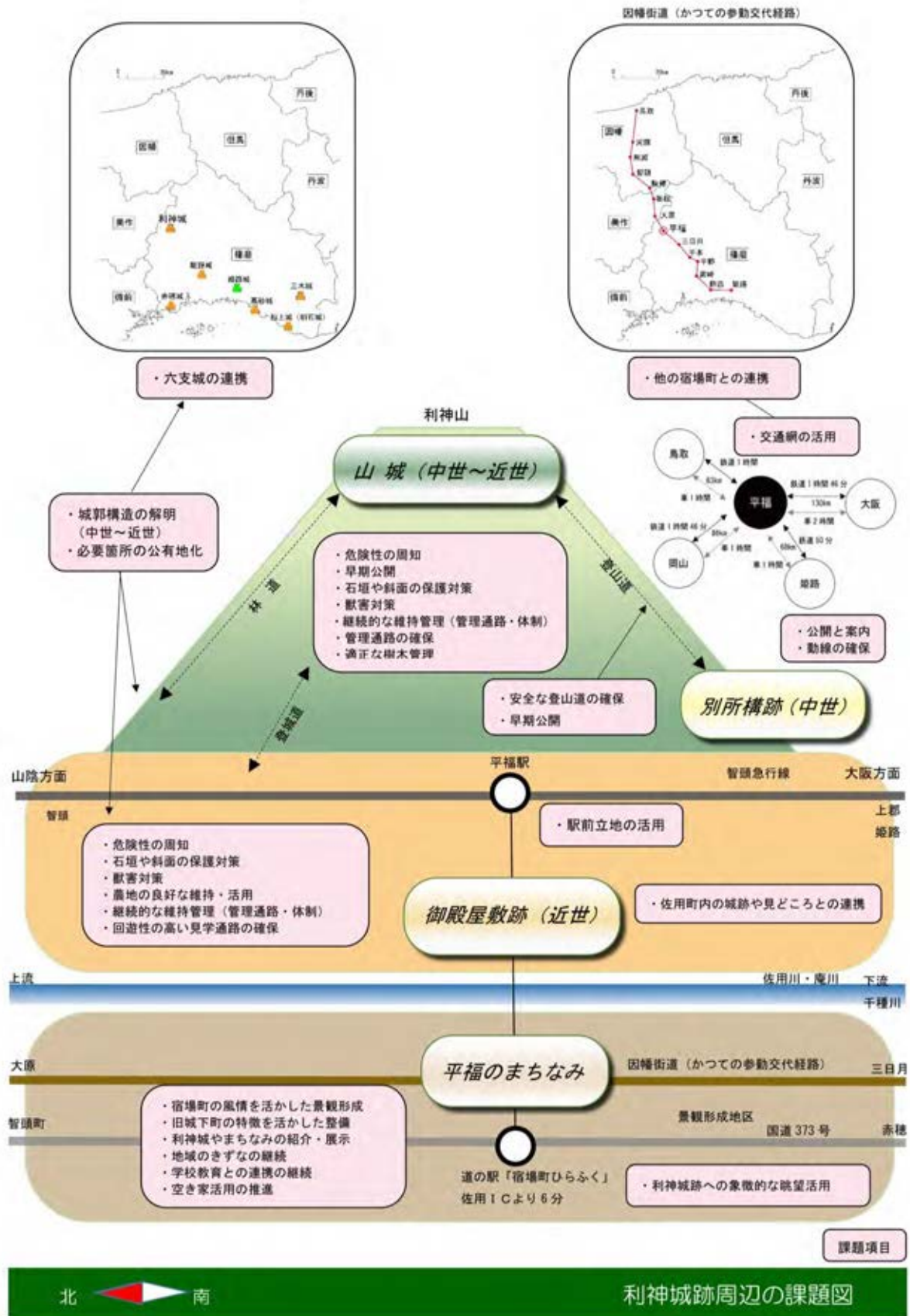


図 6-5 利神城跡の周辺課題図

## 第7章 保存活用の大綱と基本方針

### 1. 保存活用の考え方

#### (1) 調査研究の継続

利神城跡は、中世城郭の時代、宇喜多氏改修と推定される石垣の城の時代、そして池田氏による大改修により石垣の規模と範囲が拡大した時代、さらに城下町から宿場町として栄えた時代と、各時代の特徴を持つ。これまで部分的な発掘調査は行われたものの各時代の城跡全体の構造や歴史の解明には至っていない。今後継続的な調査研究体制のもと、絵図や文献などの史料も活用しながら調査研究を推進し、その成果を踏まえた保存や修理、復元等適切な保存活用を目指す。

#### (2) 保存活用の範囲

利神城跡は中世にその城郭としての基盤が形成され、近世初頭には大規模な改修により石垣を持つ山城へと変貌を遂げた。山城の改修と共に利神山南西麓の中世居館から、現在石塁等の遺構が残る西麓の近世居館へと配置が変更された。その後城下町から宿場町へと変貌を遂げながら現在の佐用川沿いの平福のまちなみが形成された。このような歴史的背景からも、利神城跡と平福のまちなみとは一体的に保存活用を図ることが必要である。

また、現在特別な保護処置はとられていないものの、利神城跡の近世石垣構築に多用された通称西山石の石切場跡や、中世城郭に関連する遺構残存の可能性のある利神山南方等の各箇所についても、関連遺跡地区として今後の保存活用の対象とする。

#### (3) 保存対策の重点

現在山城中心地区に残る石垣やその基盤である法面は崩壊が顕著であり、危険性が高く入山禁止処置がとられている。さらに、御殿屋敷地区についても近年の豪雨などで山側からの土砂流出が多く見られ、法面保護等土砂流出防止対策が急務である。したがって当面の重点的な保存対策の対象としては、山城中心地区と御殿屋敷地区とする。

#### (4) 利神城の特徴を活かした保存活用

利神城跡は、石垣に代表される城郭構造を持つことや、壮大な山城を様々な場所から四季折々の姿を望むことができる等の特徴を持つ。これらの特徴を活かし、まず山城地区においては最低限の安全を確保したうえで、早期に登城体験可能な方法や石垣構造を学ぶことのできる仕組みを検討する。城跡への眺望に関しては、ソーシャルネットワークワーキング（SNS）への発信等多様な利用方法を想定しながら、複数の眺望箇所を選定する。

このような特徴を活かした活用を行うことにより、利神城跡の保存につなげる。

#### (5) 地域の宝としての継承

廃城後の利神城は、山城跡は古城としてあるいは身近な里山として、レクリエーションの場でもあり続け、御殿屋敷跡は線路による分断はあるものの、石塁を残しながら周辺は農作地として利用されてきた。そのために往時の城郭構造が良く残されてきた経緯がある。また、残された石垣周辺の除草や伐採は、地域の人々により続けられている。このように利神城跡が大きな改変を受けることなく継承されてきた背景には、地域の宝として認識された利用と、これらを守り伝える地域の人々の努力があった。今後も地域住民や子供たちが地域の宝としての認識をさらに深め

るために、教育との連携を図るなど利神城跡の価値や魅力を学ぶ機会を積極的に創出し、次世代への継承を図る。

(6) 周辺地域や広域的な歴史文化遺産との連携による地域活性化や観光振興

池田家の六支城をはじめとする関連城郭群や、因幡街道の宿場町等関連する広域的な歴史文化遺産との連携を図りながら、すでに歴史的な観光拠点となっている平福のまちなみや、町内の関連史跡である上月城跡や復元された三日月藩乃井野陣屋館等と連携した整備を図ることにより、佐用町の歴史文化を活かした代表的な地区とし、地域活性化や観光振興を図る。

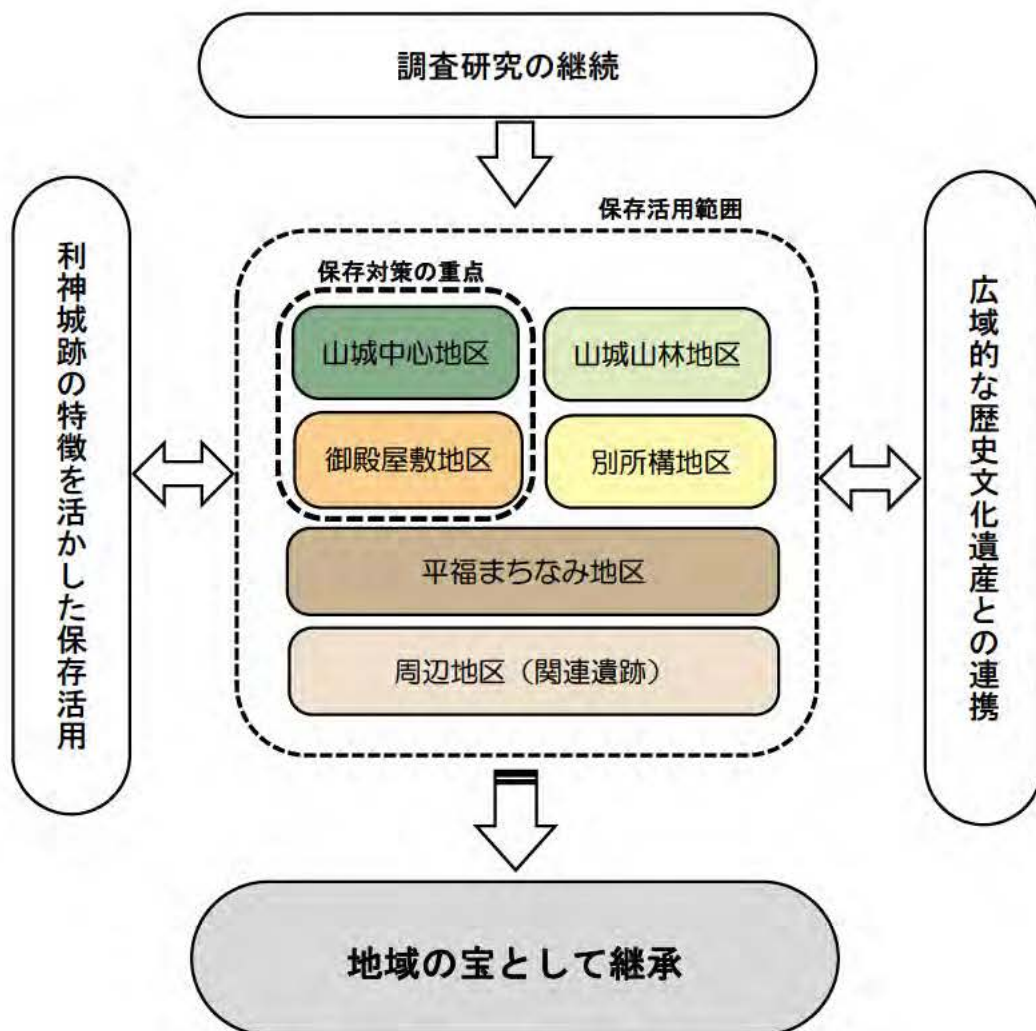


図 7-1 保存活用の考え方模式図

## 2. 保存活用計画の大綱と基本方針

利神城跡の歴史や、保存活用の考え方を踏まえ、計画の大綱と基本方針を示す。

### (1) 大綱

利神城跡の現在の姿は、これまでの長い歴史の積み重ねの結果である。その歴史の中で城および城下の環境や構造が大きく変化する時代は概ね四つの時期に集約できる。

一期目は利神山南西山麓の別所構を拠点としていた中世の別所氏が居城した時代。

二期目は戦国末期の宇喜多氏が居城した時代のあと、関ヶ原の合戦後池田氏が播磨を領し、本城である姫路城の支城として大改修、その後廃城に至るまでの時期。

三期目は池田氏転封後より、寛永17年(1640)松平氏による旗本領や幕府直轄地となった時代。

四期目は18世紀中ごろ播磨(姫路)から因幡(鳥取)の間を結ぶ宿場町平福として最も栄えた時代である。

現在の利神城跡及び周辺においては、これらの時代に形成された様々な構造の断片が残され、継承されてきた(図7-2)。

これらを保存し、適切な活用により次世代に継承するためには、遺構の保存を前提に未だ多くの謎を秘めた各時代の背景や歴史、構造を解明するための努力を継続することが重要である。

このような視点から、上記の四期の各時代を「物語」と捉え、保存活用計画の大綱を以下のように設定する。

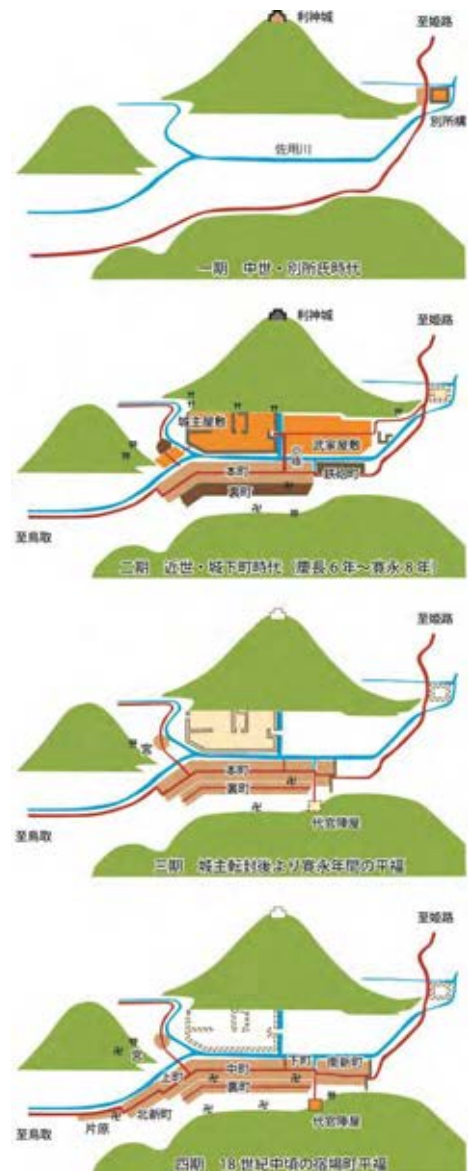


図7-2 利神城跡の変遷図

※「利神城と平福のまちなみ」2013から引用改変

### 「利神城をめぐる四つの物語を再発見し、語り継ぐ」

- ① 別所氏が居城した「中世の利神城」の物語
- ② 宇喜多氏を経て池田氏が大改修した「近世の利神城」の物語
- ③ 廃城後旗本領や幕府直轄地となった頃の物語
- ④ 宿場町平福として最も栄えた頃の物語

## （２）基本方針

### 【保 存】

- ①保存のため登山禁止措置を継続し、崩落等緊急度の高い石垣、斜面等は応急的措置を行い、中長期的整備に備える。
- ②景観に配慮したまちなみの維持と空家利用の向上を図る。
- ③整備に必要な土地から優先的に公有化を図る。

### 【活 用】

- ①石垣や法面の応急措置後に、適した区域から公開を図る。
- ②平福のまちなみと御殿屋敷跡周辺の回遊性を高めると共に、道の駅、平福駅などの交通拠点との連携や有効利用、利用しやすい場所での案内施設整備など、平福のまちなみと一体となった魅力ある歴史空間を形成する。
- ③城跡への眺望や城跡と共にあるまちなみを広く一般に知らせることで、周辺の活用を図る。
- ④池田家時代の六支城や姫路城、因幡街道の宿場町等、各時代の関連する城郭や地域との連携・交流を図り、関連地域共同での地域振興を図る。

### 【整 備】

- ①史跡保存のための応急整備を行う。
- ②史跡の見学や日常的な維持管理が可能なように、既存登山道や管理通路の整備を行う。
- ③活用方針に基づき整備計画を作成し、計画的に整備を実施する。

### 【運営・体制】

- ①佐用町は史跡の管理団体として、適切な管理体制を構築する。
- ②住民や活動団体と、佐用町とが連携・協働し、保存管理を行う。
- ③教育機関との連携や社会学習を通して、次世代を担う人材の発掘や育成を図る。

## 第8章 保存管理

### 1. 保存管理の方法

#### (1) 調査研究の推進

利神城跡は、特に山城中心地区で石垣や法面の崩壊が進行しているため、毀損を防ぎ保存するための基礎調査は緊急の課題である。さらに中世から近世に機能していた城郭の構造や歴史についても解明されていない部分が多く、保存活用上も継続的な調査研究が不可欠である。今後、次のような調査研究を推進すると共に、調査研究の成果を資産として安全に保管集積できる施設整備と人材確保を図る。

##### ①石垣や法面などの保存のための基礎調査

- ア. 石垣カルテの作成（令和元年度実施）と更新
- イ. 地盤環境調査
- ウ. 動植物等の環境調査
- エ. 石垣及び法面等城郭を構成している主要素についての継続的な観察、観測

##### ②史跡として整備活用するための調査研究

- ア. 城郭として機能していた時代の遺構確認調査
- イ. 各時代の城郭構造の調査研究
- ウ. 各時代の史実等、城郭に係る歴史研究
- エ. 遺構確認や現状変更に係る発掘調査

#### (2) 史跡指定地内の保存管理

##### ①基本的事項

- ア. 遺構の保存、整備上の理由を除き、土地形状の変更、建築行為、設備等の設置、新規の植栽は行わないことを原則とする。
- イ. 史跡地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す基本方針を踏まえながら発掘調査等の調査研究結果に基づく整備計画を策定し、学識経験者の指導を受けながら整備を実施する。
- ウ. 石垣や法面等が毀損している場合には、応急的な処置を含めて適切な復旧・修理を行う。
- エ. 遺構の保存、史跡としての良好な環境、景観の維持に努める。
- オ. 史跡の管理活用に係る登山道や農道などの通路は、安全性を保つと共に適切に維持管理を行う。

##### ②史跡境界標等の設置

文化財保護法の第115条で設置を義務付けられている史跡標柱及び説明版、境界標、囲いその他の施設を設置する。

##### ③地形、城郭構造、遺構の保存管理

- ア. 利神山の地形や、各曲輪、遺構を構成する地形や石垣等について、現状の保存を図るため、現況測量等により現状把握し、記録する。
- イ. 法面や石垣等がすでに流出や崩壊している場合や、雨水等によりその恐れがある場合には、保護措置を検討すると共に毀損の未然防止及び拡大を防ぐ。
- ウ. 中世登城道等存在は推定できるものの未確認の遺構があるため、計画的な調査により確認すると共に、確認された場合には記録及び保護措置を講じる。

#### ④石垣の管理

利神城跡の石垣は、これまで大きな修理や復旧が行われてこなかったため、鉄道による分断や自然崩落を除き、廃城時の姿が今に伝えられている。一方で植物の成長や動物行動、雨水などの自然環境の影響により石垣やその周辺の法面の崩壊が進み、来訪者にとって危険が高まったため、山城全体への立ち入りが禁止されている。

このような状況を踏まえ、利神城跡の石垣の保存管理は次のような方向性をもとに日常的に維持管理を行う（図 8-1）。

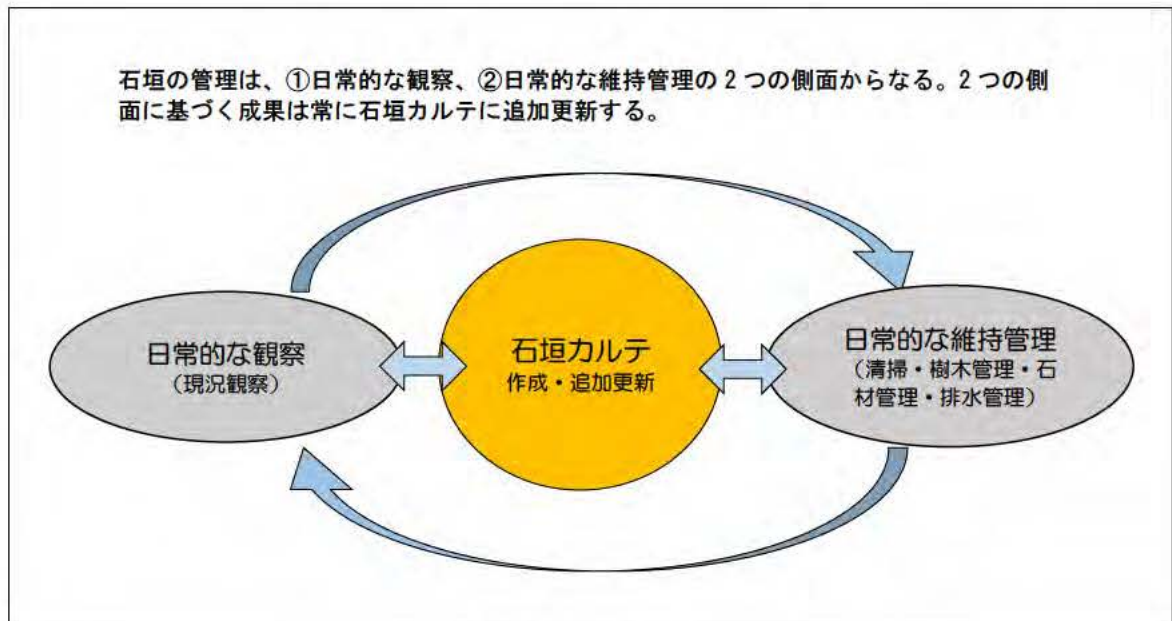


図 8-1 石垣の管理模式図

- ア. 個々の石垣の現状を把握・記録するために「石垣カルテ」を作成し、石垣保存管理の基礎資料とする（令和元年度作成）。
- イ. 本格的な修理や復元を検討実施するまで一定の時間が必要なため、その間変状や崩壊が進行しないように応急的な保護処置や最低限の管理動線の確保を行う。
- ウ. 早期公開が求められているため、公開箇所やそこに至る動線の検討をもとに、修理・補強の優先順位を設定し、関連する箇所の安全性を高める。
- エ. 石垣崩落箇所の中には、廃城時に意図的に破壊された可能性がある箇所も存在する。修理や復元・整備を行う際には、真正性の観点や本質的な価値、調査研究成果を踏まえ、対象箇所や方法について慎重に検討する。
- オ. 日常的な観察と維持管理を行うと共に、得られた情報や、実施した対応などについては石垣カルテに追加更新する。日常的な維持管理方法については、文化庁文化財部記念物課監修『石垣整備のてびき』2015の記載をもとに抜粋（一部事務局編集）を記載した（付編参照）。
- カ. 利神城跡における石垣の現状把握から、日常管理、修理、将来的な公開や復元整備を含む全体の関係を模式的に示すと次のようになる（図 8-2）。

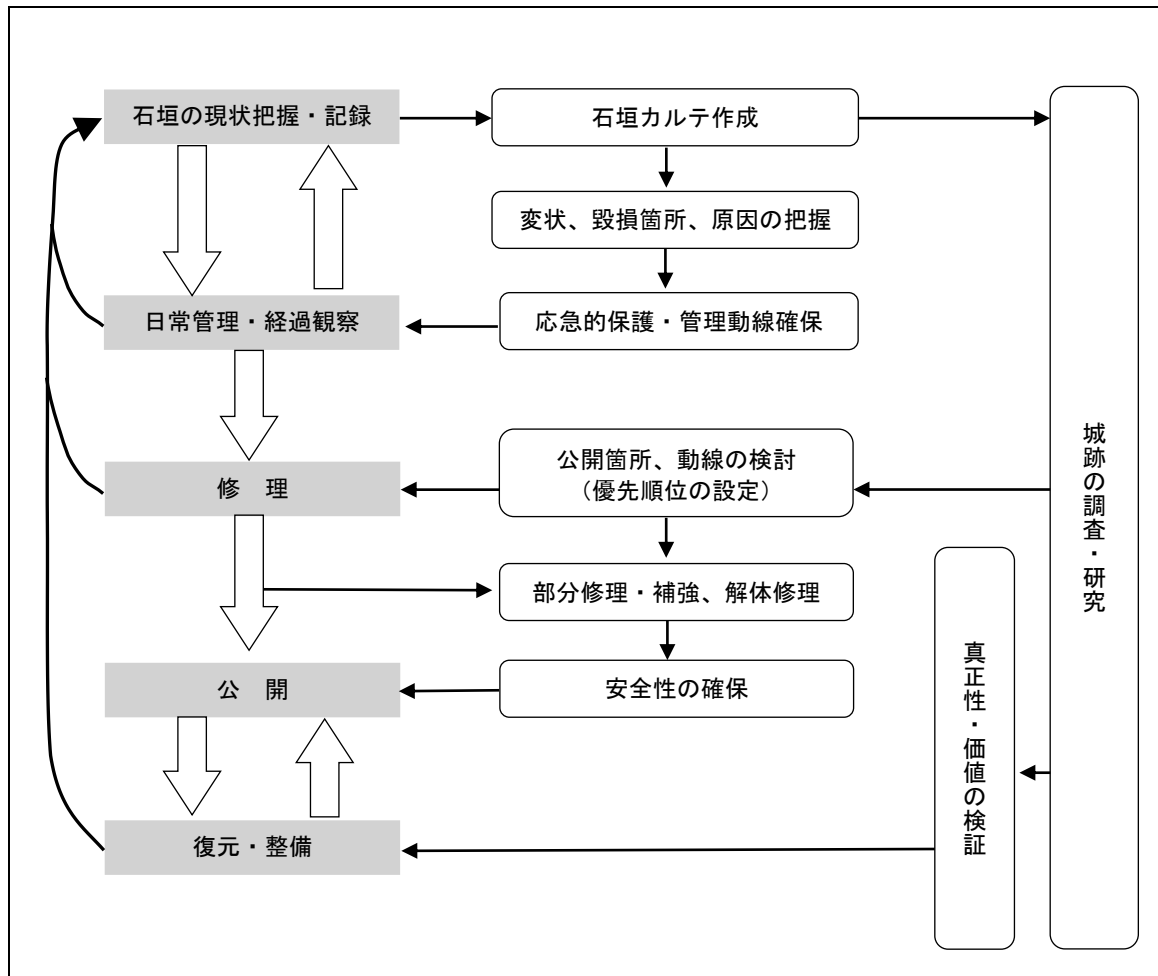


図 8-2 利神城跡石垣の保存管理と整備の関係図

### ⑤石垣の修理等

- ア. 山城中心地区の石垣は、崩落箇所や変状箇所が多い。現在も崩落が進行している箇所があるため、まず現状保存を最優先として、崩落の危険性が高い箇所の応急処置を行う。
- イ. 御殿屋敷地区の石垣は、農道に接する箇所や、鉄道沿いに立地する等崩落すれば人的な被害が大きい箇所がある。そのため、人的被害の危険性が高い箇所については優先的に保護、若しくは修理を行う。他の変状石垣については、現状保護のために必要な処置を実施する。
- ウ. 応急処置の対象は石垣及び石垣の変状に影響を及ぼす斜面や樹木等も含める。
- エ. すでに崩落している石垣については、当面は落石も含めた現状を保護すると共に崩落の拡大を防ぐ。
- オ. 応急的な処置後、石垣の変形が進行する懸念のある場合や利活用動線に接するなど地震時の危険が高い箇所については修理を行う。
- カ. 石垣等の修理が必要と判断される箇所については、適切な修理方法を検討し、計画的に修理を実施する。修理にあたっては、史跡の価値を損なわないよう、事前の発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、必要最小限の修理範囲に留め、可能な限り現存遺構を保存するよう留意する。

### ⑥地下遺構

- ア. 御殿屋敷跡地区等の発掘調査で確認されている地下遺構については、農作業等で誤って遺構を毀損することの無いよう遺構の検出高さを土地所有者に周知する等を行う。
- イ. 計画的な発掘調査を実施することにより、城跡や城下町の全容解明を図る。

### ⑦地域資産

- ア. 各曲輪からの眺望や、まちなみと河川との一体的な景観が確保されるように、主な視点場からの適切な植生管理を行うと共に、眺望を阻害するような要因がある場合には所有者の協力を得る等によりそれらの是正を検討する。
- イ. 山城山林地区の製鉄遺跡や祠については、埋蔵文化財、地域の歴史文化遺産として保護すると共に、案内板等による解説を行う。

### ⑧管理施設、活用施設等

- ア. 山城中心地区に至る登山道は、将来の見学路であり、維持管理上の通路でもある。現状では歩行困難で滑りやすい箇所もあり、樹木や草本類が繁茂しやすいため定期的な除草や整備が必要である。遺構に影響を及ぼさない範囲で通路部分の歩行性を高めると共に、除草等計画的な維持管理を行う。
- イ. 山城中心地区の立入制限ロープは、除草等の維持管理時の管理区分や安全な範囲の目安として重要であるが、恒久的な施設ではなく倒れやすいため、定期的にその範囲の適正と共に設置確認を行い当面維持する。
- ウ. 天守丸上の三角点は、測量の基準点であり、将来維持管理や各種工事の基準となるため、周辺の除草等その保護と維持に努める。
- エ. 山城山林地区の砂防ダムは、その西側の土砂災害警戒区域を守る重要な防災施設であるため、関係部署と連携を図り、適正な維持に努める。
- オ. 御殿屋敷地区の農道は、往時の動線が踏襲されている可能性があり、管理車両動線、見学通路でもあるため、適切な維持管理に努める。

### ⑨環境

- ア. 樹木の根等が石垣や法面などの遺構等史跡の価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、遺構の保全を優先とした対策を講じるものとする。
- イ. 樹木密度が高すぎる場所や枝が繁茂しすぎている樹木については、伐採や剪定を行い良好な景観を形成する。
- ウ. 樹木伐採については、兵庫みどりのヘリテージマネージャー（樹木医）の意見を聞きながら実施する。
- エ. 史跡内の私有農地については、遺構保護を前提に適正な農業活動の継続を図る。

### ⑩価値以外の要素

- ア. 天守丸の鉄塔（元避雷針）や破損した双眼鏡は、所有者及び管理者を確認のうえ撤去する。
- イ. 山城山林地区内の破損小屋や破損ベンチについては、所有者及び管理者を確認のうえ撤去する。
- ウ. 御殿屋敷地区の耕作放棄地については、所有者や地元の協力を得て除草等の維持管理を継続する。
- エ. 御殿屋敷地区内の納屋や倉庫については、所有者と協議のうえ、将来的には撤去を検討する。

- オ．御殿屋敷地区及び周辺の獣害対策用電気柵については、見学動線に支障のある箇所は、設置者と協議のうえ来訪者が利用可能なゲート等の設置を検討する。
- カ．獣害対策として、特に被害が多い山城中心地区を中心に侵入防止柵を設置する。設置にあたっては、維持管理上の利便性及び景観への配慮を行う。

### （３）史跡指定地外の保存

史跡指定地外の保存範囲は、史跡指定時の今後保護を要する範囲と、平福のまちなみ地区を中心とした「佐用町平福地区 歴史的景観形成地区」（第2章2（6）ウ参照）を対象とする。

#### ①今後保護を要する範囲

御殿屋敷地区のうち史跡指定範囲の南に隣接する範囲と、利神山南部の山城山林地区一帯及び別所構地区を含む範囲であるが、御殿屋敷地区と別所構地区については、部分的ながら発掘調査により史跡関連遺構が確認されている。したがって城郭を構成する一部であるとの認識のもと、調査経過やその価値などを所有者に周知すると共に、将来的には史跡指定も視野に入れる。現状変更や開発行為が予測される場合には、所有者及び事業者と調整し、保存協力を求めることとする。

山城山林地区については、一部で開発分譲された後、荒廃が目立ち、所有者確認ができていない区域がある。この付近は中世山城として機能していた時代の曲輪や登城道の存在が推定されるため、歴史的な価値の周知を行い、現状変更や開発行為が予測される場合には所有者及び事業者と調整し、保存協力を求める。さらに遺構の確認調査などを継続的に行う。

#### ②佐用町平福地区 歴史的景観形成地区

平福のまちなみ地区は、城下町から宿場町に変遷したため、旧城下町の構造が今も残る。さらに、まちなみ地区の南西山裾には利神城跡石垣の石切場跡が確認されているなど、城郭関連遺構が存在する地域である。地域住民や所有者に城郭関連遺構を周知すると共に、開発行為に関しては遺構や地域の歴史景観、将来的な保存活用に影響の無いよう協力を求める。

### （４）保存管理上の範囲設定と各地区の保存管理方針

#### ①保存管理上の範囲設定

上述した保存管理上の範囲を、改めて下記のア～ウに設定した上で地区ごとの保存管理の方針を定める。

- ア．史跡指定地内全域（山城中心地区、山城山林地区、御殿屋敷地区）
- イ．今後保護を要する範囲内の御殿屋敷地区及び別所構地区、山城山林地区
- ウ．史跡指定地外の平福まちなみ地区及び周辺地区（景観形成地区山麓景観形成ゾーンの史跡指定地外の部分）

## ②地区ごとの保存管理の方針

地区ごとの保存管理方針を次のように設定する。

表 8-1 地区別保存管理方針表

| 指定              | 地 区              | 土地所有            | 保存管理の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア<br>史跡指定地      | 山城中心地区           | 民有地             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣や法面の応急的な処置も含めた安定化を図り、当面は現状保存を図る</li> <li>・公開範囲を検討し、早期の公開を目指す</li> <li>・城郭遺構の分布、残存状況の調査を進め、城郭構造の解明を図ると共に、遺構や地形の保存を図る</li> <li>・安全な管理通路を確保し、除草等日常的な維持管理と変状変位の観察を継続的に行うと共に現状の周知を行う</li> <li>・防護柵等により獣害対策を行う</li> <li>・必要な場合には、公有化を図る</li> <li>・鉄塔や破損双眼鏡等の撤去する</li> </ul> |
|                 | 山城山林地区           | 民有地、社寺有地        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の協力を得ながら中世から近世に及ぶ城郭遺構の分布、残存状況の調査を進め、遺構や地形の保存を図る</li> <li>・所有者の協力を得ながら適切な植生の管理を継続する</li> <li>・山城中心部と同様入山禁止処置がとられているが、登山道の安全化を図り、早期の公開を目指す</li> <li>・必要な場合には、公有化を図る</li> </ul>                                                                                         |
|                 | 御殿屋敷地区           | 民有地、町有地（道路等）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣や法面の安定化を図り、必要な場合には修理を行う</li> <li>・除草等日常的な維持管理を継続的に行う</li> <li>・発掘調査や絵図文献調査を引き続き継続的に行い、特に大手枳形等の城郭構造及び城主館跡の構造解明を図る</li> <li>・周辺の農業利用との共存を図る</li> <li>・必要な場合には、公有化を図る</li> </ul>                                                                                         |
| イ<br>今後保護を要する範囲 | 御殿屋敷地区別所構地区      | 民有地<br>町有地（道路等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・城郭構造の一部で、未確認遺構存在の可能性が高いことを所有者に周知すると共に、開発行為に関しては遺構や将来的な保存活用に影響の無いよう協力を求める</li> <li>・必要な場合には所有者の同意を得て、史跡追加指定などの保護措置を行う</li> </ul>                                                                                                                                         |
|                 | 山城山林地区           | 民有地<br>町有地（道路等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者に城郭構造の一部で、未確認遺構存在の可能性が高いことを周知すると共に、開発行為に関しては遺構や将来的な保存活用に影響の無いよう協力を求める</li> <li>・所有者の協力を得ながら適切な植生の管理を継続する</li> <li>・別荘開発地など所有者不明の箇所については、関係機関にも協力を得ながら所有者の確認を行うと共に、城郭遺構の存在の可能性等の周知を図る</li> <li>・必要な場合には所有者の同意を得て、史跡追加指定などの保護措置を行う</li> </ul>                          |
| ウ<br>景観形成地区     | 平福まちなみ地区<br>周辺地区 | 民有地<br>町有地（道路等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者に城郭関連遺構存在の可能性が高いことを周知すると共に、開発行為に関しては遺構や将来的な保存活用に影響の無いよう協力を求める</li> <li>・明らかになっている旧城下町構造の周知を図ると共に、遺構や歴史の調査研究を継続する</li> <li>・西山石石切場跡の調査を行い、必要な場合には所有者の協力を得て保護措置を行う</li> <li>・利神城跡への良好な眺望景観を保ち、所有者に協力を得ながら、眺望に悪影響のある要素の排除を目指す</li> </ul>                                |

※史跡指定地区内の地区区分は、今後の調査研究等の結果を踏まえ変更修正を行うこともある。

## 2. 史跡指定地内における現状変更等に関する基準

### (1) 現状変更等の基準に関する共通事項

文化財保護法（以下、「法」という。）の規定により、史跡内で「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）」については、原則として文化庁長官の許可が必要である。

「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事等史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値を損なうことがないよう、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、法第184条第1項第2号の規定に基づき重大なものを除く行為については都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されている。また、法125条1項ただし書きに、許可が不要である事項が示されている。以下、現状変更を認めない場合、文化庁長官による現状変更等許可が必要な行為、兵庫県教育委員会による現状変更等許可が必要な行為、現状変更等許可が不要な行為を掲載する（図8-3）。

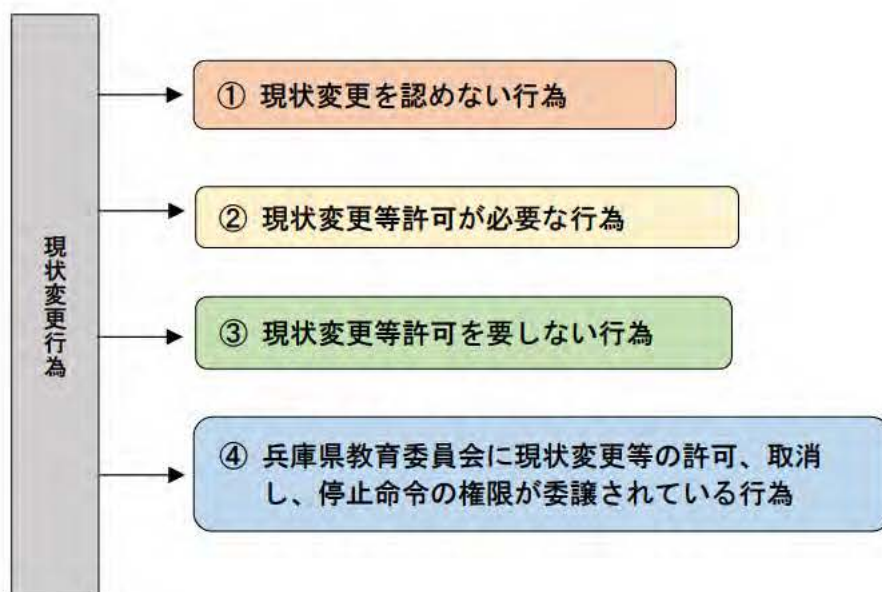


図8-3 現状変更行為に対する措置模式図

## (2) 現状変更等の取扱い基準

### ① 原則現状変更を認めない行為

- a. 遺跡に影響を及ぼす行為は、原則として変更を認めない。
- b. 地形及び景観の改変は、災害の復旧などを除き原則として認めない。

### ② 現状変更等許可が必要な行為

- a. 発掘調査等学術目的に実施する行為  
調査の目的が史跡利神城跡の保存、活用を図る上で必要もしくは寄与するものであること。  
また調査範囲がその目的のため必要最小限のものであること。
- b. 史跡の修理、復元整備  
発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備検討会等で十分に検討したものであること。また、修理は必要最小限の範囲とする。
- c. 地形の改変  
復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。
- d. 建築物の新築、改築、移転、除却  
新築、改築、移転、除却については、史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとする。
- e. 工作物の新設、改修、修繕、除却  
史跡の保存管理・活用・整備、防災設備等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとする。
- f. 地下埋設物の設置・改修  
改修は、史跡としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ認める。新設は、史跡としての保存管理・整備及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認めることとする。
- g. 木竹の植栽、抜根  
新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ認める。史跡の修理、整備に伴う抜根についてはその必要性和、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認める。

## ③ 現状変更等許可を要しない行為

**維持の措置**（法第125条第1項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為）

- a. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。  
（石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為、土坡の一部が流れ出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等）
- b. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。  
（石垣・土坡等の崩落若しくはそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等）
- c. 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。  
（運用にあたっては、行為の必要性、施工範囲などについて、所有者をはじめ関係機関が十分協議し、必要最小限の範囲となるよう努めること。）

**非常災害のために必要な応急処置**

教育委員会との事前に協議のうえ判断するものとする。ただし、事前の協議が不可能であった場合、すみやかに佐用町教育委員会へ報告するものとする。

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵の工作物の設置、被災した住民・来訪者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

**保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの（地形の変形を伴わないものに限る）**

教育委員会との事前に協議のうえ判断するものとする。ただし、事前の協議が不可能であった場合、すみやかに佐用町教育委員会へ報告するものとする。

- a. 日常の維持管理に係る行為
  - ・ 史跡指定地内の清掃、除草、植栽樹木の剪定などの維持管理、倒木の除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充
  - ・ 地下掘削や地形の改変を伴わない枯れ木の伐採、維持管理の範囲で行われる草刈り、剪定、枝払い、石垣面に生育しているツタ類や灌木類の除去、病虫害の防除処置等
- b. 測量や調査のための一時的な行為（測量杭や調査機器の設置など）
- c. 公共施設の日常的な維持管理（鉄道、農道管理等あらかじめ協議により現状変更が不要であることを確認済みの軽微な行為）
- d. 遺構を毀損することのない範囲での農業活動

④ 兵庫県教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第4項第1号により、県教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

- a. 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- b. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- c. 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- d. 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- e. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- f. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- g. 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- h. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

## (3) 各地区で想定される項目別現状変更等に対する取扱い基準

現状変更等についての取扱い基準は前項で示したとおりであるが、利神城跡の史跡指定地内で想定される現状変更等に対する取扱い基準について表 8-2 に示した。

表 8-2 現状変更等取扱い基準

|     | 史跡内で想定される現状変更等に対する取扱い基準                 |                                                                                           |                                                     |
|-----|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 項目  | 原則現状変更を認めない行為（遺跡や景観に影響を及ぼすもの）           | 条件により現状変更を認める行為（史跡に与える影響が最小限で保存活用に資するもの）                                                  | 条件により現状変更を認める行為（県に権限移譲されたもの）                        |
| 土地  | ・地形改変（遺構の保護、災害復旧等を除く）                   | ・史跡整備に必要な造成<br>・学術目的の発掘調査<br>・復元整備、修理、防災対策<br>・管理、整備に必要な道路の新設・拡幅<br>・管理・設備に必要な地下埋設物の設置・改修 | —                                                   |
| 建物  | ・史跡の保存活用とは無関係な建物の新築                     | ・保存公開施設、トイレ等便益施設の新築<br>・防災施設の新築・改修等                                                       | ・小規模なもので2年以内の期間を限って設置するもの                           |
| 工作物 | ・史跡の保存活用とは無関係な物置等の新設<br>・景観に影響の及ぼすものの設置 | ・石垣及び斜面の保護のためのネット、土のう、マット等の設置<br>・獣害対策のための柵等の設置<br>・解説看板・安全柵等の設置<br>・景観を害する小屋、鉄塔等の除却      | ・道路の舗装、修繕<br>・電柱、電線、水道管等の設置・改修<br>・史跡標識・説明板、境界標等の設置 |
| 樹木  | ・遺跡の保存や景観に影響の及ぶ伐採等                      | ・斜面保護や景観を維持するための木竹の植栽、抜根                                                                  | ・景観を阻害する木竹の伐採<br>・本来の植生を害する樹木の伐採                    |

|               |                                                                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状変更許可を要しない行為 | ・史跡のき損のため原状に復するときやき損の拡大防止のための応急措置<br>・非常災害時の応急措置、仮設工作物の設置等<br>・農作業、草刈り、清掃、鉄道施設の維持等の日常管理で、地形の変形を伴わない軽微な行為など |
| 史跡外           | ・史跡周辺においては、埋蔵文化財、景観等の関係法令に基づき周辺環境の保護を図り、特に今後保護を要する範囲においては、開発等による遺跡への影響や景観に影響が及ばないよう協力を求める                  |

### 3. 公有化及び追加指定について

#### (1) 史跡指定地の公有化

利神城跡の史跡指定範囲のほとんどが私有地である。これまでは所有者の協力により史跡保存がなされてきたが、今後は石垣等主要遺構の修理や活用を継続的に行う予定であるため、保存活用上重要な箇所については所有者の同意を得ながら、計画的な史跡指定地の公有化を目指す。

#### (2) 史跡の追加指定

利神城跡は中世から近世初頭までの間機能していた城郭であるため、城郭構造も時代により改変され、重複する箇所もあると考えられる。その範囲も含め全貌は未だ解明されておらず、遺物や遺構の調査も部分的なものに限られる。

現在の史跡指定範囲は、城郭として機能していた時代としては最後の近世初頭の遺構を中心に指定されている。しかし、これまでの調査研究により利神山の南西麓に位置する箇所が、中世城郭時代の居館跡である別所構であったことが確認されており、平成29年の史跡指定時には利神山南部の尾根と共に「今後保護を要する範囲」とされている。

今後、別所構跡やその周辺、さらに石切場などの関連遺構に関してさらなる調査研究により各時代の城郭構造や関連遺構、歴史の解明を進め、その結果を受けて史跡として追加指定すべき重要箇所であると判断されれば、所有者の同意を得たうえで史跡の追加指定を目指す。

## 第9章 活用

利神城跡の活用については、先に設定した大綱と基本方針をもとに検討する。大綱に係る四つの物語（時代）をもとに活用の方向性を示した。

表 9-1 活用の方向性

| 大綱 「利神城跡をめぐる四つの物語を再発見し、語り継ぐ」                                                                                                                                                                                               |                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 物語 1                                                                                                                                                                                                                       | 別所氏が居城した「中世の利神城」の物語         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中世利神城跡の調査及び解明と、中世居館跡である別所構の案内解説</li> </ul>                                                                                                                                        |                             |
| 物語 2                                                                                                                                                                                                                       | 宇喜多氏を経て池田氏が大改修した「近世の利神城」の物語 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城跡の安全な公開と関連情報の展示や解説の実施</li> <li>・ 石垣構造の解説や展示と石切場跡等関連遺構の公開</li> <li>・ 中世城郭から近世利神城への大改修の構造解明と解説</li> <li>・ 池田氏の本城である姫路城及び六支城との関係解明と連携</li> </ul>                                    |                             |
| 物語 3                                                                                                                                                                                                                       | 廃城後旗本領や幕府直轄地となった頃の物語        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃城による城跡の変化及び廃城後の歴史解明とその解説</li> </ul>                                                                                                                                              |                             |
| 物語 4                                                                                                                                                                                                                       | 宿場町平福として最も栄えた頃の物語           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かつての宿場町の賑わいの解明、解説と旧街道の宿場町との連携</li> <li>・ 宿場町や旧城下町としてのまちなみ景観の整備</li> </ul>                                                                                                         |                             |
| 各物語共通                                                                                                                                                                                                                      |                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利神城跡への眺望や史跡からの眺望を活かす</li> <li>・ 教育機関との連携を図り郷土学習の場として活かす</li> <li>・ 自然環境や農業環境を活かす</li> <li>・ 保存活用のためのセンター施設整備（町施設としての管理運営を想定）</li> <li>・ 利神城跡の価値についての情報発信による多面的な活用を促進する</li> </ul> |                             |

## 1. 各地区の活用

各地区の主な活用項目を史跡指定地及び今後保護を要する範囲の地区と、関連遺跡地区に分けて一覧表にまとめた（表 9-2、9-3）。

表 9-2 史跡指定地及び今後保護を要する範囲の主な活用項目

| 地区     | 主な活用項目                                                                                                                                                                                 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区 | ①安全性が確保された箇所での早期部分公開<br>②調査研究成果をもとにした情報発信、教育活動、石垣の修理や復元<br>（但し廃城後の意図的な石垣破壊も考えられるため検討が必要）<br>③平福まちなみ地区における城跡の展示案内                                                                       |
| 山城山林地区 | ・石垣構造を学ぶことのできる教室の開催<br>・模型や新技術活用（AR：拡張現実など）による山城全体の展示<br>・石垣や法面の現状と危険性の公開<br>④石切場跡や中世遺構など関連遺構の公開<br>⑤身近な自然体験の場としての活用                                                                   |
| 御殿屋敷地区 | ①平福のまちなみと一体となった回遊性のある歴史空間の形成と観光ガイド<br>②平福駅前の立地を活かした展示案内<br>③調査研究成果をもとにした情報発信、教育活動、主な城郭構造の整備、公開（史跡の入口となる南石塁、大手櫓形虎口周辺から優先的に整備を進める）<br>④休耕農地の活用<br>・教育機関や地域の農業活動との連携<br>・四季を通じた農業や農耕文化の体験 |
| 別所構地区  | ①中世館跡としての公開<br>②平福まちなみ地区における紹介                                                                                                                                                         |

表 9-3 関連遺跡地区の主な活用項目

| 地区               | 主な活用項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平福<br>まちなみ<br>地区 | ①旧城下町と宿場町の特色を活かした活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の活用の促進（利神城跡の展示案内施設、ガイドや学習拠点、飲食、宿泊施設）</li> <li>・旧街道やまちなみ景観の向上（修景、歴史的建造物の維持）</li> <li>・案内施設の充実（旧城下町や宿場町、町家等について）</li> </ul> ②地域の絆を活かした活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元ガイドによる歴史と観光ガイド</li> <li>・地域ブランドの構築</li> <li>・学校教育や生涯学習との連携</li> </ul> ③御殿屋敷跡を含めた回遊性の向上、観光モデルルートの設定 |
| 周辺<br>地区         | ④多様な交通手段への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両乗り入れ対応（大型車を視野にした地区外の駐車場検討等）</li> <li>・自転車利用者の利便性向上（レンタサイクルやサイクリング利用検討等）</li> </ul> ①城郭関連遺構の公開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・西山石取場の公開と案内</li> </ul> ②利神城跡を望む眺望地点の選定と活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観阻害要因の排除、景観形成の推進</li> </ul>                                           |

## 2. 広域における活用

### （1）中世から近世にかけて機能していた利神城に関連する歴史拠点との連携

- ①「中世山城跡」「近世初頭の石垣を持つ山城跡」としての連携
- ②池田氏の城郭として、本城である姫路城や六支城との連携
- ③播磨地域や広域における、テーマに沿ったイベントの実施や広報活動
- ④関連城郭についての研究成果の共有と公開

### （2）城下町平福が廃城後宿場町へと変遷した歴史を活かした因幡街道宿場町との連携

- ①因幡街道の各宿場町の特色を活かした整備・活用、連携イベント
- ②地域特産品や伝統文化の発掘と新たな物産の開発

### （3）上月城跡や三日月陣屋跡など地域の関連歴史拠点との連携

- ①資料館の展示方法や案内方法の工夫による連携、城めぐり等

### （4）佐用町の史跡名所との連携

- ①史跡名所の再発見
- ②名所を巡る回遊路の設定
- ③レンタサイクルや自転車を利用しやすい環境整備
- ④ルートマップ作成

**（５）利便性を活かした誘致**

- ①主要都市での宣伝広報による知名度の向上
- ②個人旅、自転車旅、訪日客の誘致

**３．共通の取り組み**

**（１）歴史や環境を楽しむことで整備活用につなげる**

- ①史跡に係る様々な活動に周辺地域の人々をはじめ、より多様な地域の人々が無理なく参加し楽しむことのできるしくみづくりを目指す。

**（２）情報発信や活動を通じて多くの人々の関心を集め、地域の支持者や愛好者、保存活用のための協力者を増やす**

- ①関連する地域と連携したソフト事業などによる普及啓発活動の展開を図る。
- ②町広報、ホームページ、パンフレット等の充実を図り、史跡の魅力を発信する。
- ③史跡に関する調査研究成果や、修復、整備の状況を積極的に公開し、より多くの人々が利神城跡の価値や情報を共有する機会を設ける。

**（３）教育機関との連携や活動を通じて次世代を担う人材を育てる**

- ①利神城跡周辺を学校教育、社会教育の場として活用すると共に、すでに実施されている出前授業・講座のさらなる充実を図り、史跡の魅力と価値を伝える。
- ②可能な範囲で維持管理に参加することで、史跡への愛着を深める。

## 第10章 整備

利神城跡の整備については、利神城跡の史跡としての価値を守るために必要な保存に係る整備と各地区や関連地区の活用に係る整備とがある。特に利神城跡では石垣や法面等毀損部分を早急に保護する必要があるため、応急対策工について事例を含めてまとめた。

### 1. 保存に係る整備

#### (1) 応急的な保護・復旧

利神城跡においては、石垣や法面等重要遺構の毀損が大きく日々進行しているため、これらの保存等に関する整備項目と主要な位置を示した。さらに応急的な処置として考えられる工法等を示した。

表 10-1 各地区の保護復旧に係る整備項目

| 区分    | 地 区              | 保護復旧のための主な項目                                                                                                      |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 史跡指定地 | 山城中心地区<br>山城山林地区 | ①山城中心地区遺構の保護・修理<br>・石垣危険部の保護<br>・石垣基盤部の保護<br>・法面保護、安定化<br>・影響樹木の伐採<br>・獣よけ柵の設置等<br>②管理通路整備<br>・石垣管理のための安全な管理通路の整備 |
|       | 御殿屋敷地区           | ①遺構や法面の保護や修理<br>・石垣危険部分の安定化、修理<br>・法面保護、安定化<br>②管理通路整備<br>・鉄道山側の管理通路整備                                            |

#### (2) 応急的な保護の方法

主に山城中心地区や御殿屋敷地区では応急的な保護を要する箇所が多い(図 10-1、2)。保護の対象ごとに主な応急的な対策工法をまとめた。

表 10-2 応急対策工

| 保護対象 | 工 法    | 対策工                         |
|------|--------|-----------------------------|
| 石垣   | 落石防護工  | 落石防止網工(写 9-1, 2)、落石防止柵工     |
|      | 崩落防止工  | 支保工、アンカー工                   |
| 法面   | 被覆工法   | ネット工、マット工(写 9-3)            |
|      | 吹付工法   | モルタル吹付工                     |
| 共通   | 雨水排水対策 | 表面排水工(写 9-5)                |
|      | その他    | 土嚢構築(写 9-6)、じゃかご工(写 9-4)、柵工 |



写 9-1 落石防止網工事例



写 9-2  
落石防止網、マット工事例



写 9-3 マット工事例



写 9-4  
マット工、じゃかご工事例



写 9-5  
排水工事例（法肩流出防止）

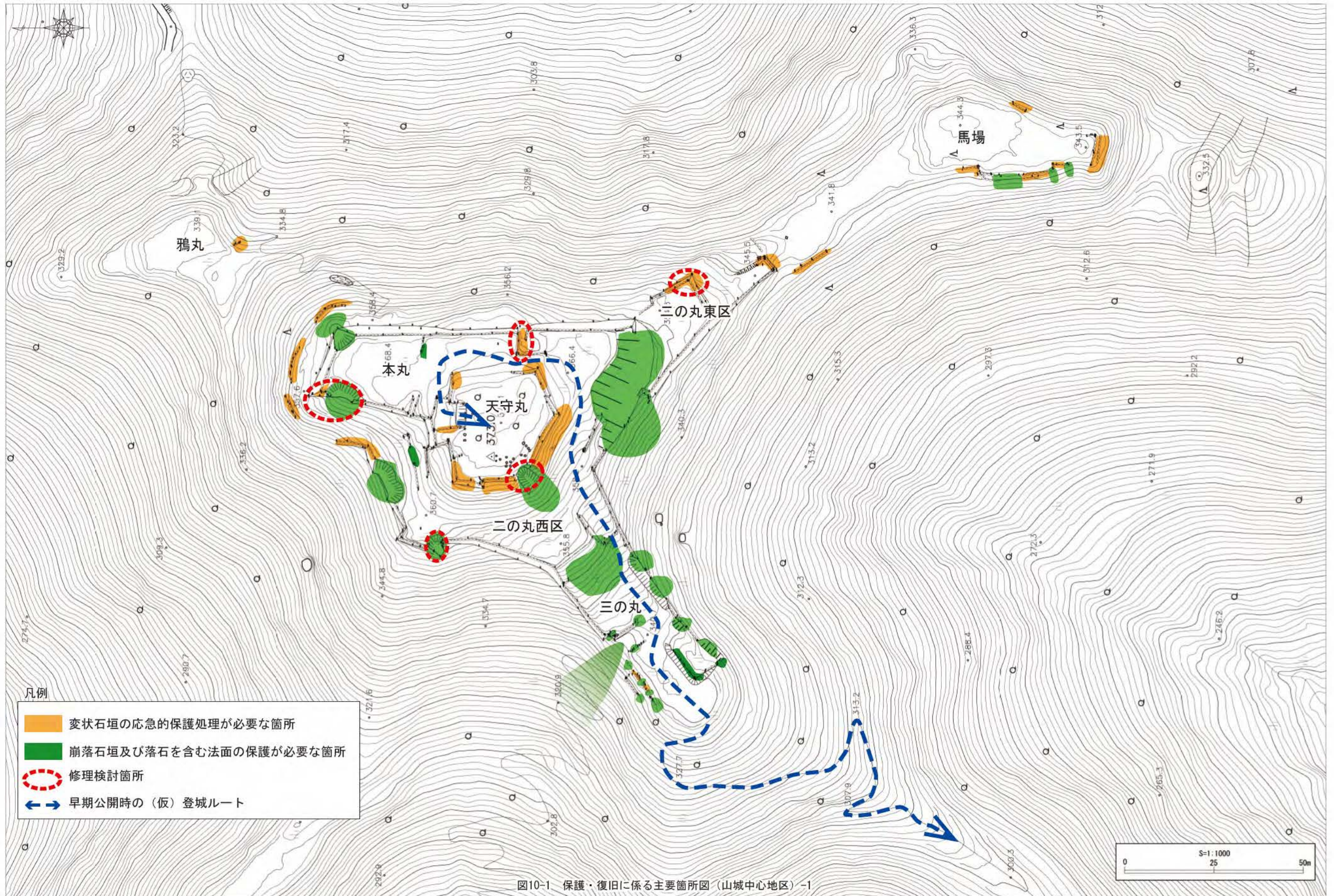


写 9-6  
法面土嚢工事例（法面）

特に山城中心地区においては、危険箇所が多く、作業にあたる作業員の安全にも留意する必要がある。したがって安全な作業通路の整備や仮設路が必要である。また、山頂部付近への資材運搬については運搬車両が到達できないため、モノレールや空輪等による運搬方法の検討も必要となる。

### （３）保存のための整備

利神城跡はこれまで整備が行われておらず危険な状態のところも多い。特に急峻な山城地区では、すぐさま整備が行える状態ではなく整備手法も簡単ではないため、これからの課題といえるが、一旦応急的な対策工事を行った後、整備基本計画を策定したうえで計画的に修理を進める。その際、現状で維持可能な石垣等は本来の価値を伝えるために極力残すこととする。



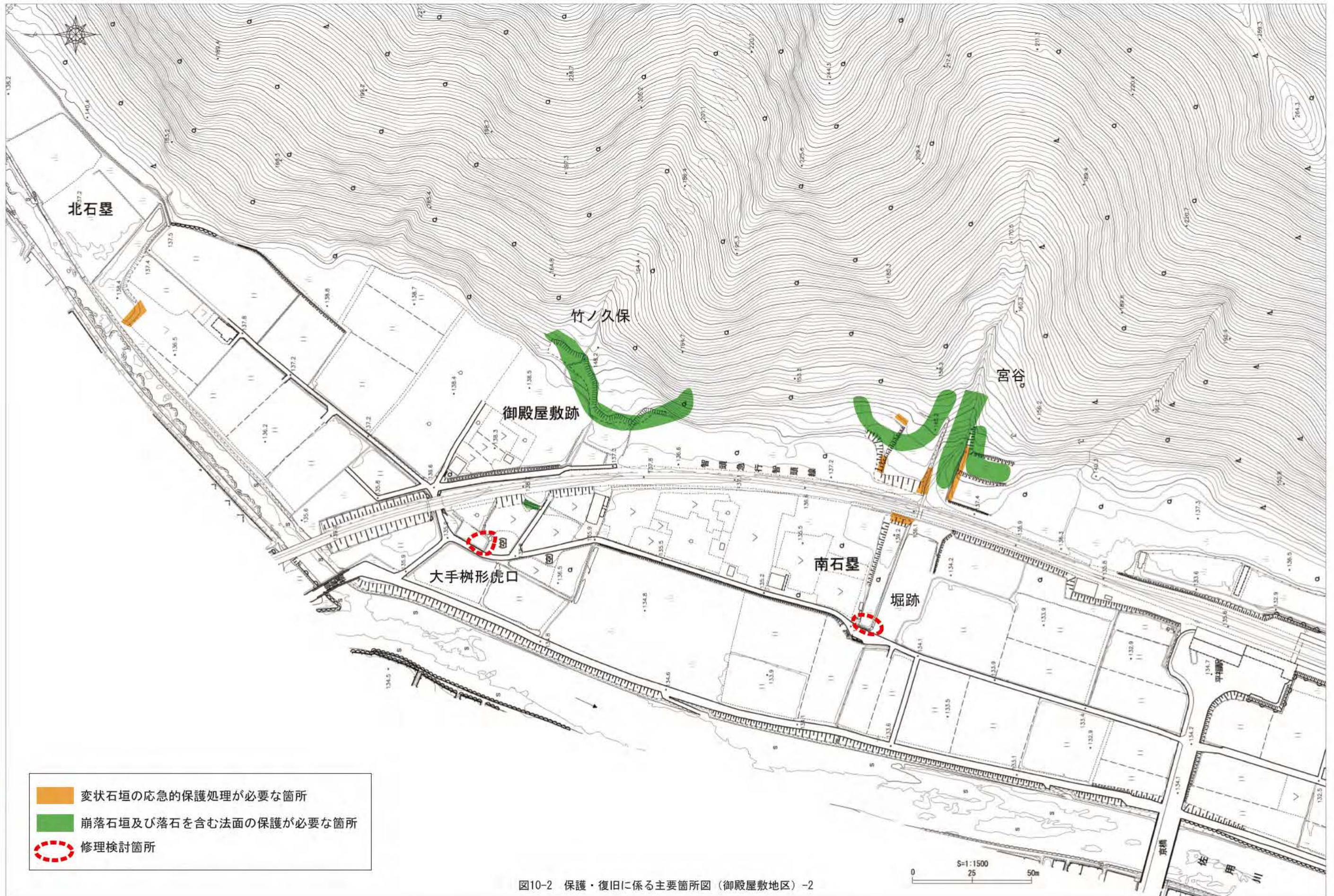


図10-2 保護・復旧に係る主要箇所図（御殿屋敷地区）-2

## 2. 活用に係る整備

活用に係る整備は、整備基本計画を策定したうえで計画的に整備する。整備にあたっては、管理者である佐用町内の関連部署や、地域のまちづくり組織等管理運用が想定される組織や人材と整備内容や運用方法等を十分協議したうえで実施する。主な整備項目を整理した。

表 10-2 史跡指定地、指定時の今後保護を要する範囲の主な整備項目

| 地区     | 主な整備項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山城中心地区 | ①公開のための整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な登山道の整備（南西登山道の安全対策整備）</li> <li>・安全に関する注意喚起等の案内板整備</li> <li>・城郭構造説明板や道標</li> </ul> ②城郭構造復元整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虎口等主要城郭構造の復元整備</li> <li>・主要石垣崩落部分の復元整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |
| 山城山林地区 | ①関連遺構の公開のための整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連遺構の案内解説板の整備</li> <li>・関連遺構見学路整備</li> <li>・安全に関する注意喚起案内板整備</li> </ul> ②身近な自然体験の場としての整備活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然解説案内板整備</li> <li>・安全な登山道の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |
| 御殿屋敷地区 | ①調査研究成果をもとにした主な城郭構造の復元整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虎口、石垣、堀、旧京橋（歩行者用）などの復元</li> </ul> ②平福のまちなみとの回遊性や駅前の立地を活かした見学動線の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路山側の管理通路を兼ねた回遊性のある動線整備（線路横断路は鉄道会社と協議のうえ設置）</li> <li>・案内板の整備、展望台整備</li> </ul> ③駅前立地の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の展示案内</li> <li>・自転車やガイド拠点整備</li> </ul> ④ガイド養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイド用のマニュアル整備（石垣の積み方や時代解説、城郭用語等）</li> </ul> |
| 別所構地区  | ①中世館跡としての公開のための整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板整備</li> <li>・平福まちなみにおける案内や展示と、まちなみからの動線整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

表 10-3 関連遺跡地区の主な整備項目

| 地区       | 主な整備項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平福まちなみ地区 | ①旧城下町と宿場町の特色を活かした整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の活用による利神城跡の展示案内施設、ガイドや学習拠点、宿泊施設整備</li> <li>・街道舗装による景観向上</li> <li>・案内板整備（旧城下町や町家について）</li> </ul> ②御殿屋敷跡を含めた回遊性の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者通路整備</li> <li>・案内板整備</li> </ul> ③多様な交通手段への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス等大型車を視野に地区外の駐車場整備</li> <li>・レンタサイクルや自転車利用者施設整備</li> </ul> ④平福まちなみ地区における城跡の展示・案内に係る整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣構造を学ぶことのできる教室の整備</li> <li>・模型や、新技術活用（AR：拡張現実など）整備</li> </ul> |
| 周辺地区     | ①城郭関連遺構の公開のための整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・西山石切場の見学路整備（西山への登山ルート及び展望箇所の整備）</li> <li>・案内板整備</li> </ul> ②利神城跡を望む眺望のための整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者や高齢者の利用にも配慮した眺望地点整備</li> <li>・景観阻害要因の排除、景観形成</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |

### 3. 整備のスケジュール

利神城跡の山城中心地区は石垣や法面の崩壊が進んでおり、その危険性から入山禁止処置がとられている。今後早急に石垣や法面等の保護処置を行ったうえで、優先順位に沿って修理を行う必要があるが、工事困難な立地から、安全に利活用できるまでには相当の時間が必要となる。

一方麓の御殿屋敷跡は、鉄道で一部が分断されているものの、石塁や大手枡形虎口の一部が残り、建物跡などの地下遺構も保存されている可能性が高い。さらに平福駅に接しており、佐用川対岸では旧城下町が宿場町のまちなみとして残るなど、まちなみとの一体的な活用が期待される。

このようなことから、活用に関しては御殿屋敷地区及び周辺地区から優先的に取り組む。山城に関しては保護上の整備と修理を順次進めると同時に、人数制限やガイド付等の条件付きで見学利用可能にする等の対応を検討する。

整備活用計画の実施時期については、早期に着手すべき施策については事業開始後5年以内、中期的に取り組むべき施策については6年～10年、長期的な展望のもとに実施を検討すべき施策については11年～20年程度の期間を想定する。整備活用には、石垣や法面の安定化が不可欠なことから、保護保存に関する施策も含めて実施時期を検討した。

今後は関係機関や町内の他施策との調整を図ると共に、事業の必要性、緊急性等について随時検証し、社会情勢や財政状況等も考慮しながら整備を推進する。

なお、具体的な整備内容等については、整備計画を策定し、具体化するものとする。

表 10-4 施策の実施計画

| 地区       | 主要施策                                 | 短期 | 中期 | 長期 |
|----------|--------------------------------------|----|----|----|
| 山城中心地区   | 石垣や法面の安定化                            |    |    |    |
|          | 登山道の安全対策と早期公開（限定公開）                  |    |    |    |
|          | 石垣修理、虎口等主要城郭構造の復元整備                  |    |    |    |
|          | 主要遺構や道標等の案内板整備                       |    |    |    |
| 地区 山城山林  | 登山道の安全対策                             |    |    |    |
|          | 石取場跡や中世遺構等関連遺構の整備公開                  |    |    |    |
|          | 身近な自然体験の場としての整備活用（自然案内板整備等）          |    |    |    |
| 御殿屋敷地区   | 石垣や法面の安定化、流出土砂の除去                    |    |    |    |
|          | 主要遺構の復元                              |    |    |    |
|          | 回遊性のある見学路の整備                         |    |    |    |
|          | 案内板の整備、展望台整備                         |    |    |    |
|          | 農業体験や教育機関・地域活動と連携した活用                |    |    |    |
|          | 駅前の有効活用（展示案内、自転車やガイド拠点整備）            |    |    |    |
| 地区 別所構   | 案内板整備                                |    |    |    |
|          | まちなみからの動線整備                          |    |    |    |
| 平福まちなみ地区 | 空き家の活用促進（利神城跡のガイダンス施設、ガイドや学習拠点、宿泊施設） |    |    |    |
|          | 街道景観の向上（街道舗装等）                       |    |    |    |
|          | 案内板整備（旧城下町や町家について）                   |    |    |    |
|          | 地域の絆を活かした地域ブランドの構築                   |    |    |    |
|          | 学校教育や生涯学習との連携、石垣教室の開催等               |    |    |    |
|          | 御殿屋敷跡を含めた回遊性の向上                      |    |    |    |
|          | 多様な交通手段への対応（車両、自転車対応）                |    |    |    |
|          | 平福まちなみ地区の空き家等を利用した城跡の展示・案内           |    |    |    |
| 周辺地区     | 利神城跡関連遺構の整備（西山石切場の整備活用）              |    |    |    |
|          | 景観阻害要因の排除、景観形成                       |    |    |    |
|          | 利神城跡への展望箇所の選定と整備・連携                  |    |    |    |
|          | 駐車場の整備・保存活用センターの整備                   |    |    |    |
| 広域       | 姫路城を中心とした池田家六支城との連携                  |    |    |    |
|          | 因幡街道宿場町との連携                          |    |    |    |
|          | 関連城郭についての研究成果の共有と公開                  |    |    |    |
| 全体       | 管理運営に関するソフト・プログラムについての検討             |    |    |    |

利神城跡の保存活用の大綱に基づき、保存管理、活用、整備について  
図 10-3 に模式図を示した。

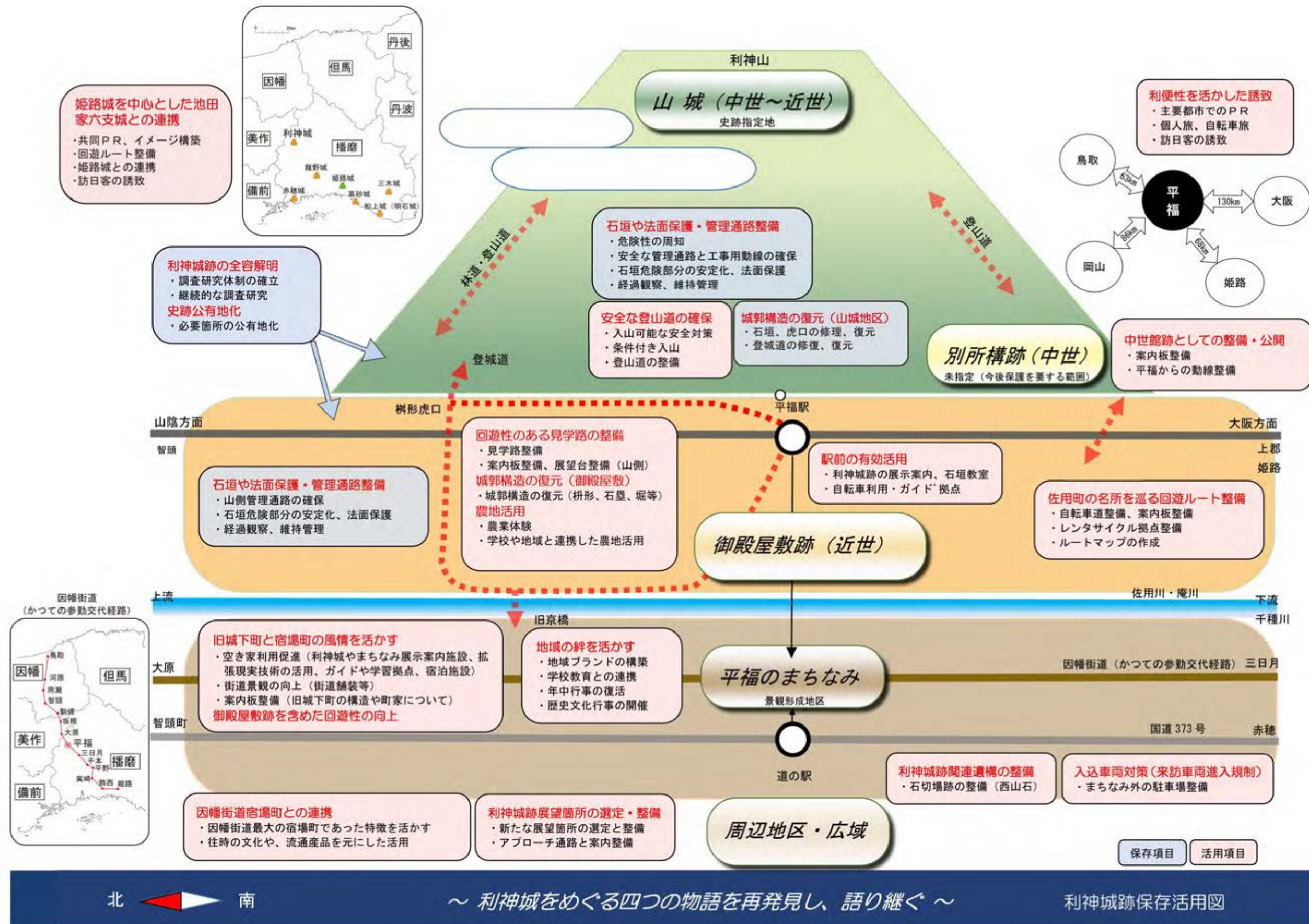


図 10-3 利神城跡及び周辺の保存活用模式図

## 第 1 1 章 運営・体制

### 1. 基本的な考え方

利神城跡の史跡範囲はほとんどが民有地であり、山裾には鉄道が通り御殿屋敷跡周辺は農地として活用されるなど多様な土地利用がなされている。史跡内の維持管理については除草等を地域の有志が実施しており、地域の共有財産として認識されてきた経緯がある。しかし経年劣化や近年多発する豪雨等により、石垣や法面の崩壊危機が高まっているうえに、地域の担い手の高齢化等により維持管理は困難な状況である。

こうした状況から、今後史跡を適切に保存管理し整備活用していくためには、史跡の管理者である佐用町が、教育委員会を主体とした庁内における管理・運営体制を構築したうえで、教育機関をはじめ、地域のまちづくり関連団体や有志との連携や役割分担、関係機関・関係地域との連携を図ることが必要である。このような体制整備のための方向性を以下に示す。

#### ① 佐用町庁内の連携

- ・保存管理については佐用町教育委員会が主体となり、活用については商工観光、まちづくり、建設、農林、広報等の関係部局が連携しながら実施する体制とする

#### ② 佐用町と地域との連携

- ・地域の小学校、中学校、高校等学校教育との連携を図り、次世代への継承につなげる
- ・利神城跡の管理者である佐用町が中心となり、保存活用に協力可能な有志や団体とが連携協働し、役割分担しながら保存活用事業を推進する

#### ③ 関係機関との連携

- ・国、県等の関係機関との連携によって実効性のある体制づくりを進める
- ・史跡の保存活用は、専門的な側面を有することから、専門家や有識者による検討委員会を設置し、保存活用の方向性や手法等を十分検討しながら事業を進める

#### ④ 積極的な情報公開と、保存活用事業への参加促進

- ・調査研究成果や保存活用の過程を講演や出版、ホームページなど多様な方法で公開する
- ・保存活用に係る様々な事業推進の過程で、新しい住民や学生、歴史や城跡に関心を持つ人々が気軽に参加できるしくみをつくり、体験を通して将来を担う人材の発掘と育成を図る

#### ⑤ 関連地域との連携

- ・中世播磨の山城や、毛利氏や宇喜多氏の関連城郭、池田氏の関連城郭、佐用町内の他城、因幡街道の宿場町等関連する城跡や地域との連携、交流事業を行うことにより、相互活用を図る

図 10-3 利神城跡及び周辺の保存活用模式図

## 2. 保存活用の体制

利神城跡に係る保存活用の体制は、まず佐用町内における佐用町教育委員会が中心となった関係部署の連携が必要である。そのうえで教育機関をはじめ、まちづくり関連団体や有志と連携・協働し、国、県の指導・助言・支援等を受けながら推進する。さらに、必要に応じて専門家・学識経験者を中心とした検討委員会に諮り、指導・助言を受ける。目指す保存活用の体制を図11-1に示す。

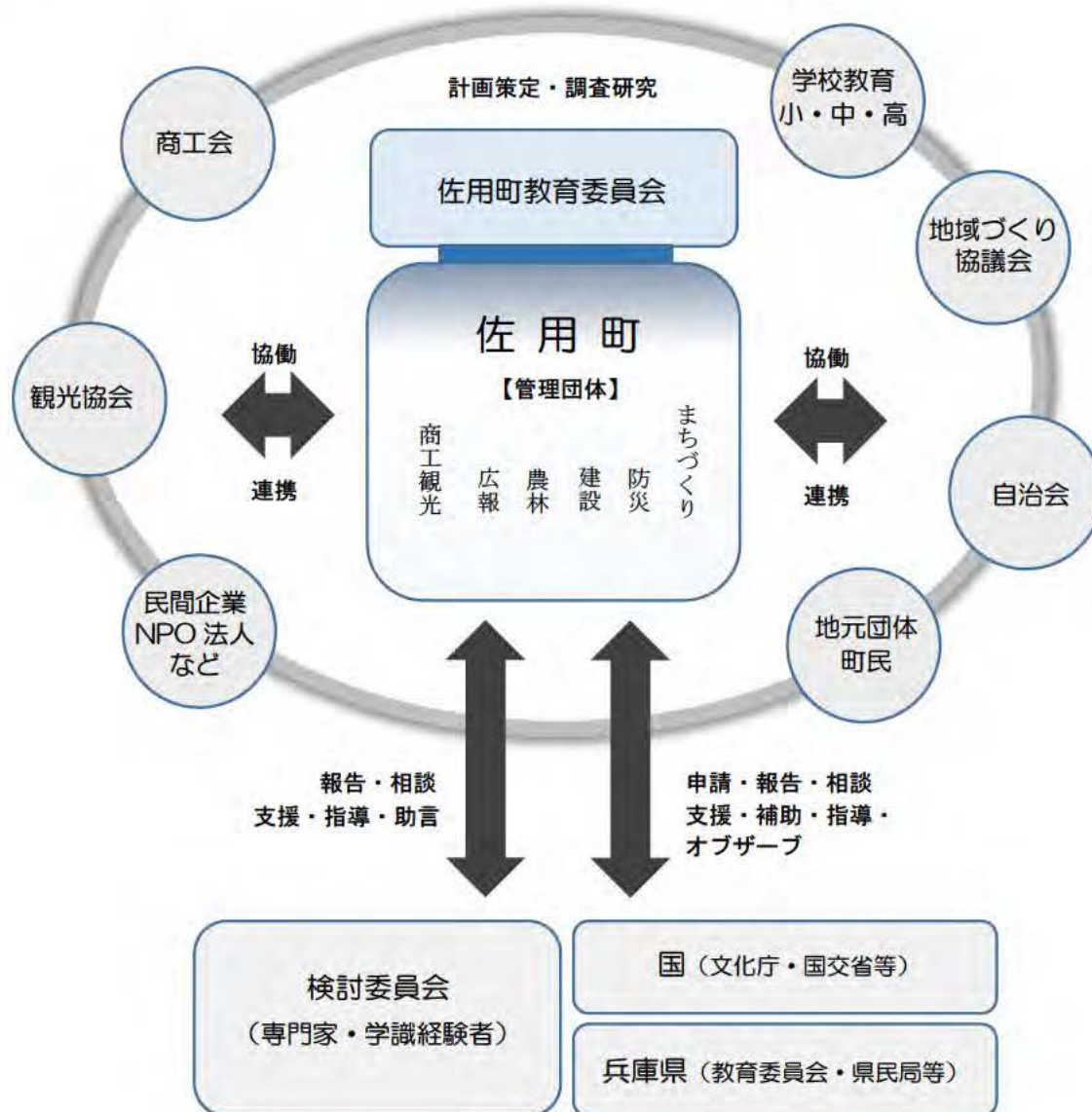


図 11-1 保存活用体制のイメージ図

保存活用に係る主な事業については、今後具体的な役割分担に基づき佐用町が主体となって進める必要がある。連携する「佐用町を中心とした行政」「地域」（まちづくりに係る活動団体や有志）や「専門家を中心とした委員会等」がどの程度役割を担っていくかの分担度合いを表11-1に示した。

表11-1 保存活用の役割分担イメージ

| 事業項目      | 概 要                             | 行政                                                                                   | 地域                                                                                    | 委員会等                                                                                  |
|-----------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査研究事業    | 城郭構造、遺物整理検証、発掘調査                |    |                                                                                       |    |
|           | 古文書・絵図の研究、関連歴史研究                |    |    |    |
| 保存修理事業    | 石垣・法面の保存修理                      |    |                                                                                       |    |
|           | 登城路、登山道の保存修理                    |    |    |                                                                                       |
| 維持管理事業    | 定期観察、除草・清掃、獣害対策<br>樹木管理         |  |  |  |
| 活用事業（ハード） | 復元・表示整備、案内板整備、見学<br>路整備、安全施設整備、 |  |                                                                                       |  |
| 活用事業（ソフト） | 展示公開データ作成                       |  |                                                                                       |  |
|           | ガイド、情報公開<br>関連地域との交流事業          |  |  |                                                                                       |
| 人材発掘・育成事業 | 学校教育との連携（出前授業、現地<br>教育）、インターン制度 |  |  |  |

※表中の線が太いほど各事業への分担度合いが大きい

## 第12章 経過観察

### 1. 経過観察の方向性

利神城跡を確実に保存し、適切に管理・活用するためには、石垣や斜面の安定化を図ったうえで、計画的に活用・整備を行い、将来にわたり継続的に維持管理に取り組む必要がある。将来様々な環境変化に対応しながら継続した保存活用を実施するために、実施する保存管理、活用、整備、運営等の各段階において定期的に点検・評価し、その結果得られた改善・修正点を施策や事業、計画に反映すると共に、必要に応じて見直しを図る経過観察のサイクルを確立する。また、突発的な事項が発生した場合には別途協議する体制をつくる。

点検・評価は、管理者である佐用町教育委員会が中心となり、客観的な評価を得るために外部の専門家等にも協力を仰ぐ（図12-1）。

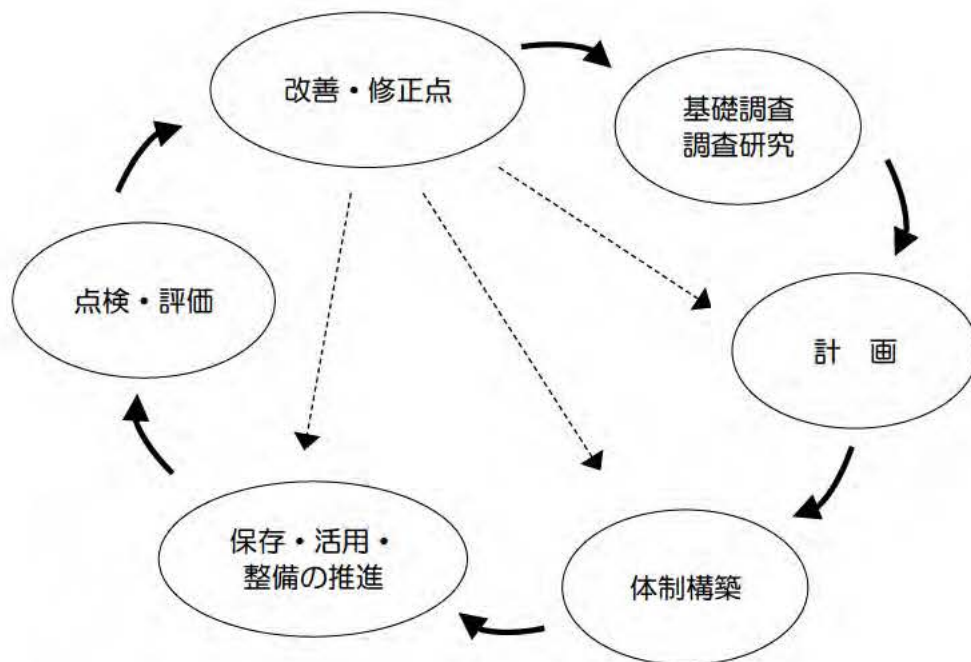


図12-1 経過観察のイメージ図

## 2. 経過観察の方法

経過観察は、「調査研究」「保存」「活用」「整備」の各段階において、点検・評価を行い、その結果である修正点等を各事業に反映する。

表 12-1 主要項目の経過観察方法

| 項 目  | 主な経過観察の対象                                                                                                                              | 経過観察の方法                    | 頻 度   |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|
| 調査研究 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・城郭構造に係る調査研究</li> <li>・遺物等の収集整理状況</li> </ul>                                                    | 佐用町教育委員会及び外部の歴史関係者による成果確認  | 1 回／年 |
| 保存   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や法面の保存状況</li> <li>・石垣の保存状況</li> </ul>                                                        | 佐用町教育委員会による点検確認及び石垣カルテの更新  | 2 回／年 |
| 活用   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・城郭構造や石垣等利神城跡の特徴を活かした活用状況</li> <li>・周辺や広域の関連する歴史文化遺産との連携状況</li> </ul>                           | 佐用町及び地域の活動団体、外部の専門家による成果確認 | 1 回／年 |
| 整備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画の策定状況</li> <li>・保護上の整備状況</li> <li>・活用上の整備状況</li> </ul>                                     |                            |       |
| 連携   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐用町庁内の体制構築状況</li> <li>・学校教育との連携状況</li> <li>・地域や関係機関との連携状況</li> <li>・地域の宝として継承されているか</li> </ul> |                            |       |
| 突発事項 | ・史跡全域の防災等に係る事項                                                                                                                         | 緊急協議体制の確立                  | 随時    |

## 付 編

1. 用語の解説
2. 石垣の日常的な管理
3. 保存管理や活用に関わる地域組織等
4. 利神城跡平面図
5. 山城中心地区曲輪区分図
6. 山城中心地区石垣位置図
7. 御殿屋敷地区石垣位置図

## 1. 用語の解説

### 【城郭の施設】

#### 曲輪（くるわ）

城郭における基本的な居場所。多くの場合内部を平坦化して、周囲に対しては防御施設によって守る（図付-1）。

#### 虎口（こぐち）

城の出入口とこれを守る施設のこと。城では出入口を攻められることが弱点となるので、虎口と称して厳重に守った。虎口は単に出入口の門のみをいうのではなく、出入口の周囲の施設も含めて呼ぶことがある（図付-1）。

#### 石塁（せきるい）

城壁は石や土で築かれた斜面や堤防状の高まりで、曲輪の周囲を巡る防御線、あるいは曲輪内の仕切りに使われる。石で築かれた城壁のこと。

#### 豎堀（たてぼり）

丘城・山城等の斜面に設けられた空堀で、等高線に対して直角に掘られた堀（図付-1）。

#### 縄張り（なわばり）

曲輪の配置や虎口の形式、城壁の屈曲等、城の平面計画全般のこと。

#### 堀切（ほりきり）

尾根筋を分断する堀を言う。山城の弱点となる尾根伝いに侵入する敵を防ぐために設けたもの（図付-1）。

#### 枡形虎口（ますがたこぐち）

屈曲した通路と門の前後の広場を組み合わせた構造の出入り口で、敵が容易に城内に進入できないようになっている（図付-1）。

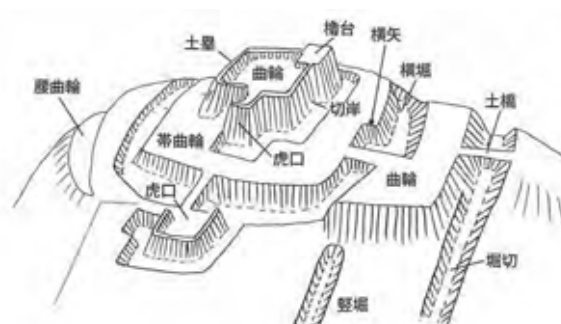


図 付-1  
※『兵庫山城探訪』より引用

## 【石垣】

### 石切場（いしきりば）

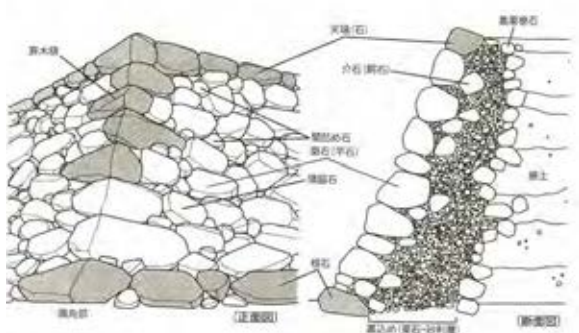
築城のために石垣等の石材を採取した場所。

### 隅角部（ぐうかくぶ）

ひとつの石垣立面と他の石垣立面が接し、角部を構成する隅角部は角石とそれを支える角脇石等から成り、勾配・稜線を形成する（図付-2,3）。

### 算木積み（さんぎづみ）

隅角部を構成する角石の組み合わせ方。直方体の角石の小面と大面を交互に組み合わせて積む方法により、隅角部に対してかかる石垣の全重量を左右に分散して支える構造を持つ。算木積みは、天正期にその様式としては完成し、その後文禄・慶長期にかけて発展した。勾配を構成する角石・角脇石の加工の形状及びそれらの組み合わせの手法等を見分けることにより、石垣の成立時期を検討することができる（図付-2）。

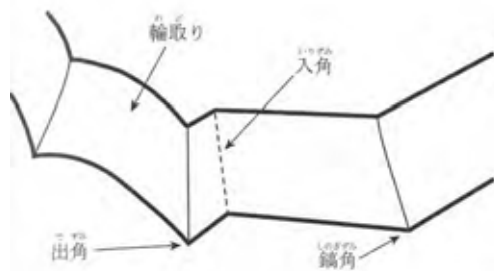


図付-2

※『石垣整備のてびき』より引用

### 鎚角（しのぎづみ）

鈍角状に組んだ隅角部（図付-3）。



図付-3

※『石垣整備のてびき』より引用

### 布積み崩し（ぬのづみくずし）

石垣の横目地を平行に積みあげる布積みの一類型である。短い横目地を上下、左右に通すもので、築石（平石）を配置する積み方のこと。

### 野面積み（のづらづみ）

自然石のみで積まれた石垣。

### 法勾配（のりこうばい）

石垣の傾斜角度のこと。

### 矢穴（やあな）

石材を矢で割る際に人工的に掘られた穴の痕跡。割石では穴の片方のみが残る。

### 乱積み（らんづみ）

大小、不揃いの異なる築石（平石）を組み合わせる積み方。

## 【参考文献】

- ・文化庁文化財部記念物課監修  
『石垣整備のてびき』
- ・兵庫県立考古博物館特別展図録 NO. 22  
『兵庫山城探訪』
- ・三浦正幸『城の鑑賞基礎知識』

## 2. 石垣の日常的な維持管理

### (1) 意義・目的

石垣の日常的な維持管理は、石垣の状態を常に良好に維持し、管理することである。それは、次の4項目から成り、それぞれの性質に応じてある一定の周期の下に行う。

- ア. 見回り・清掃、イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理、ウ. 石材管理（落石も含む）
- エ. 排水管理

### (2) 総括的事項

日常的な維持管理を継続的に行うことは、石垣の緩み・孕みの進行を防止又は抑制する効果を持つ。それは、結果的に経費面の節約においても効果をもたらす。石垣の復旧（修理）の前後に関わらず、日常的な観察を通じて行う概況調査と並行して実施することが重要である。維持管理の実施内容は、石垣カルテにも反映する。

### (3) 維持管理の基本的な考え方

実施時期、対象範囲と項目を定め、記録する。日常的な観察（概況調査）と同時並行で行う場合には、地方公共団体の職員が自ら記録することとなるが、内外の機関・部局等に委託する場合には、留意事項を定めるなど、統一した記録の作成に努める必要がある。

### (4) 維持管理の内容

#### ア. 見回り・清掃

石垣の上面・表面・基部にはゴミが捨てられたり、放置されたりする可能性もあることから、定期的に見回りを行い、清掃に努める。

常に清潔・整頓された状態に維持されていることは、人が親しみやすい石垣の周辺環境を創造する上での前提となる。したがって、石垣付近に限ることなく、城跡全体においても、日常的な見回り・清掃は重要である。

常勤・非常勤の監視員、外部機関への業務委託、ボランティア活動や来訪者によるものなどを検討する。

#### イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理

石垣の上面・表面・基部に叢生する雑草・実生木の除去、植栽樹木の適切な管理を行う。

雑草・実生木を放置すると、表面に付着した根が石材を表面から劣化させたり、石垣の裏込め（栗石・砂利層）にまで及ぶことにより、石垣の安定性に重大な影響を及ぼしたりする可能性がある。したがって、それらの除去は年間最低2回行うことが望ましい。特に、高石垣の表面に叢生した雑草・実生木の除去作業は危険を伴うことから、外部の専門的な機関に委託して実施することが多い。ただし、雑草の叢生箇所は地下水の浸潤の経路を示している可能性もあることから、除草の前に丁寧に観察し、石垣の緩み・孕みと雑草の生え方及び水の浸潤経路との関係を推測することも必要である。

また、石垣の上面・基部には、樹木が植栽されている場合がある。それらの中には、長い年月が経過する過程で根が張り、石垣の安定性に悪影響を及ぼしているものも見られる。したがって、日常的に樹木の根張りとは石垣との関係を観察し、顕著な影響を及ぼしていると判断できる場合には、移植するなどの適切な処置が必要となる。その際には、根張りによって緩み・孕みが顕著に

生じている石垣の範囲を特定し、解体修理を行う必要がある。

樹木は、城跡の良好な景観又は来訪者にとっての快適な環境を創造し、生物の生息環境を維持する上でも重要な役割を果たしている。したがって、それらの伐採・除去にあたっては、樹木が果たすこれらの多くの機能にも留意が必要である。特に、伐採・除去の明確な理由を事前に看板・広報誌等を通じて公表し、その合理性について地域住民から合意を得るよう努めることも重要である。また、山城主郭地区においては、樹木が石垣の崩落を防いでいたり、落石を留めていたりする場合もあるため、伐採の判断はこれらに留意しながら慎重に行う必要がある。

樹木は生長するものであり、時間とともに根が石垣の安定性に影響を及ぼすことは必至である。したがって、石垣の上面・基部など石垣の直近の位置には、できる限り樹木植栽を差し控える。

#### ウ．石材管理

観察・維持管理とも関連して、石垣を構成する個々の石材、石垣周辺の落石、周辺工事により発見された石材、他所にて保管した石材の管理を行う。

個々の石材が雑草・蘚苔類・地衣類等により劣化していないか、割れ等を生じるなど顕著な劣化・風化が進んでいないかについて、確認・把握を行う。特に利神城跡の場合には石垣崩落に伴う落石が広範囲に存在することから、これらの石材の把握と保存も必要となる。

#### エ．排水管理

石垣の上面・基部における排水溝が正常に機能しているか、排水されずに湿潤な状態のまま継続することがないか等の点について確認・把握を行う。

特に、石垣上面の排水が適切に行われていない場合には、石垣の裏込め（栗石・砂利層）に土砂が流入し、目詰まりを引き起こすことにより、石垣の緩み・孕みの遠因となる可能性もある。したがって、排水溝が詰ったり、土砂が堆積して埋まったりしている場合には、排水機能の回復のために定期的に清掃を行う。

また、豪雨時の排水状況を確認することにより、現時点での排水系統の最大許容度を把握することができる。

（『石垣整備のてびき』2015.1 より抜粋し、一部編集）

### 3. 保存管理や活用に関わる地域組織等

#### (1) まちづくりに係る組織等

- ・地域づくり協議会・自治会

新町発足の後、平成 18 年に、町内に 13 の地域づくり協議会が設立され、協働のまちづくりに取り組んできている。利神城跡は、長谷及び平福の地域づくり協議会が関わり、それぞれの地域に属する自治会とともに、利神城跡の国指定推進時から協力している。平福地域づくり協議会では、利神城跡のライトアップ、講演会、まちあるきイベントなど地域活性化事業を行っている。町企画防災課と連携。

- ・大字平福管理委員会

平福地区の 5 つの大字の共有財産の管理運営を行う組織で、年 2 回、利神城跡周辺の草刈をしており、町が実施する草刈と区域分担する形で史跡環境の維持管理を行っている。そのほか、地区内水路の石積み補修を行うなどの活動も行う。町商工観光課、教育課と連携。

- ・平福文化と観光の会

地域の文化財の掘り起こしと、それらを住民の手による町づくりに取り入れ実践してきた。現在、平福を代表する町屋を改修した「お休み処瓜生原」の指定管理を担い、内部の公開展示と食事（そば）や喫茶の提供をしている。町企画防災課、商工観光課と連携。

- ・郷土を考える会

平福地域のまちづくりを担う団体として活動している。

- ・佐用町平福観光ガイド協会

宿場町平福の歴史文化遺産を来訪者に紹介し、まちなみの維持・発展に寄与する活動をしてきた。近年、まちなみだけでなく利神城跡のガイドも始め、ガイドマニュアルの作成やガイド養成にも取り組んでいる。町商工観光課、教育課と連携。

- ・ぐる一ふふくちゃん

平福地域の任意団体で、「お休み処瓜生原」のスタッフを担当している。

- ・ほっと

平福地域の任意団体。空き家を利活用し、「いこい処ほっと」「ギャラリー アンド ほっと」の運営を担っている。観光客のおもてなしの場となっている。

- ・ゴトンボの会

長谷地区の任意団体で、民泊や貸農園の運営を担っている。

- ・(株)道の駅平福

平福観光の拠点となっている道の駅「宿場町ひらふく」の運営を行っている。町観光商工課と連携。観光ガイドの窓口でもある。



写 付-1 いこい処ほっと  
2008 年 8 月に開設された、喫茶室。運営はギャラリー  
ほっとと同じ女性グループがおこなっている



写 付-2 ギャラリー アンド ほっと  
2008 年 4 月開設。てづくりギャラリーで地域活性化。  
心のこもったもてなしが活動テーマの女性グループ

## （２）歴史研究に係る組織等

### ・ 佐用古文書研究会

平福の田住家文書（兵庫県立歴史博物館蔵）の解読を続ける有志の会。解読した古文書を翻刻資料集としてまとめている。自らの学びであるとともに、町の歴史を解明する資料化につながっている。教育課と連携。

## （３）活用に係る制度や事業等

### ・ 空き家バンク制度

町内の空き家の賃貸、売買の紹介窓口として、利用者の受付、空き家情報の公開を行っている。町商工観光課担当。

### ・ 木村邸の活用

平成 29 年度に始まった「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」の一環として、平福の旧酒造所「木村邸」の改修利用を官民共同で行うことになった。町屋を改修した店舗は民間活用を含め、4 軒目になる。

## （４）教育機関の活動等

### ・ 小学校（郷土学習）

小学校では平福や利神城に詳しい地域の観光ガイドの方をゲストティーチャーとして招き、一緒にまちなみを観察したり、グループごとの調べ学習で質問に答えてもらったりしている。また、調べたことを壁新聞にまとめたり、まちなみ紹介 AR を作成したりしている。

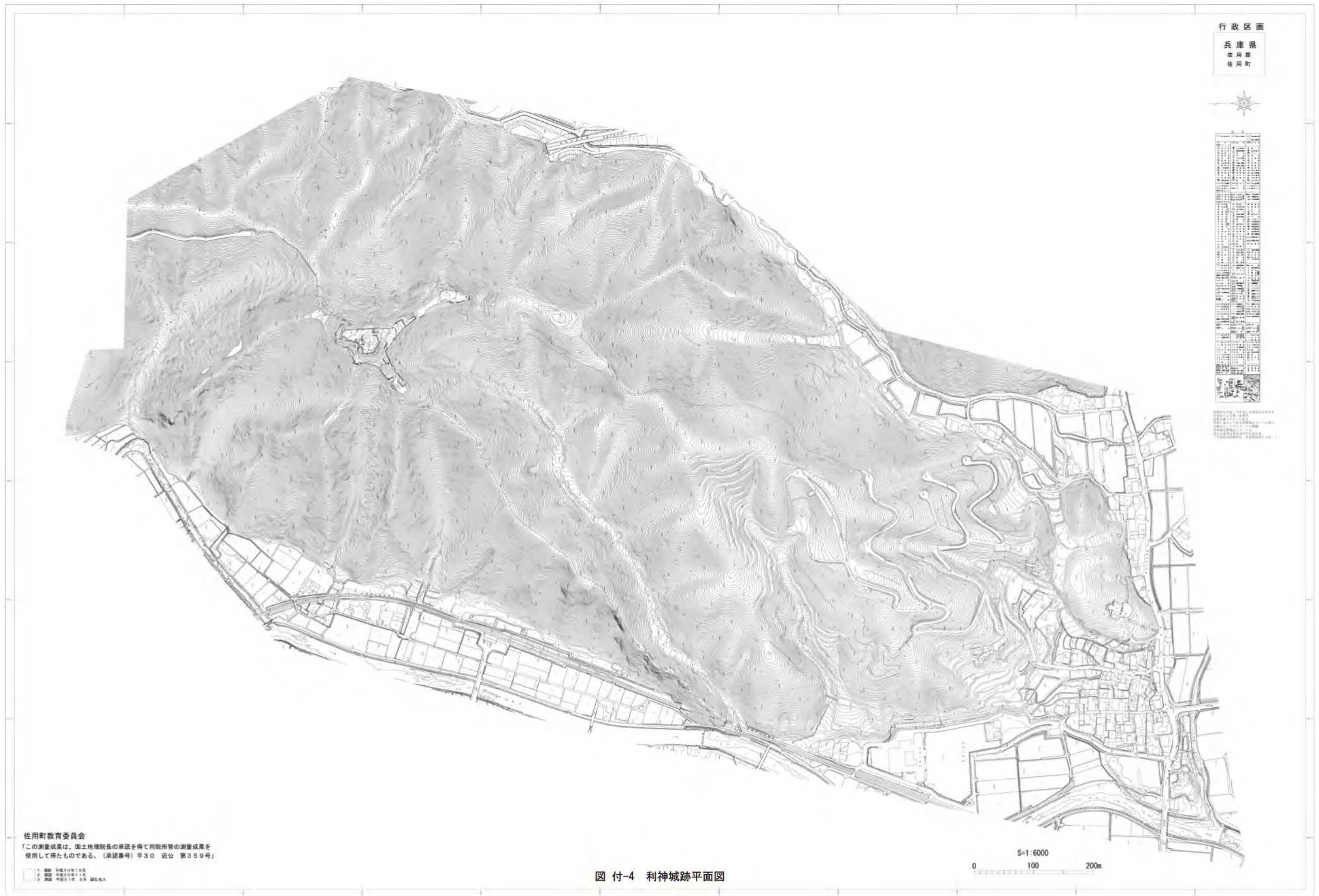


図 付-4 利神城跡平面図

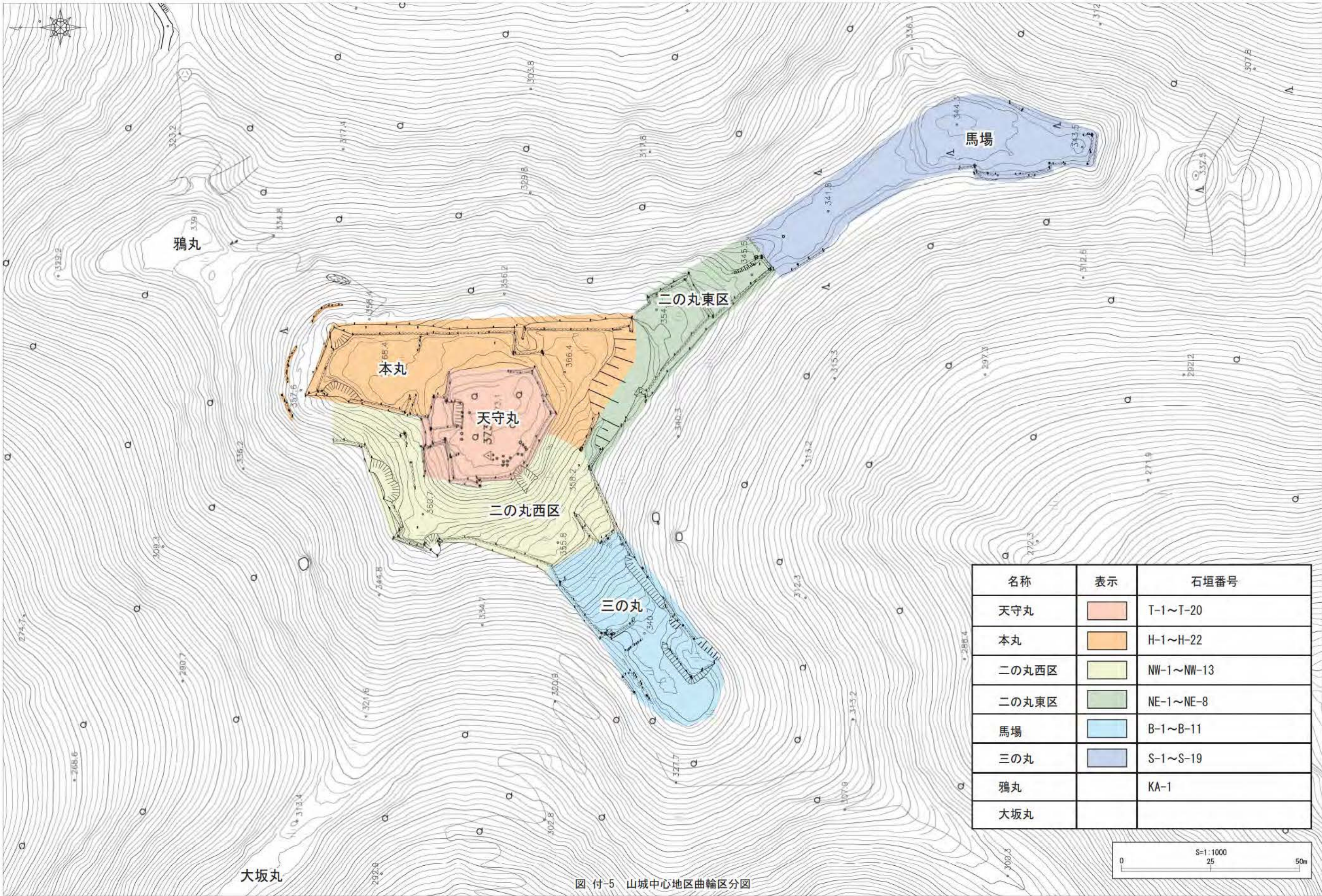


図 付-5 山城中心地区曲輪区分図

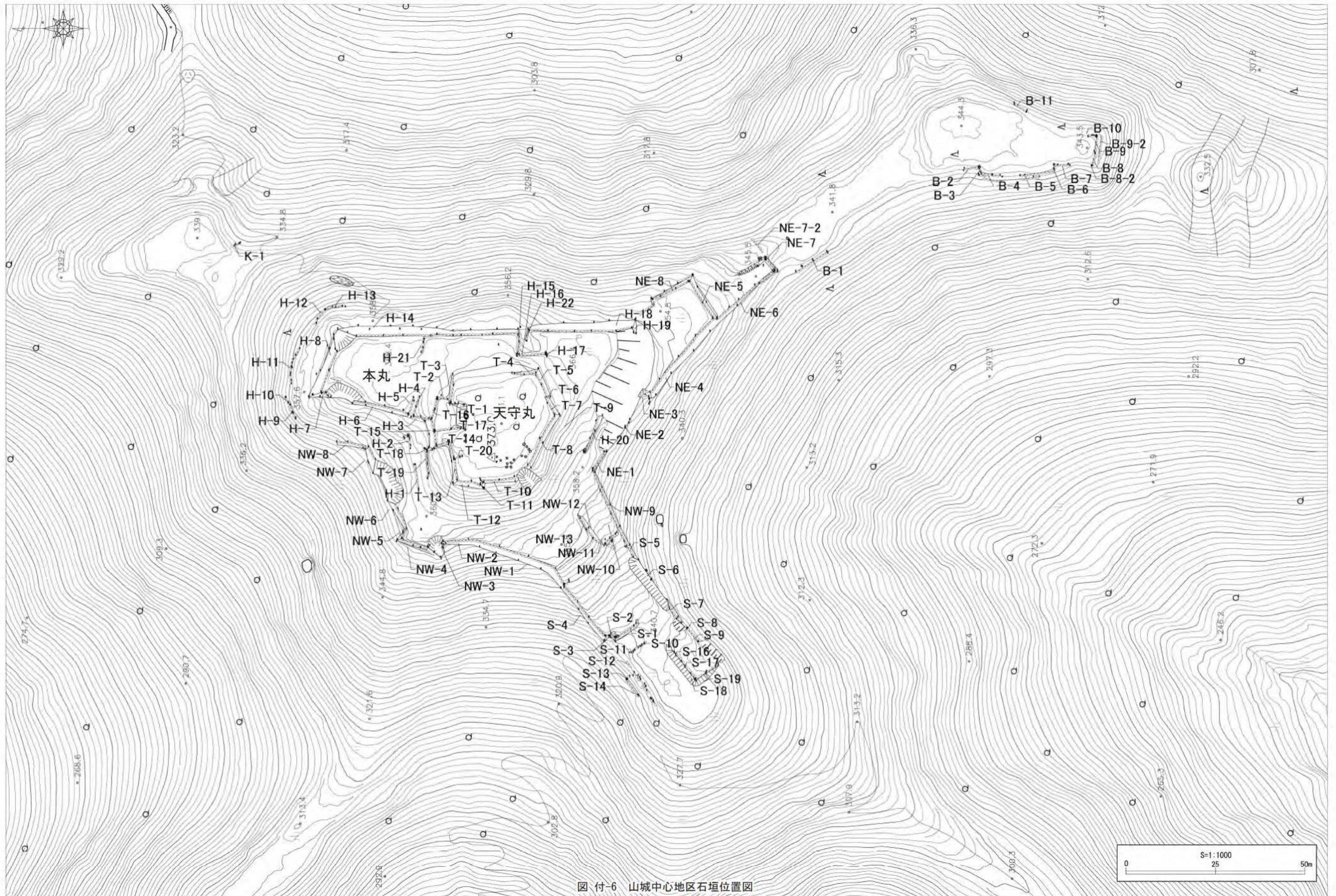


図 付-6 山城中心地区石垣位置図

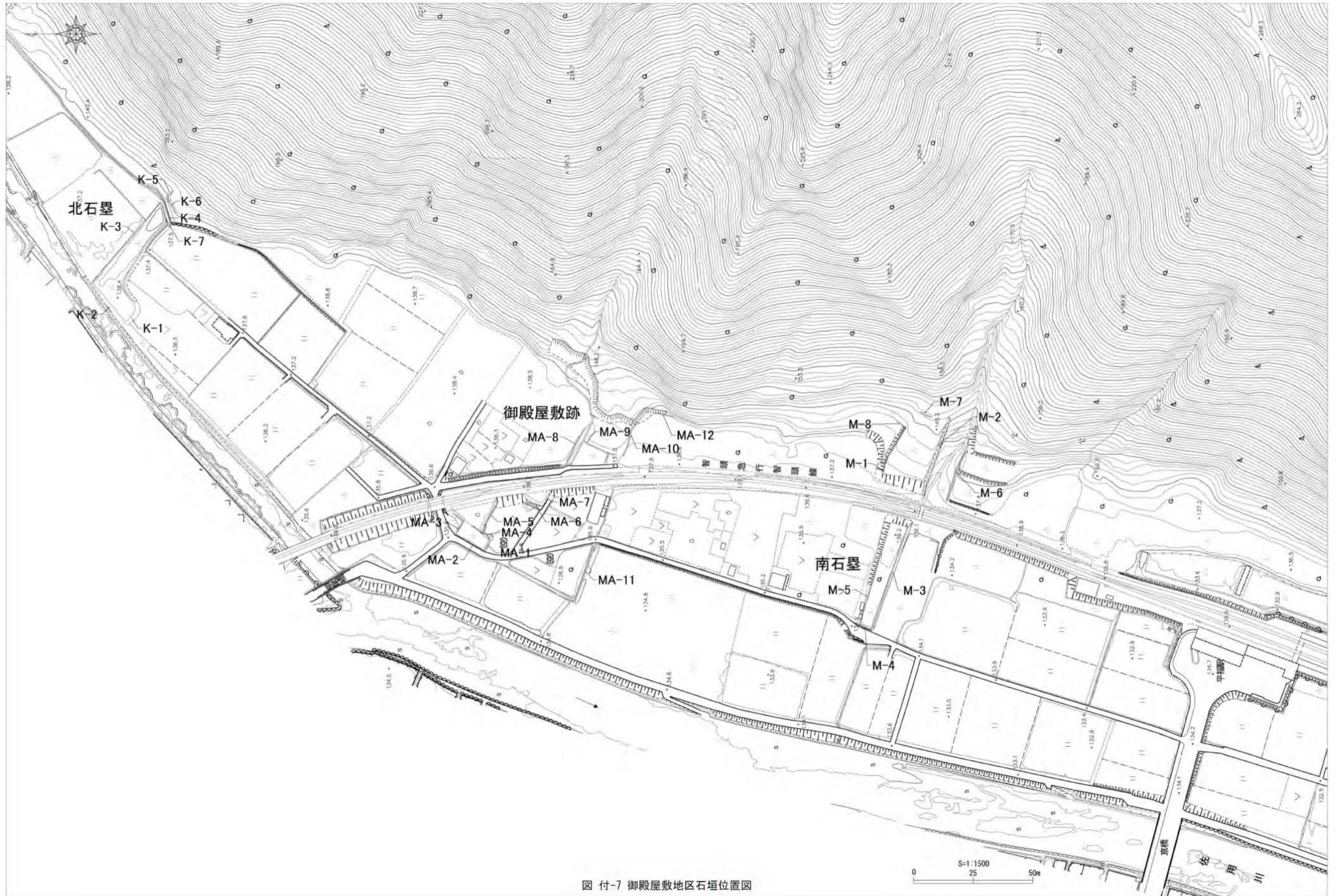


図 付-7 御殿屋敷地区石垣位置図